

# 岐阜市農業振興ビジョン



## 多様性ある農業の持続的発展



令和3（2021）年2月

# ごあいさつ

昨今の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、耕作放棄地の増大、生産力の低下など、ますます深刻になってきております。また、各地で相次いで発生している自然災害による被害や、家畜伝染病の蔓延などの脅威が我が国の農林水産業に大きな影響を与えております。

本市では、長良川の恵みに育まれた市街化区域内的の農地を中心に「えだまめ」「だいこん」「ほうれんそう」といった特産農作物の産地が形成されているほか、水田を利用した水稻の栽培や柿に代表される果樹、いちごや花き等といった施設園芸栽培、牛・豚や鶏などを飼養する畜産業など、実に多様な農業が営まれています。

本市では、これまでも次世代を担う農業者への支援や、特産農作物のブランド化、地産地消の推進などの農業振興策を実施してまいりましたが、近年は市街化区域内における農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと転換されるなど、農業をめぐる情勢に変化が生じています。

こうした農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、本市で営まれる多様な農業がバランスよく発展していくことを目指し、市街化区域内農地を含む農地の保全や活用策等について中長期的な指針とするべく「岐阜市農業振興ビジョン」を策定いたしました。農業者のみなさまはもとより、農業関係団体、行政機関だけでなく、消費者や地域住民のみなさまのご理解とご協力の下、本市における多様な農業を次世代に繋いでいけるよう、農業振興に取り組んでまいりたいと存じます。

最後に本ビジョンの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました岐阜市農業振興ビジョン懇話会の構成員をはじめとする関係各位に、心から感謝を申し上げます。

岐阜市長 柴橋 正直



# 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1-1 岐阜市農業振興ビジョン策定の目的.....	1
1-2 岐阜市農業振興ビジョンの位置づけ.....	2
1-3 岐阜市農業振興ビジョンの期間.....	2
1-4 岐阜市農業振興ビジョンの構成.....	3
<b>第2章 岐阜市の農業振興にかかる現状</b> .....	<b>6</b>
2-1 農業と食をめぐる社会動向.....	6
2-2 国の施策の方向性.....	9
2-3 岐阜市農業の現状.....	13
<b>第3章 岐阜市の農業振興にかかる課題</b> .....	<b>25</b>
3-1 岐阜市農業の現状における課題.....	25
3-2 区域ごとの現状と課題.....	46
<b>第4章 岐阜市農業の目指す将来像と施策の方向性</b> .....	<b>52</b>
4-1 基本理念.....	52
4-2 将来像.....	53
【農家】についての将来像.....	54
【農地】についての将来像.....	55
【収益性】についての将来像.....	56
<b>第5章 農業振興施策・取組</b> .....	<b>57</b>
5-1 【農家】についての方向性 農業生産の効率化の推進と経営の継続.....	58
5-2 【農地】についての方向性 優良農地の保全活用と都市的土地利用との調整.....	62
5-3 【収益性】についての方向性 立地や営農の特性に応じた農業経営の確立.....	66

## 第6章 区域別計画 .....71

6-1 北東部区域.....	71
6-2 北西部区域.....	73
6-3 北部区域.....	75
6-4 南西部区域.....	77
6-5 南東部区域.....	79

## 第7章 ビジョンの推進に向けて.....81

7-1 推進体制.....	81
7-2 ビジョンの進行管理.....	81

## 参考資料 .....82

(1)用語解説.....	82
(2)策定の経過.....	89

# 第1章 はじめに

## 1-1 岐阜市農業振興ビジョン策定の目的

農業は、食料の安定供給のほか、国土・自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を有しており、これらの機能が十分に発揮されるためには、農業の振興、持続的な発展が必要です。しかしながら、近年の農業をとりまく情勢は、輸入農産物の増加や農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化、後継者不足などによる荒廃農地の増加、有害鳥獣被害など様々な問題に直面し、年々厳しさを増しています。

本市の農業は、県庁所在地でありながら、農業振興地域での水田農業をはじめ、市街化区域内農地での園芸農業、市街化区域の近接地域における水田農業、いちごや花き等といった施設園芸農業、牛・豚や鶏などを飼養する畜産業など、実に多様な農業経営が展開されており、その担い手も、地域の中心経営体となり規模拡大を進める営農組織や個人農家、あるいは家族経営による中小規模な農家など、多岐にわたっています。

国は、令和2(2020)年3月に、食料・農業・農村基本法に基づく我が国における農政の中長期ビジョンとなる新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料・農業・農村が次世代へと持続的に継承され、国民生活の安定や国際社会に貢献していくための今後10年間の農政の指針を示しています。

また、平成28(2016)年5月には、「都市農業振興基本計画」が策定されるなど、市街化区域内農地の活用も含めた農業の新たな方向性が示され、そうした施策への対応が必要となっています。

これまで本市では、国の「食料・農業・農村基本計画」などで示された方向性のもと、農業振興地域内での営農を中心に、国や県、本市独自施策等で農業振興を進めてきましたが、こうした本市の多様な農業を次世代へと繋いでいくための農業振興策の在り方や、市街化区域内農地を含む農地の保全や活用策等について、中長期的な視点に立った農業振興のための指針が必要であると判断し、「岐阜市農業振興ビジョン」を策定することとしました。

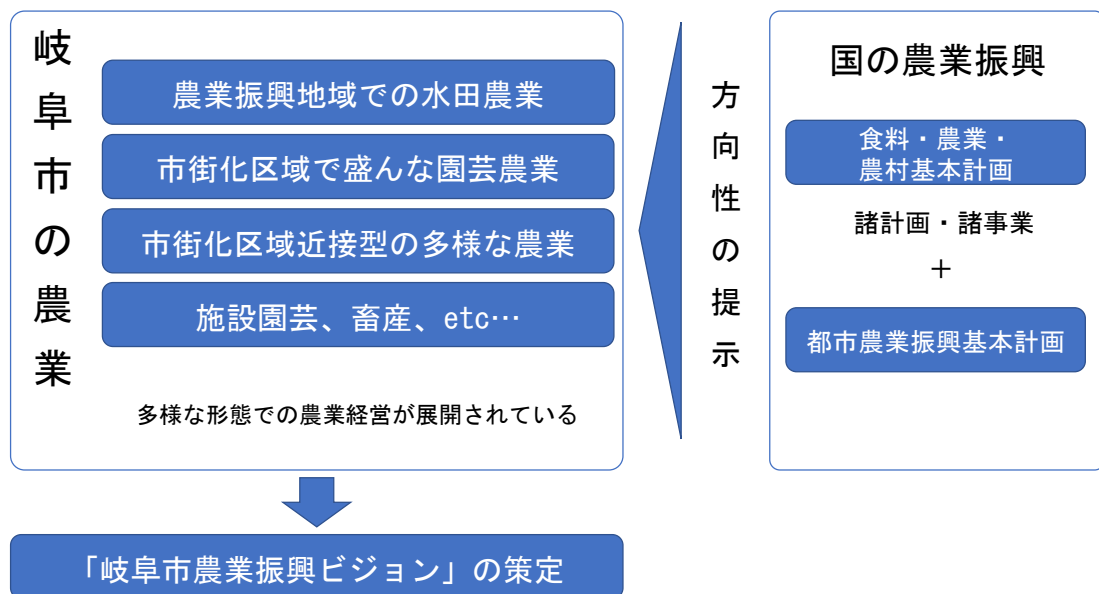


図 1 岐阜市農業振興ビジョン策定の背景

## 1-2 岐阜市農業振興ビジョンの位置づけ

本市では、都市づくりの総合的な方針となる「ぎふし未来地図」を平成30(2018)年10月に策定し、市政の分野ごとに策定する計画は「ぎふし未来地図」の方針に沿って策定することとしています。

「岐阜市農業振興ビジョン」についても、「ぎふし未来地図」に掲げられた政策「農林水産業の活性化」の方針に沿って策定するものとし、他の分野別計画と相互に連携しながら、本市の将来像の実現に向けて施策を実行していきます。

さらに、「岐阜市農業振興ビジョン」は、本市がこれまで法令に基づいて策定してきた農業分野における構想や計画、各種施策について、将来あるべき姿や、施策などを提起することを目標とします。

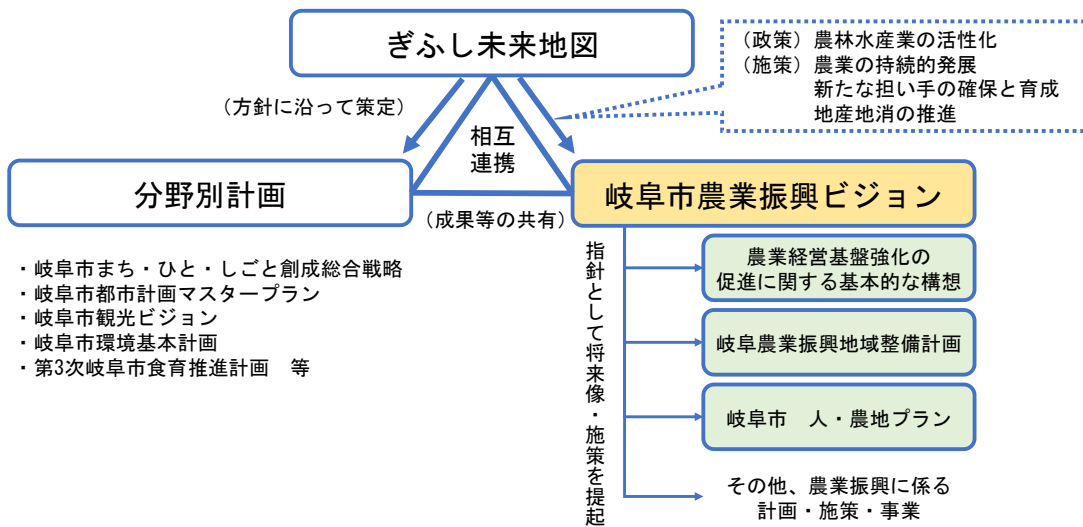


図 2 岐阜市農業振興ビジョンの位置づけ

## 1-3 岐阜市農業振興ビジョンの期間

「岐阜市農業振興ビジョン」の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

また、令和5(2023)年度までの期間を短期、令和8(2026)年度までの期間を中期、令和12(2030)年度までの期間を長期として、ビジョンの考え方や施策の実施、進捗管理を行うにあたっての目安とします。

		短期			中期				長期					
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
ぎふし 未来地図	未来都市像	[Blue bar spanning H30 to R12]												
	推進方針	[Blue arrow spanning H30 to R4]												
岐阜市農業振興ビジョン					[Red arrow spanning R3 to R12]									

図 3 計画の期間(ぎふし未来地図、岐阜市農業振興ビジョン)

## 1-4 岐阜市農業振興ビジョンの構成

「岐阜市農業振興ビジョン」では、まず、現状における本市農業の課題を整理します。

課題の整理にあたっては、近年における農業の全国的な状況について、「令和元年度岐阜市農業振興ビジョン策定業務委託基礎調査」(以下、基礎調査という。)で実施したアンケート、ヒアリング結果や農業者等によるワークショップでの検討成果、その他、岐阜市農業振興ビジョン懇話会等における農業者や外部関係者からの意見を整理した上で、その課題をより詳細に提示します。

さらに、本市の多様な営農形態を踏まえ、市内を5つの区域(図 5 参照)に分け、各区域の具体的な課題を明らかにします。

その上で、本市の農業振興のあるべき将来像や方向性を導き出し、課題解決に向けた施策や具体的な取組の立案を行います。その際、5つの区域ごとに重点的に実施する施策を区域別計画として整理します。

これら施策や具体的な取組を実施するにあたっては、中長期的な目標となる数値を設定し、達成状況を検証するなど、将来像の実現に向けた進捗管理を行う方法についても併せて検討します。

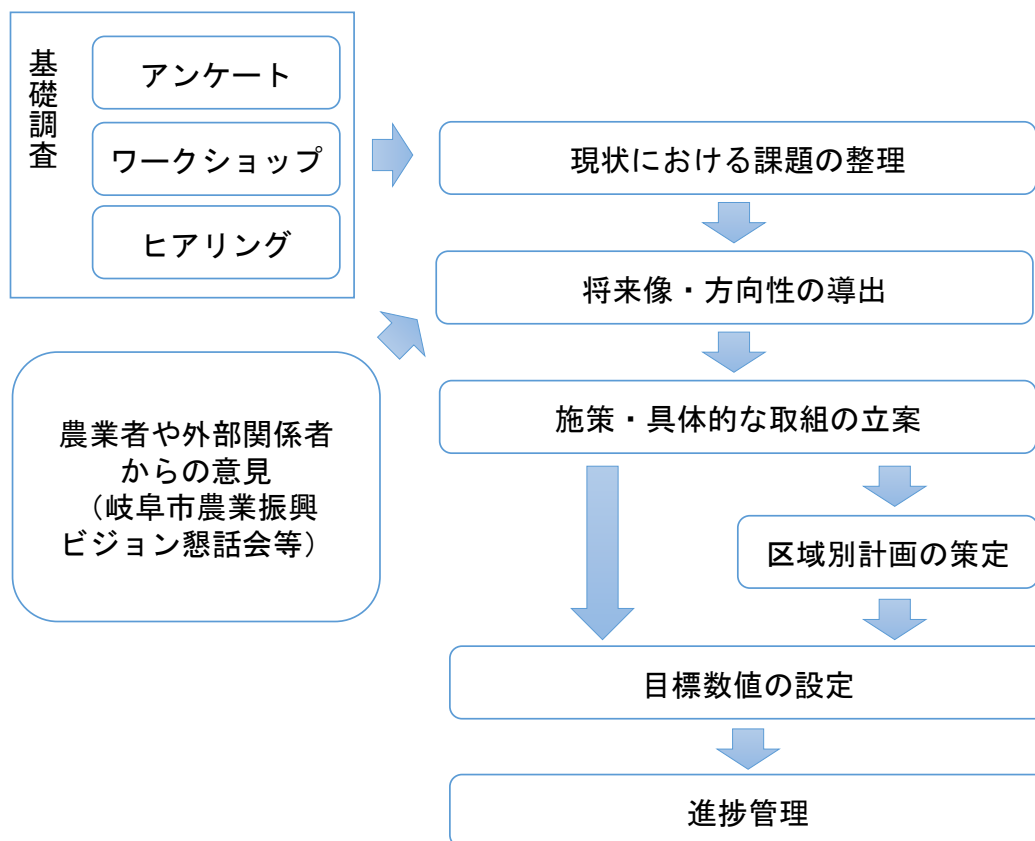


図 4 「岐阜市農業振興ビジョン」の構成(策定手順)

(註) このビジョンにおける「農業者」とは、広く農業に従事する者としてします。

「農家」及び「農業従事者」については、世界農林業センサスでの用語に準拠します。

- ・「農家」… 経営耕地面積が10a以上の農家を営む世帯  
または農産物販売価格が年間15万円以上ある世帯
- ・「農業従事者」… 15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者

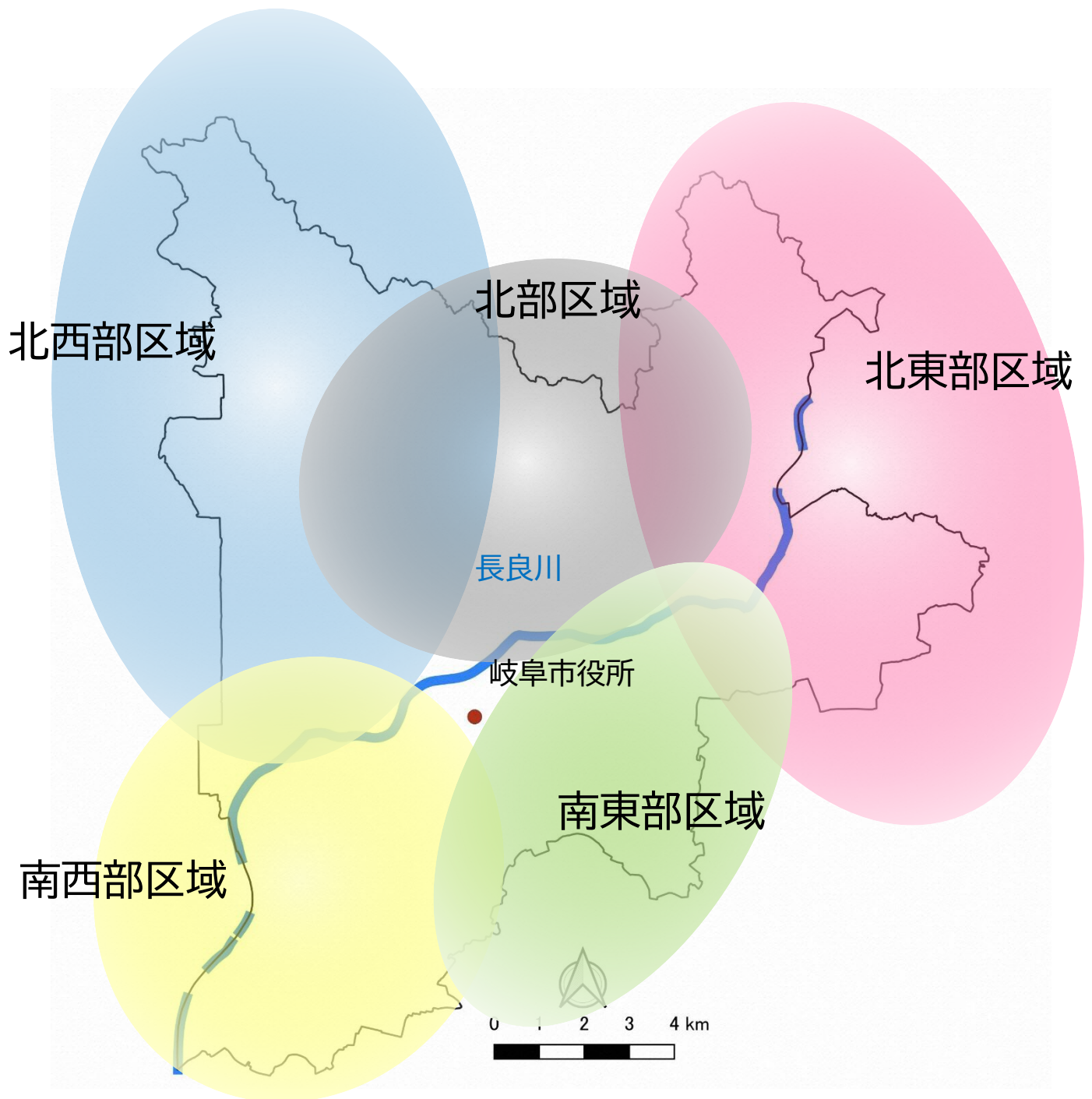


図 5 「岐阜市農業振興ビジョン」における 5 つの区域



表 1 基礎調査における主な調査事項

実施内容	実施時期	対象者・数	回答者数(回答率)
市内農家を対象としたアンケート	令和元(2019)年 8～9月	市内農家・3,000件	1,286件(42.9%)
市政モニターを対象としたアンケート	令和元(2019)年 9月	市政モニター・200名	186名(93.0%)
ぎふ市場まつり来場者を対象としたアンケート	令和元(2019)年 12月	来場者・200名	市内在住者 107名
生産作物部会長及び農業関連団体等を対象としたヒアリング	令和元(2019)年 11～12月	部会長及び関連団体 15団体(*)	—
農業関係者を対象としたワークショップ	令和元(2019)年 12月	5地区で開催・49名 参加	—

\*岐阜市園芸振興会(6部会)、岐阜市畜産振興会(5部会)、ぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」認定店舗(2店舗)、岐阜市中央卸売市場場内企業(2企業)

表 2 基礎調査における農家アンケート回答者の内訳

	計	割合
認定農業者 <sup>1</sup> である	137	10.7%
認定農業者ではない	731	56.8%
今後認定を受けたい	10	0.8%
わからない・無回答	408	31.7%
計	1,286	-

表 3 基礎調査におけるワークショップ参加者の内訳

	計
農業委員会委員 (うち認定農業者数)	13 (10)
農地利用最適化推進委員	24
認定農業者・認定新規就農者等	12
計	49

<sup>1</sup> 「認定農業者」とは、市町村が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画(農業経営改善計画)を作成し、市町村長の認定を受けた農業者を指します。認定の有効期間は5年間で、期間満了後に再度計画を提出し、再認定を受けることで更に5年間、認定を継続することができます。認定を受けることで、各種の公的な補助や支援が受けられやすくなるという利点があります。本市では、計画における5年後の農業所得目標額が400万円以上であることなどが認定を受ける条件となっています。

## 第2章 岐阜市の農業振興にかかる現状

### 2-1 農業と食をめぐる社会動向

#### ①多発する自然災害への対応

近年、局地的な集中豪雨の発生や、超大型台風の上陸など、これまでの想定を超える自然災害が多発し、それにともない、農地の浸水、農業用施設の損壊など、甚大な被害が発生しています。

本市は、中央部を東西に貫流する長良川とその支派川、これらに注ぐ小河川、排水路等があり、地勢その他の条件が重なることで、従来より多くの風水害が発生しています。また、近年の気候変動による局地的な集中豪雨により、支流河川の越水等による農地への浸水被害も度々発生しています。

こうした被害に対して、河川・水路管理者を中心とした対策が進められています。

#### ②家畜伝染病への対応

平成30(2018)年、本市では、国内で26年ぶりとなるCSF(豚熱 Classical swine fever)が発生しました。また、感染した野生イノシシによる広域的な感染拡散が発生し、現在もその対策が進められています。

国では、令和2(2020)年に家畜伝染病予防法の改正を行い、今回のCSFのほか、ASF(アフリカ豚熱)や口蹄疫、鳥インフルエンザなど、悪性家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のため、野生動物への感染対策の強化と農場における飼養衛生管理の徹底、国際機関を通じた防疫対策など悪性家畜伝染性疾病の侵入防止の徹底に取り組んでいます。

#### ③気候変動への適応

近年、気候変動が及ぼす農業への影響として、農作物への高温障害等により、水稻の白未熟粒やみかんの浮皮、りんごやぶどう、トマトの着色不良等といった農作物の生育不良が発生しています。

こうした状況下において、国では、地球温暖化の影響及びこうした状況への適応策の導入実態調査、気候変動へのリスクマネジメントを推進するための取組を進めるとともに、生産現場においては、高温障害等の影響を回避・軽減するための適応技術や高温耐性品種等の導入など、適応策の生産現場への普及指導や新たな適応技術の導入実証等の取組が進められています。

#### ④新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな危機等への対応

令和2(2020)年、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済の悪化により、農産物の需要減少や農業担い手の人手不足等といった課題に直面しています。

こうした中で、新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言下において、国が三大都市圏の住民を対象に行ったアンケートによると、都市農業の果たす役割について、半数が「役割は高まっている」「ある程度高まっていると思う」と回答しており、都市農業の果たす役割への期待が高まっていることがうかがえます。

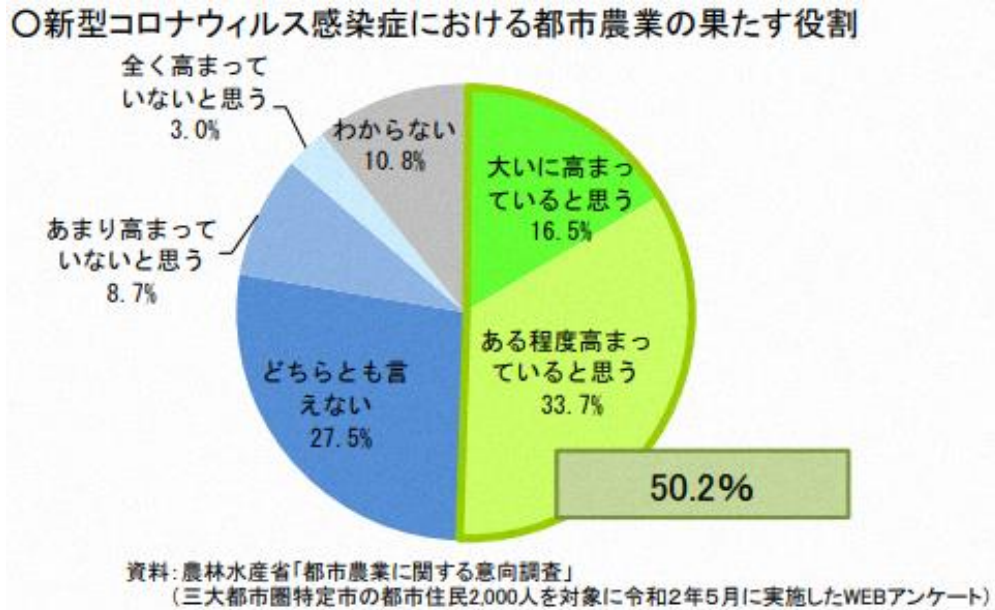


図 6 新型コロナウイルス感染症における都市農業の果たす役割認識

（出典：農林水産省 [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi\\_nougyo/attach/pdf/t\\_kuwashiku-10.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/attach/pdf/t_kuwashiku-10.pdf)）

また、日本農業新聞が新型コロナウイルスの影響による都市住民の食生活や農業への意識変化を調べるため、令和2(2020)年5～6月に行った街頭調査（首都圏が対象）によれば、国内農業への意識は「コロナ禍以前より大切に思うようになった」との回答が39.5%となっており、食料や農業について考える契機になっているものと考えられます。年代別では、10～30代が30%前後、40代が45%、50代が64%、60代が58%となっており、高齢層が高い傾向にあります。

（出典：日本農業新聞 2020年6月18日）

#### ⑤生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要開拓

6次産業化等の取組は、これまでも進められてきたところですが、近年では6次製品の質の向上と販路拡大に向けた戦略的推進や競争力の強化が求められるようになってきています。例えば、バリューチェーンと呼ばれる原材料の段階から製品やサービス提供に至る各プロセスを経るごとに価値を付加していく取組や、競争力強化を目的とした新たな市場の創出が求められるようになってきています。

## ⑥SDGsへの対応

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットによって採択された、環境、社会、経済の3つの側面のバランスがとれた社会の実現に向けた17のゴールと、課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から成る世界共通の目標です。

農業においても、これらの目標の達成に向けた積極的な取組が求められています。

- 【1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 【2】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 【3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 【4】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
- 【5】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
- 【6】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 【7】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 【8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 【9】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 【10】 各国内および各国間の不平等を是正する
- 【11】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
- 【12】 持続可能な生産消費形態を確保する
- 【13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 【14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 【15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 【16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 【17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(出典:国際連合広報センター)

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/sustainable\\_development\\_goals/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/)



図 7 SDGs のロゴ

## 2-2 国の施策の方向性

### ①人・農地プランの実質化と農地中間管理機構の活用等による農地の集積・集約化

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体<sup>2</sup>、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24(2012)年より全国で取り組まれています。認定農業者などが人・農地プランにおける中心経営体に位置づけられることで、各種補助事業の要件を満たしたり、政策金融公庫からの融資を受ける際の金利低減の措置を受けられたりするなど、政策的支援が受けやすくなるといったメリットがあります。

一方、平成26(2014)年から開始された農地中間管理事業は、地域内に分散・錯綜する農地を農地中間管理機構が一括して借り受け、条件整備等を行い、再配分して担い手<sup>3</sup>への集約化を実現するもので、国は農地中間管理事業を活用し、人・農地プランに位置付けられた中心経営体への農地の集積・集約化<sup>4</sup>を進め、令和5(2023)年度までに担い手(認定農業者等)への農地集積率を8割にすることを目標としています。(国の平成30(2018)年度末実績は56.2%)

しかしながら、国は、各地で作成された人・農地プランは地域の話し合いに基づくものとは言い難いものであるとし、令和元(2019)年度より、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートや地図作成による現状把握を行った上で、徹底した話し合いを通じて中心経営体への農地の集約化を進める将来方針を作成する「人・農地プランの実質化」に向けた取組を進めることとしました。

さらに、令和2(2020)年4月1日より、農業経営基盤強化促進法で規定する農地利用集積円滑化団体を通じた農地集積の仕組みを農地中間管理事業に統合一体化し、実質化された人・農地プランを実行に移し、中心経営体である担い手への農地の集積・集約化の強化が図られています。

### ②担い手の育成・確保と人材力の強化

平成27(2015)年の農林業センサスによれば、全国の基幹的農業従事者<sup>5</sup>は、前回調査年次に比べ14.5%減少の175.3万人となっており、年々減少を続けています。また、平均年齢は67.0才であり、年々高齢化する傾向にあります。

表 4 全国の基幹的農業従事者の従事者数と平均年齢の推移

(出典:2000~2015年農林業センサス)

	平成 12(2000)年	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
従事者数(人)	2,399,579	2,240,672	2,051,437	1,753,764
平均年齢(歳)	62.2	64.2	66.1	67.0

<sup>2</sup> 「中心経営体」とは、地域の農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(個人、法人、集落営農など)のことを指します。

<sup>3</sup> 「担い手」とは、国の食料・農業・農村基本計画で「効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営(認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農)」とされており、農業生産の相当部分を担い、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することが期待されています。

<sup>4</sup> 農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することを指します。また農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることを指します。

<sup>5</sup> 「基幹的農業従事者」とは、農林業センサスで用いられている農業従事者の区分で、「自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者」を指します。2015年農林業センサスでは、岐阜市全体で3,217名が該当しています。なお、農家世帯の15歳以上の世帯員で、年間1日以上、自営農業に従事した者を「農業従事者」と言います。

農業の担い手減少が危惧される中、新規就農者の確保に向けた政策的な取組に加え、福祉事業所との連携(農福連携)や、作業ピークの異なる産地や業種間等において、各経営体の繁忙期と閑散期を組み合わせ互いに支援し合う取組など、農業分野以外との連携による新たな担い手の育成・確保と人材力強化に向けた取組が各地で始まっています。

### ③農業水利施設の長寿命化

農業水利施設は、戦後の高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進行しています。

平成30(2018)年度における経年劣化やその他の原因による農業水利施設の漏水等といった突発事故は、前年度に比べ425件少ない1,109件となりましたが、それ以前と比べると依然として高い水準となっています。

農業水利施設の機能を効率的に維持・保全する取組として、施設の長寿命化を図るストックマネジメント<sup>6</sup>が進められています。

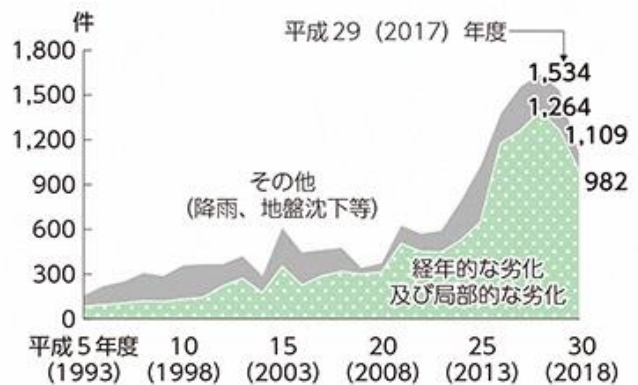


図 8 農業水利施設における突発事故の発生状況  
(出典:令和元年度 食料・農業・農村白書)

### ④農業保険

平成30(2018)年4月に改正された農業保険法の下、従来の収量減少への補填に加え、新たな作目の導入や販路の開拓など農業経営全体を対象とした新たなセーフティネットとして、青色申告を行っている農業者を対象に「収入保険制度」が導入され、平成31(2019)年1月から運用を開始しました。

米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ等、原則として全ての農産物を対象に、自然災害だけでなく、価格低下など農業経営上のリスクを幅広く補償する仕組みとなっています。

<sup>6</sup> 「ストックマネジメント」とは、機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系を言います。

## ⑤規格・認証・知的財産の活用

農産物市場のグローバル化は急速に拡大しており、我が国では令和元(2019)年に、輸出額が9,121億円に達しています。輸出金額が多い国・地域は、香港、中国、米国であり、特に中国向け輸出額が大幅に増加しています。

流通の広域化や国際化が進む中で、海外の商品との競争力向上や差別化、ブランド力の維持・向上のためには、客観的な規格・認証制度を活用することや知的財産権を取得すること等により、自らの商品価値を証明し、守っていく必要があります。近年では、GAP(農業生産工程管理)やHACCP(危害要因分析・重要管理点)、平成27(2015)年に開始された地理的表示(GI)保護制度を含む規格・認証制度、知的財産制度の活用が進められています。



図 9 農林水産物・食品の輸出額の推移

(出典:令和元年度 食料・農業・農村白書)

## ⑥スマート農業の推進

農業の急激な労働力不足が深刻化する中、我が国の農林水産物・食品の輸出額は、過去最高を更新し、農業を活力ある産業へと成長させることが求められています。

そのため、生産性の向上や規模拡大、農作物の品質向上、新規就農者等への技術の継承など、高度な農業経営を実現するスマート農業の技術開発及び普及が進められております。



図 10 スマート農業技術の例(水田作)

(出典:平成30年度 食料・農業・農村白書)

## ⑦都市農業の振興

平成28(2016)年に国が策定した都市農業振興基本計画では、従来「宅地化すべきもの」とされていた市街化区域内農地の位置づけを、都市に「あるべきもの」へと大きく方針転換しました。さらに、市街化区域内農地が有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られるための措置を講ずるものとして、平成30(2018)年9月には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されました。

また、現在指定されている生産緑地についても、引き続き農地として保全するため、買取り申出の期限前までに所有者等の意向をもとに、市町村長が特定生産緑地に指定することで、生産緑地と同様の扱いが10年間延期される特定生産緑地制度が平成30(2018)年4月に新設されるなど、市街化区域内農地の活用に向けた制度の整備が進んでいます。

## ⑧生物多様性への配慮

生物多様性条約第13回締約国会議(COP13,平成28(2016)年)本会議では、「とりわけ農林水産業および観光業における各種セクターへの生物多様性の保全および持続可能な利用の組み込み」を主要テーマとして、生物多様性の主流化<sup>7</sup>を含む議論がなされました。

農業は植物・動物を資源とする産業であり、生物多様性の主流化を推進することは、それらの資源を将来にわたって持続可能な状態で保全することにつながり、農業の維持にも大きく貢献するものと考えられます。

国内では、環境に配慮した農業の取組による生物多様性保全効果を評価する新たな手法<sup>8</sup>が開発され、有機農業や冬期湛水管理等の生物多様性保全に効果の高い営農活動等に対する支援が進められています。

<sup>7</sup> 「生物多様性の主流化」とは、生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまで、様々な社会経済活動の中に組み込むことを言います。これを推進することで、農業資源である植物・動物の持続可能な状態での保全が期待されます。

<sup>8</sup> 新たな評価手法として、「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」(農研機構/2018年)、「魚が棲みやすい農業水路を目指して～農業水路の魚類調査・評価マニュアル～」(同)などが公開されています。



## 2-3 岐阜市農業の現状

### 1) 農業者の状況

#### 《農家戸数の推移》

平成17(2005)年、平成22(2010)年、平成27(2015)年の農林業センサスにおける本市の農家戸数の推移を見ると、全体では平成17(2005)年から平成22(2010)年の間に433戸(約6%)減少し、平成22(2010)年から平成27(2015)年の間では944戸(約14.0%)減少しています。

農家の種別でみると、第1種・第2種兼業農家の減少が顕著となっています。一方、専業農家については平成17(2005)年から平成22(2010)年の間では60戸(11.2%)、平成22(2010)年から平成27(2015)年の間では65戸(約10.9%)の増加となっています。しかし、農家数全体に占める構成比が10%前後と小さいことから、農家戸数全体の推移に対し、さほど大きく影響していないのが現状です。

表 5 農家戸数(専・兼業別)の推移 (出典:2005~2015年農林業センサス)

農家の種別		2005(平成17)年		2010(平成22)年		2015(平成27)年	
		戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
専業農家	岐阜市	535	7.4%	595	8.8%	660	11.4%
	全国	443,158	15.6%	451,427	17.9%	442,805	20.6%
第1種兼業農家	岐阜市	329	4.6%	235	3.5%	166	2.9%
	全国	308,319	10.8%	224,610	8.9%	164,790	7.7%
第2種兼業農家	岐阜市	3,478	48.4%	3,005	44.5%	2,225	38.3%
	全国	1,211,947	42.6%	955,169	37.8%	721,996	33.6%
自給的農家	岐阜市	2,842	39.6%	2,916	43.2%	2,756	47.5%
	全国	883,379	31.0%	892,733	35.4%	819,191	38.1%
合計	岐阜市	7,184	100.0%	6,751	100.0%	5,807	100.0%
	全国	2,846,803	100.0%	2,523,939	100.0%	2,148,782	100.0%

#### 《農業者の平均年齢》

本市における基幹的農業従事者の平均年齢は、2015年農林業センサスによれば70.9歳となっており、年を追うごとに高齢化が進行しています。

表 6 岐阜市における基幹的農業従事者数及び平均年齢[カッコ内は全国値]

(出典:2000~2015年農林業センサス)

	平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年
従事者数(人)	4,677 (2,399,579)	4,203 (2,240,672)	3,577 (2,051,437)	3,217 (1,753,764)
平均年齢(歳)	66.8 (62.2)	68.5 (64.2)	69.5 (66.1)	70.9 (67.0)

## 《認定農業者数の推移・傾向》

本市の認定農業者数は、平成22(2010)年3月31日現在129件であったものが、令和2(2020)年3月31日現在148件(内、法人経営体30件)と19件増加し、全農家戸数(5,807件)の約2.0%を占めています。

一方で、平成22(2010)年以降で40件(令和元(2019)年には3件)の農業者が認定農業者を辞退し、あるいは再認定を行っていません。一部は農業経営の法人化に伴う個人経営の認定を辞退したものが、多くは、高齢のため農業経営の縮小、離農、廃業によるものです。

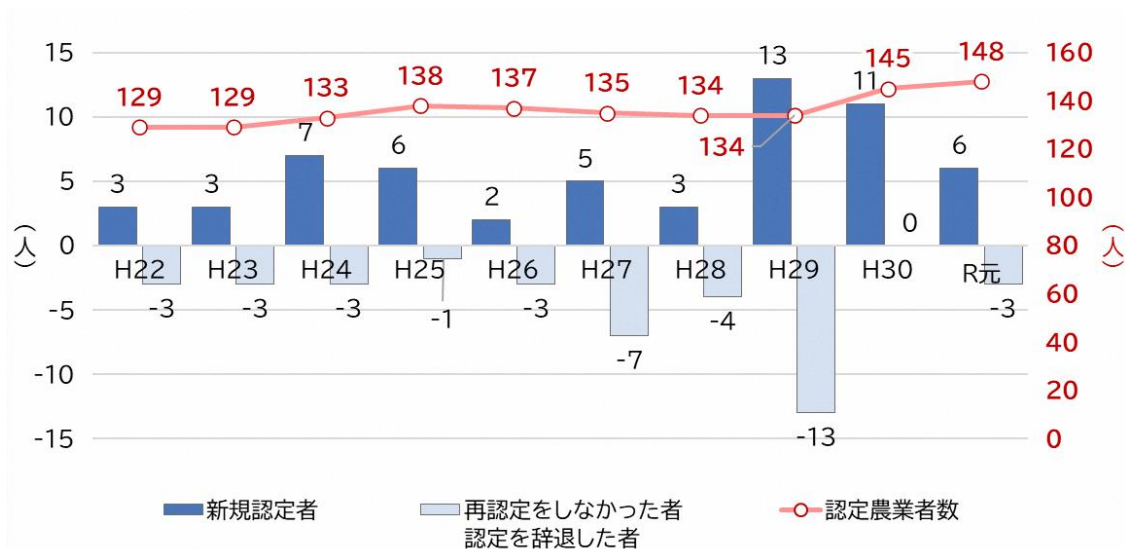


図 11 認定農業者数の推移 (岐阜市作成)

(※「再認定をしなかった者」・「認定を辞退した者」についてはマイナスの表記としています。)

## 《新規就農者の傾向》

新規就農者の傾向として、認定新規就農者<sup>9</sup>等の推移(図 12)を見ると、平成20(2008)年度以降、令和元(2019)年度までに、36名が青年等就農計画等の認定を受けて就農しています。年1~3名程度が継続的に就農しており、近年は年平均2名程度が就農しています。

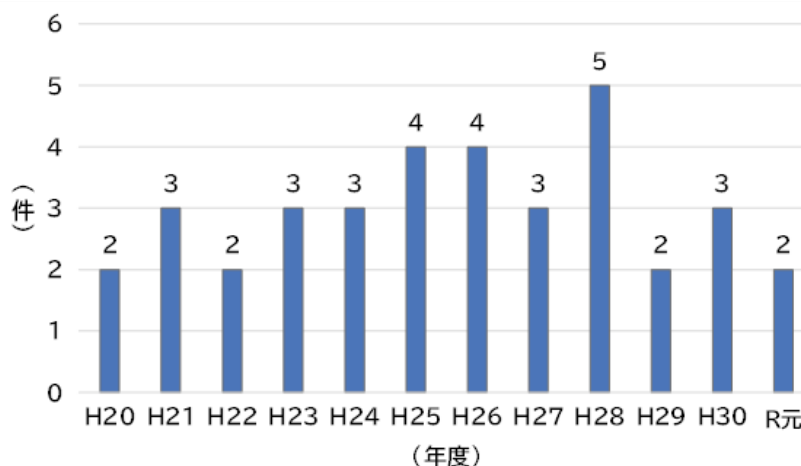


図 12 認定新規就農者数の推移(岐阜市作成)

<sup>9</sup> 「認定新規就農者」とは、新たに農業経営を営もうとする者(新規就農者)が作成する計画(青年等就農計画)を市町村長に提出し、その認定を受けることにより、「認定新規就農者」となります。本市では、認定農業者等の元で一年の農業研修を受けたこと、計画における5年後の農業所得目標額が160万円以上であることなどが認定を受ける条件となっています。

なお、36件の青年等就農計画等の営農類型(表 7)を見ると、最も多いのが「いちご」であり、次いで「露地野菜」「施設野菜」「トマト」となっており、比較的収支を見込みやすい施設園芸や、本市の特産農産物であるえだまめ、だいこん、ほうれんそうといった露地野菜の畑作が多いことが特徴です。

表 7 平成 20(2008)年以降の青年等就農計画等認定者の営農類型  
(令和 2(2020)年 3 月 31 日現在)(岐阜市作成)

営農類型	いちご	露地野菜	施設野菜	トマト	養蜂	きのこ	柿	合計
認定数	19	8	2	3	2	1	1	36

(※複数品目での就農計画は主要な品目で集計)

### 《家族経営協定の締結状況》

本市における家族経営協定<sup>10</sup>の締結状況は、下表のとおりです。締結件数全体の75%が北部区域で占められており、「えだまめ」「だいこん」「ほうれんそう」といった露地野菜を栽培する農家で多く締結されていることが特徴です。

家族経営協定の締結件数は近年増加状況にあり、24件の内9件が平成29(2017)年度以降に締結されています。また、9件の内、5件の家族経営協定においては、協定締結後に世帯主である農業経営者と後継者とは連名で農業経営改善計画を作成し、共同経営の認定農業者として認定を受けていることから、後継者確保の役割を果たしていることがうかがえます。

表 8 家族経営協定の締結件数(令和 2(2020)年 3 月 31 日現在)(岐阜市作成)

農政区域名	芥見	西郷	方県	網代	鷺山	常磐	則武	島	市橋	日置江	計
件数	1	1	1	1	1	1	4	12	1	1	24

### 《集落営農組織の活動状況》

本市において、任意組織である集落営農組織は、令和2(2020)年3月31日現在、7地域で11組織が活動しています。

以前は多くの地域で任意組織の集落営農組織がありましたが、農地の借り受けや、経理を明確にすることなどを目的とし、相当数が法人化を果たし、各地域の農地の受け手として活動しています。

<sup>10</sup>「家族経営協定」とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。これにより、家族内農業従事者の各々の役割が明確になり家族農業経営への参画意識や意欲が向上させることを目的としています。家族経営協定を締結することで、主たる農業経営者以外の者(後継者など)でも、主たる農業経営者と連名で農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となることができます。

## 2) 農地の状況

### ≪耕地面積の概況≫

本市の耕地面積3,794.1haの内、約54%にあたる2,057.0haが農業振興地域の指定を受けており、約44%にあたる1,655.3haについて、農用地区域を指定しています。

地目別に見ると田が最も多く、耕地面積全体の約75%を占めています。

また、本市の耕地面積の約30%にあたる1,127.5haが市街化区域内にあります。

表 9 土地利用の状況(単位:ha 令和2(2020)年3月現在) (岐阜市作成)

区分	耕地面積					農業用 施設用地	その他	合計	耕地面積 に占める 割合	市全体 に占める 割合
	田	畑	樹園地	採草 放牧地	計					
岐阜市	2,835.4	600.5	336.9	21.3	3,794.1	9.6	16,556.3	20,360.0	100.0%	100.0%
うち農業振興地域	1,724.4	140.3	171.0	21.3	2,057.0	9.6	1,536.7	3,603.3	54.0%	17.7%
うち農用地区域	1,477.6	86.7	91.0	-	1,655.3	9.6	-	1,664.9	43.4%	8.2%
(参考)市街化区域	569.3	558.3	-	-	1,127.5	-	6,899.5	8,027.0	29.6%	39.4%

※市街化区域の耕地面積は、平成29年度都市計画基礎調査の結果による。

※市街化区域の「畑」には樹園地等を含む。

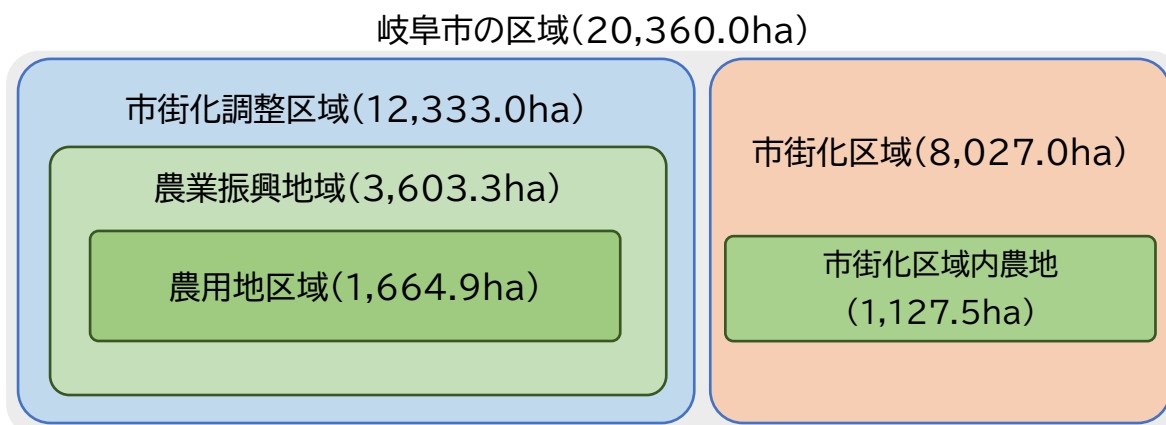


図 13 農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法による土地利用区分のイメージ (岐阜市作成)

### ≪経営耕地面積の概況≫

本市における経営規模別の農家戸数を見ると、およそ半数が0.3ha未満の経営規模であり、1.0haを超える経営規模の農家は1割にも満たず、中小規模の経営体が多いことがわかります。

表 10 岐阜市における経営規模別の農家戸数(出典:2015年農林業センサス)

	~0.3ha	0.3ha ~0.5ha	0.5ha ~1.0ha	1.0ha ~1.5ha	1.5ha ~2.0ha	2.0ha ~3.0ha	3.0ha ~5.0ha	5.0ha~	合計
戸数	2,819	1,073	1,427	325	75	46	24	18	5,807
(割合)	48.5%	18.5%	24.6%	5.6%	1.3%	0.8%	0.4%	0.3%	100.0%

## 《農地の集積率》

本市における担い手への農地の集積率について、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想<sup>11</sup>では、平成35(令和5/2023)年度に80%とすることを目標としていますが、令和2(2020)年3月31日現在21.6%であり、目標を達成するためには、農地の集積・集約化に向けた更なる取組が求められています。

表 11 農地集積率の推移

調査年度	岐阜市		岐阜県の農地集積率	全国の農地集積率
	担い手への農地集積面積	担い手への農地集積率		
平成 27(2015)年度	696.9 ha	17.3%	31.5%	52.3%
平成 28(2016)年度	759.7 ha	18.9%	32.7%	54.0%
平成 29(2017)年度	819.4 ha	20.7%	34.6%	55.2%
平成 30(2018)年度	823.2 ha	20.8%	36.2%	56.2%
令和元(2019)年度	850.6 ha	21.6%	37.0%	57.1%

(農林水産省「担い手の農地利用集積状況調査<sup>12</sup>」の調査結果より岐阜市作成)

<sup>11</sup> 「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県知事が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、市町村が農業経営の指標や担い手への農用地の集積目標などを定めるものです。本市では、平成6年12月に策定し、岐阜県の基本方針の見直しなどに合わせ、見直しを行っています。

<sup>12</sup> 農林水産省が毎年実施している「担い手の農地利用集積状況調査」において、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本想水準到達者」、「集落営農経営」の4類型に該当する経営体が「担い手」として定義されており、本市における農地集積率はこれら経営体が所有または耕作する農地面積により算出しています。

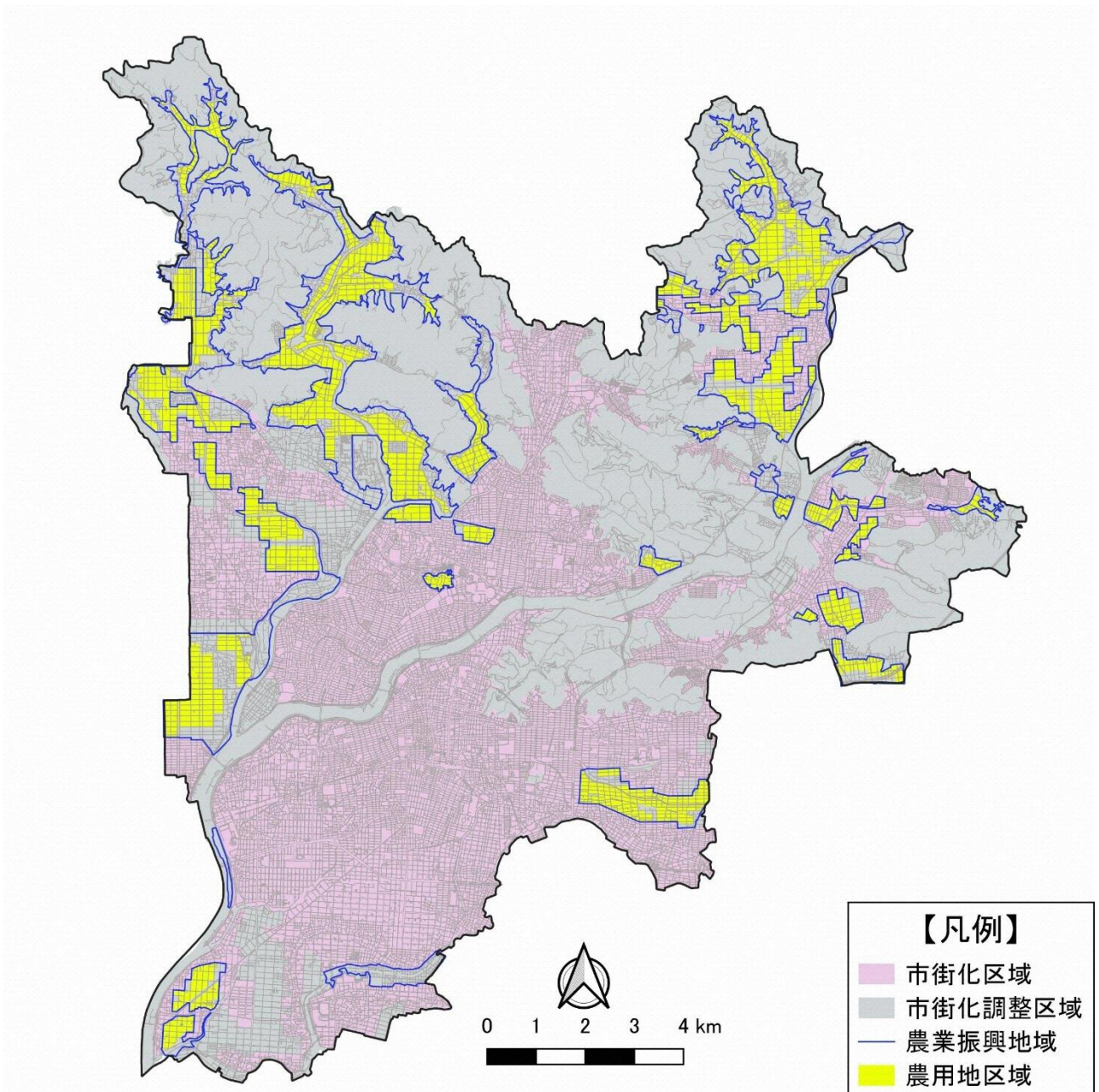


図 14 岐阜市における市街化区域・市街化調整区域・農業振興地域・農業振興地域内農用地区域の区分  
 (岐阜市作成、地図作成には国土地理院基盤地図情報を使用)

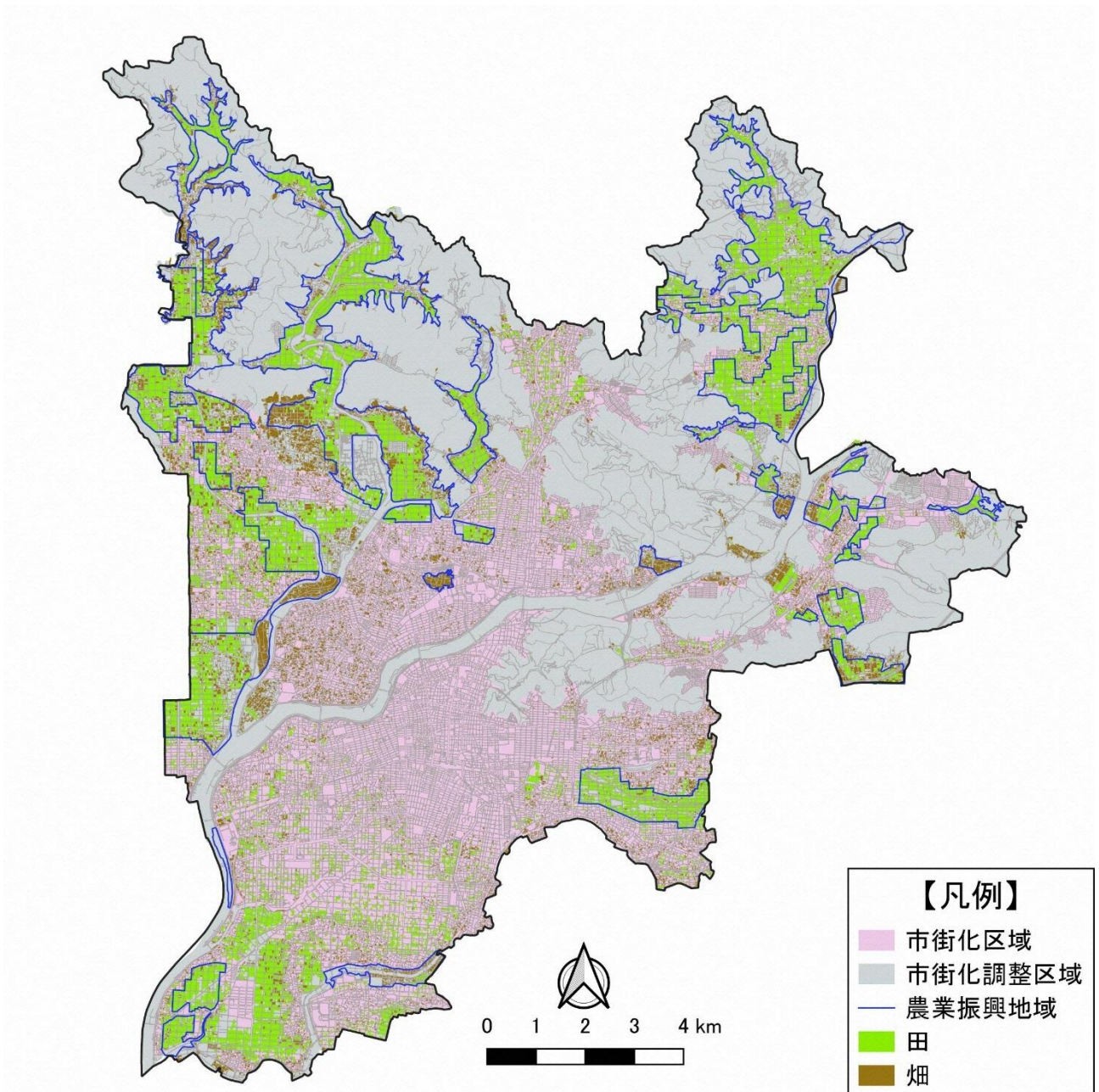


図 15 岐阜市における農地の分布  
 (岐阜市作成、地図作成には国土地理院基盤地図情報を使用)

## 《地域農政の現状》

本市においては、農政の現場で活動する組織として、市内を30地区に分けて、各地区に農政推進委員会を設置し、市長及び農業委員会会長が委嘱する農政推進委員が集落における農政上の課題解決や集落活動の活性化のために活動しています。

各地区農政推進委員会及び農政推進委員は、平成8(1996)年にそれまで各地区で活動していた農業調査委員会及び農業調査委員と、農事改良組合及び農事改良組合長を改編して設置されました。

本市における人・農地プランは、30ある地区農政推進委員会の活動の範囲ごとに作成されています。

令和元(2019)年度には4地区の人・農地プランについて「既に実質化している」と判断し、その他の26地区においても、人・農地プランの実質化に向けて工程表を作成し、アンケートや地図の作成などの取組を進めています。

また、農業振興地域内農用地区域を中心に農地の保全に努め、農地の有する多面的機能<sup>13</sup>が効果的に発揮されるよう、多面的機能支払交付金を活用し、地域の共同活動による農業用水等の維持管理に取り組んでいる地域があり、令和元(2019)年度には14組織が活動しています。

表 12 多面的機能支払交付金の活動状況(令和元(2019)年度) (岐阜市作成)

活動の種別	実施組織数	認定農地面積(ha)		
		田	畑	
農地維持支払	14	822.6	705.4	117.2
資源向上支払(共同)	11			
資源向上支払(長寿命化)	6			

<sup>13</sup> 「農地の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことを言います。



表 13 各地区農政推進委員会の活動の範囲となる地域

(出典:地域面積・市街化区域農地面積…平成29(2017)年度都市計画基礎調査  
耕作地面積…令和元(2019)年農地基本台帳  
農用地区域面積…岐阜農業振興地域整備計画)

農政地区名	地域名	地域面積							
		地域面積		耕作面積		農用地区域面積		市街化区域農地面積	
		(ha)	市全域に占める割合	(ha)	市全域に占める割合	(ha)	市全域に占める割合	(ha)	市全域に占める割合
山県	三輪北	989.2	4.9%	195.1	5.1%	376.9	22.8%	0.3	0.0%
巖美	三輪南の一部	1,023.6	5.0%	205.5	5.4%			85.5	5.2%
春近	三輪南の一部			57.7	1.5%				
芥見	芥見、芥見東、芥見南、藍川	1,760.8	8.6%	203.0	5.4%	111.6	6.7%	29.4	1.8%
岩	岩	475.6	2.3%	89.4	2.4%	38.4	2.3%	14.6	0.9%
網代	網代	1,309.6	6.4%	172.2	4.5%	136.6	8.3%	-	-
方県	方県	1,500.7	7.4%	213.9	5.6%	217.1	13.1%	-	-
黒野	黒野	787.3	3.9%	253.7	6.7%	99.7	6.0%	16.4	1.0%
西郷	西郷	458.5	2.3%	152.0	4.0%	121.9	7.4%	56.6	3.4%
木田	木田	271.5	1.3%	68.3	1.8%	53.3	3.2%	19.0	1.1%
七郷	七郷	357.4	1.8%	121.1	3.2%	21.1	1.3%	61.7	3.7%
合渡	合渡	503.7	2.5%	185.5	4.9%	111.1	6.7%	14.1	0.9%
島	島、早田、城西	690.8	3.4%	109.8	2.9%	-	-	79.2	4.8%
則武	則武	181.5	0.9%	37.4	1.0%	-	-	26.6	1.6%
鷺山	鷺山	296.7	1.5%	77.3	2.0%	42.6	2.6%	16.4	1.0%
長良	長良、長良西、長良東	1,223.4	6.0%	103.6	2.7%	13.0	0.8%	43.7	2.6%
常磐	常磐	1,007.0	4.9%	186.8	4.9%	152.0	9.2%	13.9	0.8%
岩野田	岩野田、岩野田北	971.0	4.8%	75.8	2.0%	-	-	72.6	4.4%
鏡島	鏡島	343.3	1.7%	27.4	0.7%	-	-	30.9	1.9%
三里	三里	344.7	1.7%	88.3	2.3%	-	-	43.0	2.6%
市橋	市橋	448.2	2.2%	106.3	2.8%	-	-	75.4	4.6%
本荘	本荘	192.0	0.9%	7.5	0.2%	-	-	5.6	0.3%
鶉	鶉	339.4	1.7%	89.9	2.4%	-	-	72.9	4.4%
日置江	日置江	397.7	2.0%	131.4	3.5%	62.0	3.7%	36.6	2.2%
柳津	柳津	775.8	3.8%	222.1	5.9%	-	-	63.8	3.9%
日野	日野	560.4	2.8%	37.7	1.0%	-	-	32.2	1.9%
北長森	長森北、長森西、長森東	695.6	3.4%	163.2	4.3%	27.8	1.7%	61.2	3.7%
南長森	長森南	381.7	1.9%	80.1	2.1%	70.2	4.2%	39.9	2.4%
厚見	厚見	320.7	1.6%	49.5	1.3%	-	-	42.4	2.6%
茜部	茜部	374.6	1.8%	95.6	2.5%	-	-	70.4	4.3%

\* 調査する範囲の基準が異なるため、農政地区ごとに区分ができない数値や一致しない数値があります。



図 16 岐阜市における地域の区分(岐阜市作成)

※農政推進委員会が設置されていない地域を網掛けにて表示

### 3) 生産及び販売の状況

#### 《生産額の状況》

令和元(2019)年の農産物生産販売状況を見ると、種類別には野菜類の販売額が最も多く、主要作物の約60%を占めています。中でも、特産農産物である「えだまめ」は主要な野菜類の販売額の約45%を占めています。

各品目の販売先としては、中京、関西、北陸地区への出荷が多く、首都圏を含む関東地区への出荷は少ないのが現状です。

表 14 農産物生産販売状況(平成31(2019)年1月1日～令和元(2019)年12月31日)

(出典:農林水産統計年報・ぎふ農業協同組合(以下、「JA ぎふ」)米穀課資料[穀物類]

JA ぎふ園芸畜産課資料[野菜・果実類]

花き産業振興総合調査[花木類])

※野菜類・果実類は平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日までの実績値

※野菜類の内、いちごは令和元(2019)年10月1日から令和2(2020)年6月30日までの実績値

品名		販売農家戸数 (戸)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	粗生産額 (千円)	販売量 (t)	販売額 (千円)	販売先別割合等 (%)
穀物類	米	4,085	1,550	7,230	1,829,190	2,428	614,284	
	麦	45	133	483	77,280	483	77,280	
	大豆	53	61	57	18,411	57	18,411	
	小計	4,183	1,744	7,770	1,924,881	2,968	709,975	
野菜類	えだまめ	181	120.0	-	-	772	547,395	関西 60 中京 35 北陸 5
	だいこん	40	18.5	-	-	1,322	99,471	中京 90 北陸 5 関西 5
	いちご	48	7.1	-	-	293	330,135	中京 45 北陸 55
	ほうれんそう	123	42.7	-	-	693	268,611	中京 60 北陸 40
	小計	392	188.3	-	-	3,080	1,245,612	
果実類	柿	312	81	-	-	438	92,103	中京 90 関東 5 北陸他 5
	小計	312	81	-	-	438	92,103	
花木類	切り花	5	0.91	374 千鉢	43,650	-	-	
	鉢もの	18	9.11	4,341 千鉢	697,426	-	-	
	苗もの	10	5.23	2,629 千鉢	244,577	-	-	
	小計	33	15.25	7,344 千鉢	985,653	-	-	

\* 中京 … 東海三県を中心とした地域への出荷

\* 北陸 … 北陸四県を中心とした地域への出荷

\* 関西 … 大阪を中心とした近畿地方への出荷

\* 関東 … 東京を中心とした関東地方への出荷

## 《地産地消の取組》

本市では、地産地消の取組を広く消費者へPRするため、地元で生産された農畜産物等を積極的に取扱う飲食店や販売店、食品加工所などを『ぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」』（以下、「ぎふ〜ど」という。）として認定する、ぎふ地産地消推進の店認定事業により地産地消の取組を進めており、こうした活動をより多くの方に知っていただくために「ぎふ〜ど MAP」を作成しています。

現在では、本市、山県市、本巣市、本巣郡北方町、羽島郡笠松町の3市2町での広域連携事業として取り組んでいます。

また、本市周辺で生産された特産農産物を「ぎふベジ」と呼称し、「旬の時期に食べられるおいしい地元の野菜」としてホームページやSNS、各種イベント等を通じてPR等の取組も行っています。



図 17 「ぎふ〜ど」と「ぎふベジ」のロゴマーク（岐阜市）

表 15 ぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」年度別認定店舗数（岐阜市作成）

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認定	岐阜市	20	16	21	23	18	10	19	2	22
	本巣市						5	2		
	山県市							2	2	
	北方町						4			
	笠松町									2
取消			△ 4				△ 2	△ 6	△ 2	△ 4
累計		20	36	53	76	94	111	128	130	150

# 第3章 岐阜市の農業振興にかかる課題

本市の農業振興にかかる課題について、整理・分析を行うにあたり、前章までの内容を踏まえ、農業振興に必要な要素として

- 「人」(=農家)
- 「環境」(=農地)
- 「経営」(=収益性)

の3つの視点を設定します。

その上で、課題ごとに、基礎調査での各種アンケート結果や農業者等によるワークショップでの検討成果、その他、岐阜市農業振興ビジョン懇話会(以下、「懇話会」)等における農業者や外部関係者からの意見を踏まえ、整理・分析を行います。

なお、表 1 に示した基礎調査での実施内容について、以後は下表のような表記とします。

表 1 における「実施内容」	表記
市内農家を対象としたアンケート	農家アンケート
市政モニターを対象としたアンケート	市政モニターアンケート
農業関係者を対象としたワークショップ	ワークショップ

## 3-1 岐阜市農業の現状における課題

### 1) 【農家】の減少にかかる課題

#### ① 農業集落の高齢化、担い手・農業後継者が不足しており、農地の維持・管理が困難

- ◆本市では、基幹的農業従事者の平均年齢が70.9歳と国の平均年齢67.0歳を上回っており、農業従事者の高齢化が進行しています。
- ◆後継者の問題については、農家アンケートの結果、後継者が決まっていない農家が7割も存在することから、農業従事者の高齢化とともに後継者の減少により担い手の不足が懸念されています。
- ◆団塊の世代が70歳を迎え、離農する時期に差し掛かっており、今後も担い手不足が深刻化するおそれがあります。
- ◆農業従事者の高齢化や農業後継者がいない状況が今後も続けば、農地の維持・管理が困難となり、耕作放棄地が増加していくことも懸念されます。

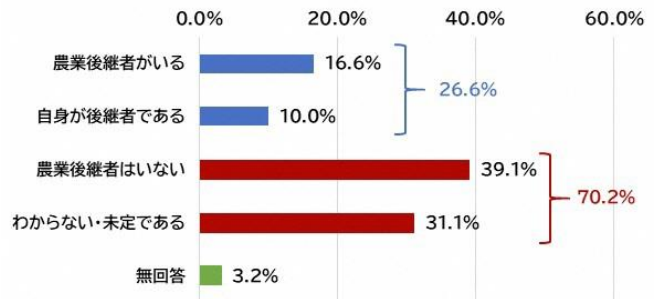


図 18 農業後継者の有無  
(出典:農家アンケート)

#### ② 繁忙期の労働力が不足し、担い手にオーバーワークが発生している。

- ◆ワークショップでは、水田農業においても園芸農業においても、農繁期の労働力が一時的に不足し、担い手がオーバーワークとなる状況が発生しているという意見が挙がっています。
- ◆稲作においては、水田の集積が進む一方で、畦畔除草などの管理作業を行う労働力が不足し、経営規模の拡大を進める上で大きな課題となっています。

### ③農機具・農業資材の調達が容易でない。営農意欲を高める施設等の整備への期待が高い。

- ◆ワークショップでは、「農業資材・機械設備費が高額である」、「ハウス資材が高く導入しにくい」といった意見が挙げられ、農機具・農業資材が高価で調達が容易でないという問題が存在しています。
- ◆「新規就農者が農機具・設備を整えるのが困難」、「定年帰農したくても農機具が揃っていない」という意見も挙げられ、新たな農機具・農業資材の調達が困難であるため、意欲はあっても、資金の面で新たに就農することが難しい状況がうかがえます。
- ◆加えて、就農時における栽培技術の習得や施設の見学等ができるモデルハウスの設置や、ICT・IoT技術の展示・体験など、営農意欲を高める施設の整備を期待する意見も聞かれました。

### ④新規就農するにあたり、収益性や経営農地の確保が課題となっている。

- ◆ワークショップでは、新規就農にあたって収益性の確保が容易でないことや、まとまった農地を確保できないことで農地の権利を取得もしくは設定するための条件を満たせないことが課題となっている、という意見が挙がっています。
- ◆意欲を持って就農しても、露地野菜では農産物の収穫量が気候の影響を受けやすいことや、施設園芸では経営開始直後より設備投資資金の返済など、経営的・金銭的な問題に悩まされることもあり、今後さらに新規就農者を増やしていく上で、こうした問題の解決が必要となります。
- ◆合渡地区に立地する、全国農業協同組合連合会岐阜県本部（以下、「JA 全農岐阜」）が運営するいちご新規就農者研修所では、岐阜県内での就農希望者への研修を実施しており、研修修了後に研修所周辺で就農した実績が多くあります。新規就農者に対する研修機会の拡充とともに、研修後の市内での就農を促していくことが必要です。



図 19 JA 全農岐阜いちご新規就農者研修所  
(出典:JA 全農岐阜)

#### 農地取得の下限面積制限

耕作のために農地の所有権等の権利を取得もしくは設定しようとする場合、農地法第3条の許可が必要で、その許可要件の一つに「経営農地の下限面積要件」が定められています。（農地法第3条第2項第5号）

下限面積は、農地法で50アール（北海道以外）と定められていますが、市町村の区域の状況によっては省令に基づいて、50アール以下の別段の面積を定めることができ、本市では40アールとしています。

## ⑤ 営農環境の悪化により、営農の存続や経営継承が懸念される。

- ◆ 農家アンケートにおいて、経営耕地の所在する区域の区分について尋ねたところ、半数以上の農業者が市街化区域に農地を持っていると回答しています。
- ◆ ワークショップでは、「宅地化により取り付け道路のない農地がある」「宅地と農地が点在しており営農しにくい」など、営農環境の悪化に関する意見が挙がっています。
- ◆ 農地周辺が宅地化することにより、農地の日照時間が短くなることで作物の生育に影響が出ることが懸念されます。また、農作業に伴って生じる騒音や土埃の発生に配慮したり、農薬散布時の風向に配慮するなど、地域住民の生活環境に配慮しながら営農することが、作業性が低下する要因となっています。
- ◆ 農家アンケートにおいて、農業経営上の課題として「営農環境の悪化」を挙げている農業者の経営耕地の区分を見ると、市街化区域と市街化調整区域の区別に大きな偏りがないことがうかがえ、営農の存続や経営の継承が懸念されます。

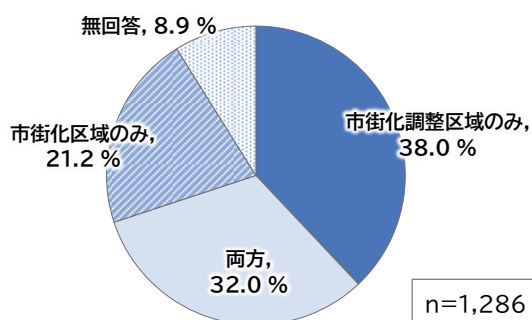


図 20 「経営耕地の所在する区域区分」の回答  
(出典:農家アンケート)

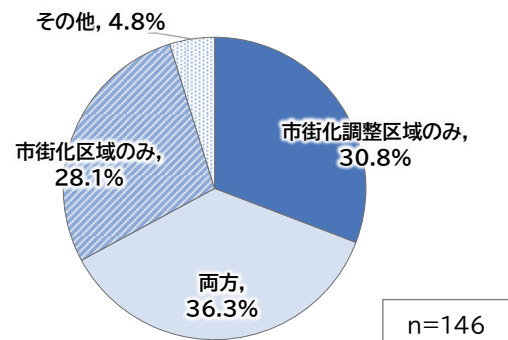


図 21 「営農環境の悪化」を農業経営上の課題として上げた回答者の経営耕地の所在する区域区分の割合(出典:農家アンケート)

## ⑥ 今後の営農継続のための栽培技術の導入・継承や新たな販売機会の創出が求められている。

- ◆ 農家アンケートにおいて、近い将来の農業経営の意向を尋ねたところ、「離農したい」や「規模を縮小したい」、「わからない」といった回答が多く、今後の農業経営への不安を抱えているなど、消極的な意見が多くみられました。
- ◆ 新たに取り組みたい内容として、「集落営農の推進」や「新たな作物の栽培」、「農繁期の労働者の確保」などが多く挙げられています。
- ◆ 今後も持続的な農業を実践していくためには、農業従事者の営農意欲を維持・向上させることのできる農業環境を整備し、地域全体で農業を支える集落営農の推進や、生産性の向上につながる新しい栽培技術の導入、市場の変化・ニーズに合わせた販売形態・機会を生み出していくことなども重要と考えられます。

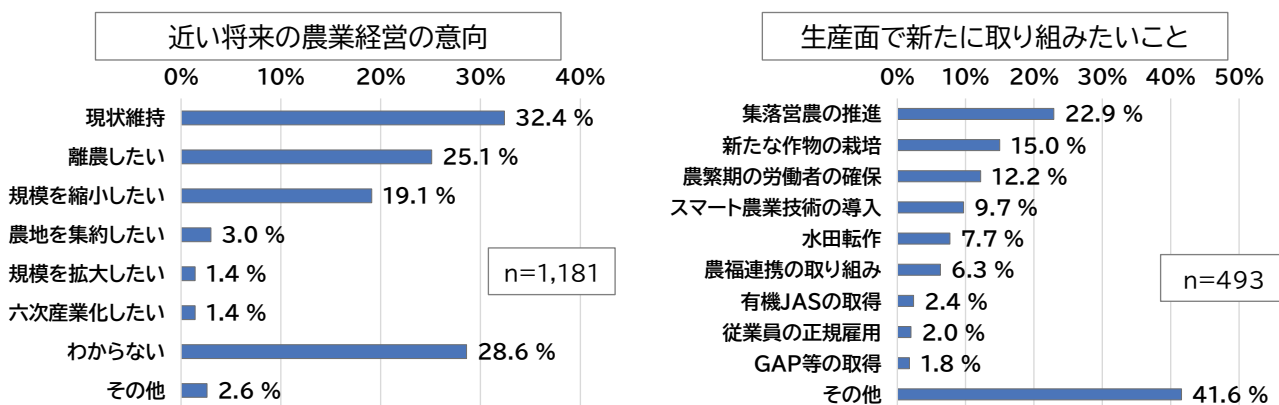


図 22 「近い将来の農業経営の意向」「生産面で新たに取り組みたいこと」の回答  
(出典:農家アンケート)

## 2) 【農地】の保全にかかる課題

### 【生産者側の視点】

#### ①水利施設の老朽化が進んでおり、管理が不十分。施設更新のためのコストが高い。

- ◆市内には農業施設として用水路が総延長395km、揚水機場が249箇所あります。
- ◆市内の多くの地区において、用水路や揚水機場等の農業用水利施設の老朽化や維持管理の問題が指摘されています。水田の集積・集約化や農業機械の大型化など農業の形態が変わっているにもかかわらず、農地や、農地に付帯する施設がその変化に追いついていないことが懸念されます。
- ◆平成29(2017)年度には、農業用水利施設の経年劣化等により、全国で1,500件以上の漏水等の突発事故が発生しており、本市においても同様のリスクを抱えています。(p10 図 8 参照)

①施設名
◇用水路[総延長:395 km]
◇揚水機場[総数:249 箇所]
②現状と課題
・用水路については岐阜市版農業用水利施設保全対策(ストックマネージメント)事業計画を策定しています。
・揚水機場については農業用揚水機場(井戸)保全対策事業計画を策定しています。
・用水路、揚水機場ともに老朽化が進んでおり、維持・更新コストの増加が見込まれます。

図 23 農業施設のマネジメントに関する基本方針

(出典:岐阜市公共施設等総合管理計画(平成29(2017)年3月策定))

#### ②農作業の機械化やスマート農業の導入を進めたいが、水田区画など生産基盤が未対応

- ◆ワークショップでは、農作業の機械化やスマート農業の導入によって、水田農業における効率化や省力化を実現したいという声はあるものの、現状では水田区画が小さく、農地を集約する程畦畔が多くなり、作業効率が上がらないなど、農業者の希望に生産基盤が対応しきれていないという課題が挙げられています。
- ◆スマート農業の手法のうち、園芸施設における労務管理の仕組みなど、農地や施設の規模に関係なく導入できるものであれば、現状の本市の農業にも導入が見込まれますが、既存の設備との調整など、導入コストを十分に検討して進める必要があります。
- ◆グローバルな食市場の急速な拡大、また、減少が続く農業労働力の確保への対応として、スマート農業の技術の開発・普及が今後ますます重要となることを考えると、旧来の生産基盤を早期に改良し、時代のニーズに対応していくことも求められます。

#### ③農地の維持管理の負担感が増している。

- ◆農家アンケートにおいて、近い将来「離農したい」または「規模を縮小したい」と回答した生産者を対象に、農地をどのようにしたいかを尋ねたところ、「農地転用して売却したい」との回答が4割、「農地として売却したい」との回答が2割あり、農業経営をやめる際には農地を売却したい意向が強い結果となりました。
- ◆このまま離農や規模縮小が進んだ場合、農地転用により農地自体も減少していく可能性があります。
- ◆高齢化により農地の維持管理が困難になり、農地管理の負担感が増している状況がうかがえます。



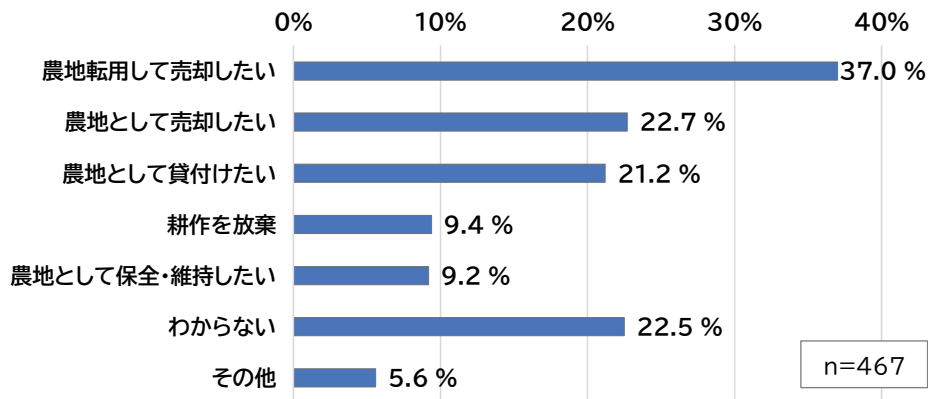


図 24 農地をどうしたいかの意向（出典：農家アンケート）

#### ④土地改良事業を推進したいが、費用負担や担い手の確保などが課題

- ◆土地改良事業の多くは、昭和40年代までに行われたため、多くの農業水利施設が老朽化しており、水田区画の大規模化などを進めるにも施設再整備が必要となりますが、米価の低迷や農業後継者不足をはじめ、地元負担金が多い等といった課題もあり、新たな事業を実施することが極めて難しい状況にあります。
- ◆計画的に土地改良事業を推進するためには、費用負担や担い手確保のあり方について検討していく必要があります。

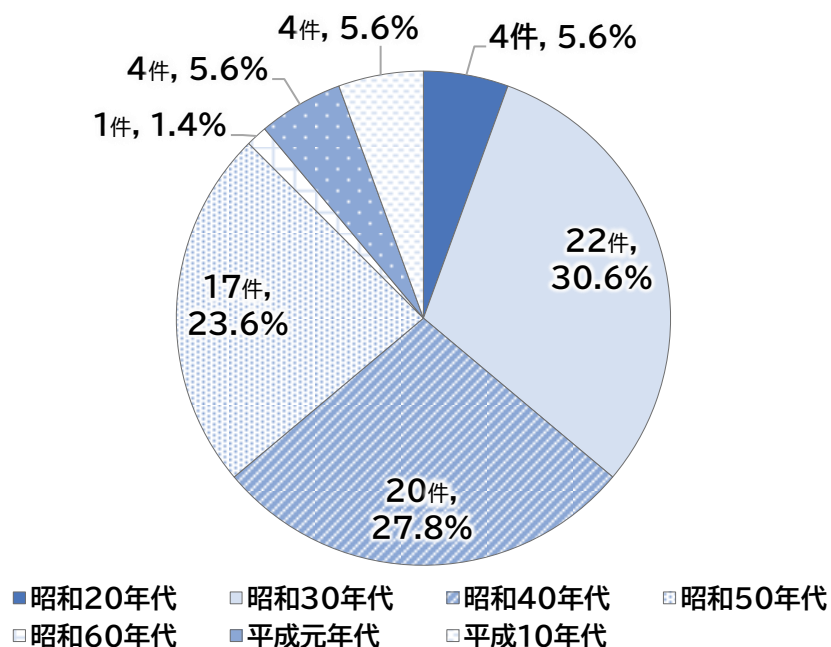


図 25 岐阜市における土地改良事業の工事完了時期別件数（岐阜市作成）

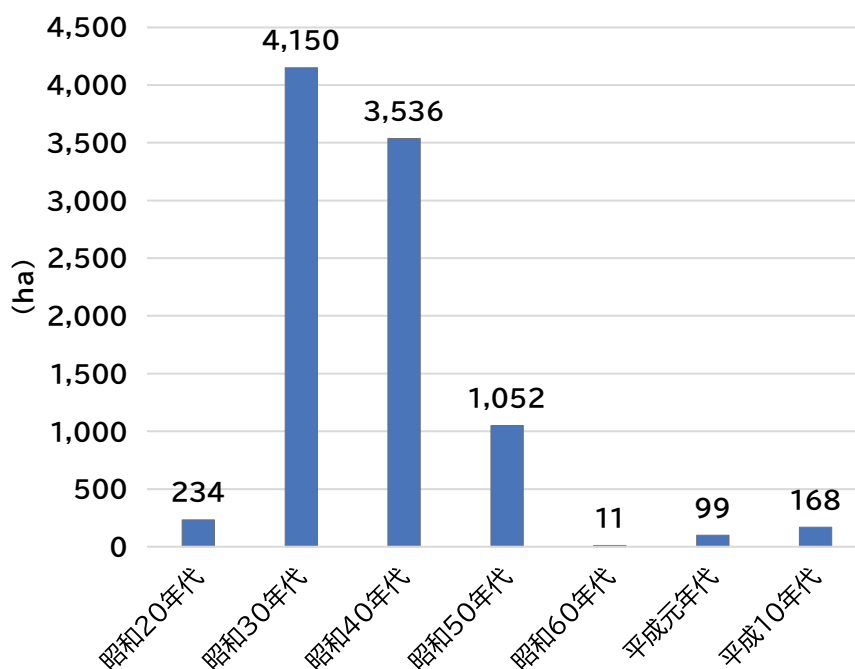


図 26 岐阜市における土地改良事業の工事完了時期別受益面積合計（岐阜市作成）

### ⑤施設園芸の拡大機会が捉えられていない。

- ◆ワークショップでは、規模拡大などの積極的な農業経営を展開したい意向があっても、空きハウス等の情報が適切に入手できず規模拡大の機会を失ってしまう場合があるといった指摘があります。
- ◆施設園芸の担い手を確保するためには、空きハウス等の情報を共有するなど、施設園芸農家の就農や経営規模拡大の機会を逃さないような取組が求められます。

### ⑥農地の利用集積に取り組んでいる一方で、借り手がつかない農地がある。

- ◆通作距離が遠いことや、機械作業がしにくい区画や規模であるなど、農地の条件によっては借り手がつかず、適切な活用が図られていない状況が顕在化しています。
- ◆本市内の遊休農地<sup>14</sup>面積は、耕地面積の0.6%であり、今後も遊休農地を増やさないように、農地の適切な活用を促していくことが必要です。

表 16 岐阜市における遊休農地面積の増減の状況(単位:ha)

(出典:岐阜市農業委員会資料(令和2(2020)年3月31日現在))

平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
9.4	16.2	20.8	20.6	25.5	24.7

<sup>14</sup> 「遊休農地」とは、「現に耕作されておらず、引き続き耕作されていないと見込まれる農地」(農地法第 32 条第 1 項第 1 号の農地)を指し、農業委員会が利用状況調査を行い、実態を把握しています。これに対し、「耕作放棄地」は、農林業センサスにおいて「以前耕作していた農地で、過去 1 年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地」として農業者等が回答した農地を指します。

⑦市街化区域内では固定資産税の負担が重く、税負担の軽減を期待する声大きい。

- ◆本市の市街化区域内農地では、宅地並みの評価をし、その評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となり、農地方式で課税( 図 27 参照)をしています。税負担の調整措置は適用されていますが、近年の固定資産税額は宅地に近い水準まで上昇しており、生産者団体へのヒアリングやワークショップにおいて、「固定資産税の負担が農業経営を圧迫している」や「固定資産税低減のために生産緑地制度の導入を」といった意見が多く聞かれました。
- ◆また、農家アンケートの結果において、「税負担(相続税<sup>15</sup>、固定資産税等)」を農業経営上の問題点として回答した者の内、「市街化区域に農地を所有している」が83%と大半を占めていることから、市街化区域内において、状況が深刻であることがうかがえます。
- ◆現在、本市では生産緑地制度を導入していません。また、農家アンケートの結果では、「生産緑地制度の導入を希望する」農業者が15%、「生産緑地の指定を受けたい農地がある」農業者が13%となっています。

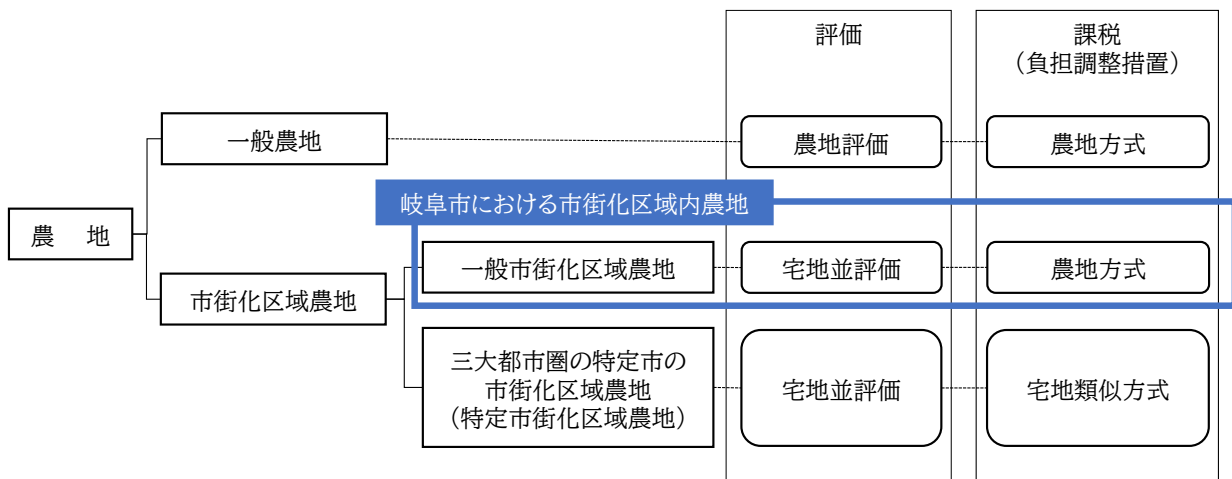


図 27 農地の保有に対する固定資産税の評価及び課税

(出典:「固定資産税のしおり」をもとに岐阜市作成)

<sup>15</sup> 農地の相続税については、農業を営んでいた被相続人から、農地等を相続や遺贈によって取得した相続人が、引き続き農業経営を行う場合は納税が猶予される制度があります。(相続税納税猶予の特例)

納税猶予の特例の適用を受けた相続税が免除されるには、市街化調整区域の農地では終身、市街化区域の農地では20年間、引き続き農業経営を行うことが要件となります。

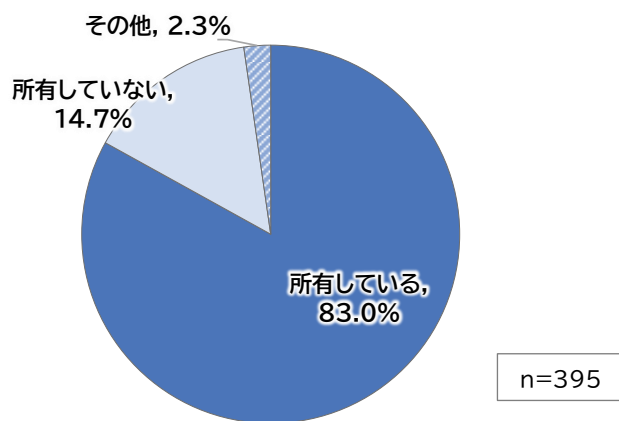


図 28 「税負担」を農業経営上の課題として上げた回答者の内、市街化区域内に農地を所有している者の割合  
(出典:農家アンケート)

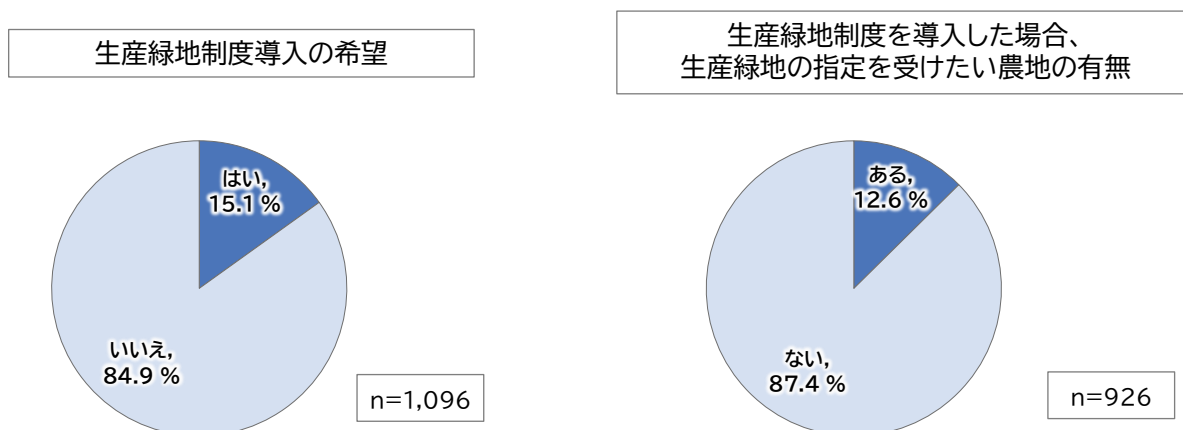


図 29 生産緑地制度の導入希望及び指定を希望する農地の有無について (出典:農家アンケート)

### ⑧市街地化が進展しており、農薬の使用などについて、地域住民との共存が不可欠

- ◆市街化区域内農地においては、住宅地などに近接する圃場での農薬の使用や野焼き、早朝や夜間の作業などについて、周辺環境への影響に配慮することが求められており、地域農業と市民生活との共存が不可欠となります。

## 【消費者側の視点】

### ①農地の存続を望む声は多い。

- ◆ 市政モニターアンケートでは、回答者の半数程度が「岐阜市内全ての農地の存続を望む」、また、市街地の農地についても、半数程度が「市街地の農地は必要」と回答しています。
- ◆ また、回答者の半数以上が「昔からある農地なので、今後も農地として存続してほしい」と回答しており、消費者の視点においても、本市内の農地の存続を望む声が多くなっています。
- ◆ 農業・農地に期待することとしては、「新鮮な農産物を生産・販売する」、「安全・安心な農産物を供給する」といった回答が多く、一定以上の鮮度、品質の農産物を供給するため、市民生活に身近な農地の存続が望まれているものと推測されます。
- ◆ 市街地にある農地の存続意向の区分別に農業・農地への期待を集計すると、「市街地の農地は必要」と考えている回答者では、いずれの項目についても「市街地の農地は必要ない」と考えている回答者よりも回答比率が高くなっており、全般的に市街地における農業への期待が大きい傾向にあります。

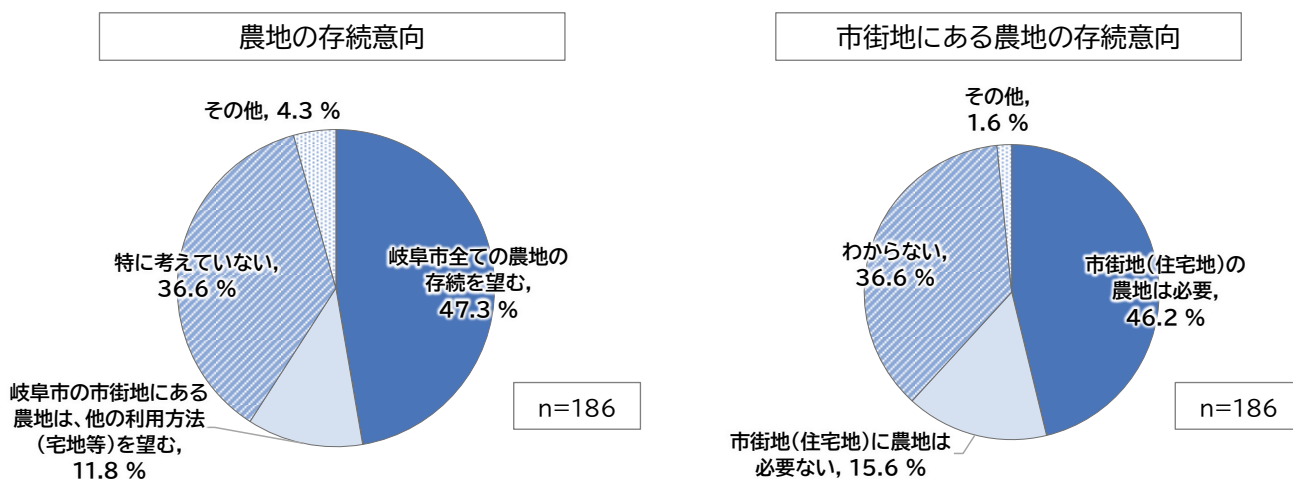


図 30 農地の存続意向 (出典:市政モニターアンケート)

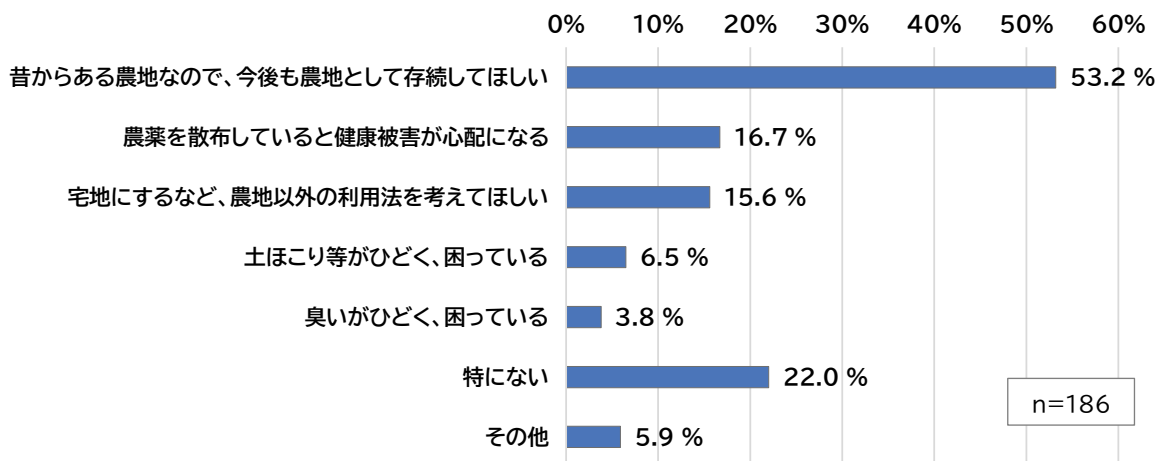


図 31 農地について感じていること (出典:市政モニターアンケート)

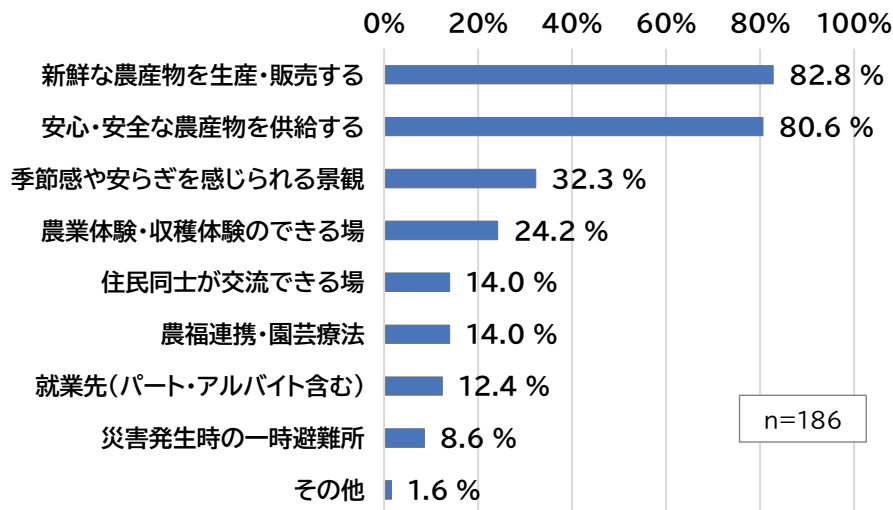


図 32 農業・農地に期待すること

(出典:市政モニターアンケート)

表 17 市街地農地の存続意向の区分別に見た農業・農地への期待

(出典:市政モニターアンケート)

市街地にある農地の存続意向		新鮮な農産物を生産・販売する	安心・安全な農産物を供給する	季節感や安らぎを感じられる景観	農業体験・収穫体験のできる場	住民同士が交流できる場	農福連携・園芸療法	就業先(パート・アルバイト含む)	災害発生時の一時避難場所	その他
市街地の農地は必要	86	75	73	36	21	16	14	16	11	1
	100.0%	87.2%	84.9%	41.9%	24.4%	18.6%	16.3%	18.6%	12.8%	1.2%
市街地の農地は必要ない	29	21	21	3	4	3	2	3	0	2
	100.0%	72.4%	72.4%	10.3%	13.8%	10.3%	6.9%	10.3%	0.0%	6.9%
わからない	68	56	54	19	19	6	6	6	5	0
	100.0%	82.4%	79.4%	27.9%	27.9%	8.8%	8.8%	8.8%	7.4%	0.0%
その他	3	2	2	2	1	1	1	1	0	0
	100.0%	66.7%	66.7%	66.7%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
合計	186	154	150	60	45	26	23	26	16	3
	100.0%	82.8%	80.6%	32.3%	24.2%	14.0%	12.4%	14.0%	8.6%	1.6%

### 3) 農業の【収益性】にかかる課題

#### 【生産者側の視点】

農家アンケートにおける農業経営上の問題点について聞いた質問では、「収益が低い」とする回答が最も多く、回答者の半数以上が問題点として挙げています。このことから、収益性の改善は今後の本市の農業振興を考える上で最も重要な課題の一つと考えられます。

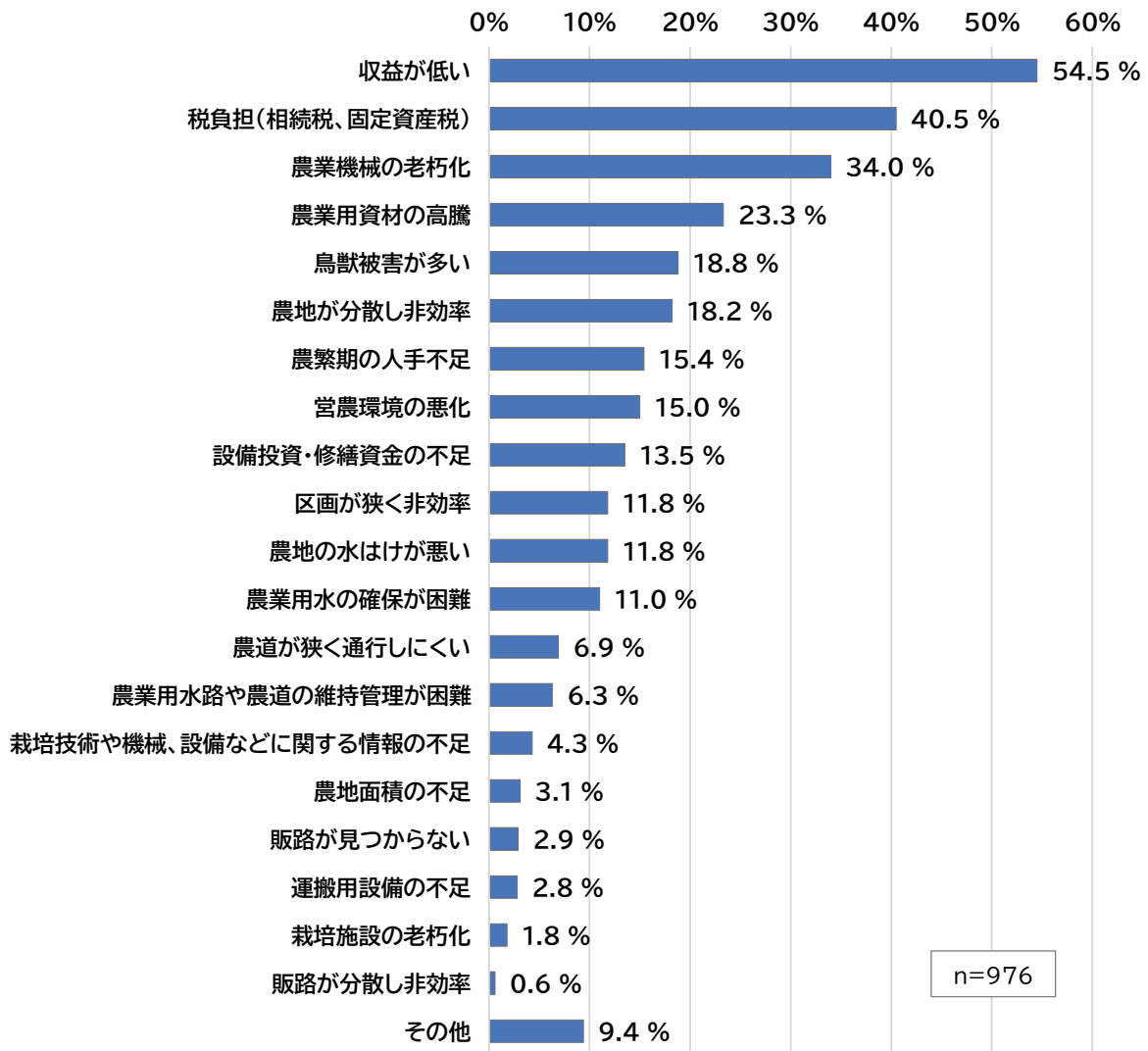


図 33 農業経営上の問題点（出典：農家アンケート）

## ①農産物の生産に要するコストと、消費者が求める価格感が釣り合っていない。

- ◆ワークショップでは、「農産物価格が消費者に生産コストを反映した価格として理解してもらえない」という意見があり、生産に要するコストと消費者が農産物に求める価格感が必ずしも釣り合ったものではないという実態が指摘されています。
- ◆本市において生産されている主要な野菜9品目について、岐阜市中央卸売市場における農産物の卸売価格の推移<sup>16</sup>を見ると、平成28(2016)年までは全体的に価格が上昇する傾向にありましたが、以降は小松菜、いちご、えだまめ、トマトを除いて下降する傾向にあります。
- ◆これに対し、農林水産省「農業物価統計調査」における農業生産資材の価格の推移を見ると、農産物の卸売価格に関係なく、農業資材の価格は大きな上下の変動がなく徐々に値上がりしています。このことから、農産物の価格と生産者のコスト意識との釣り合いが取れていないことがわかります。

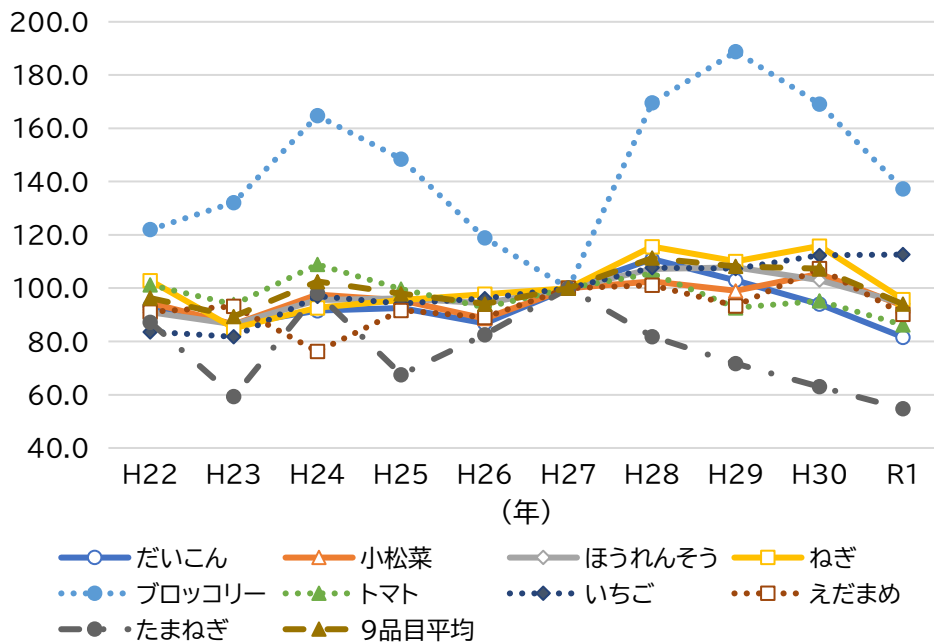


図 34 主要な農産物の卸売価格の推移(平成 27(2015)年基準)

(出典:岐阜市中央卸売市場)

<sup>16</sup> 本市において生産されている主要な野菜 9 品目についての、岐阜市中央卸売市場における卸売価格の推移 平成27年の値を100とした指数により価格の動向を比較しています。



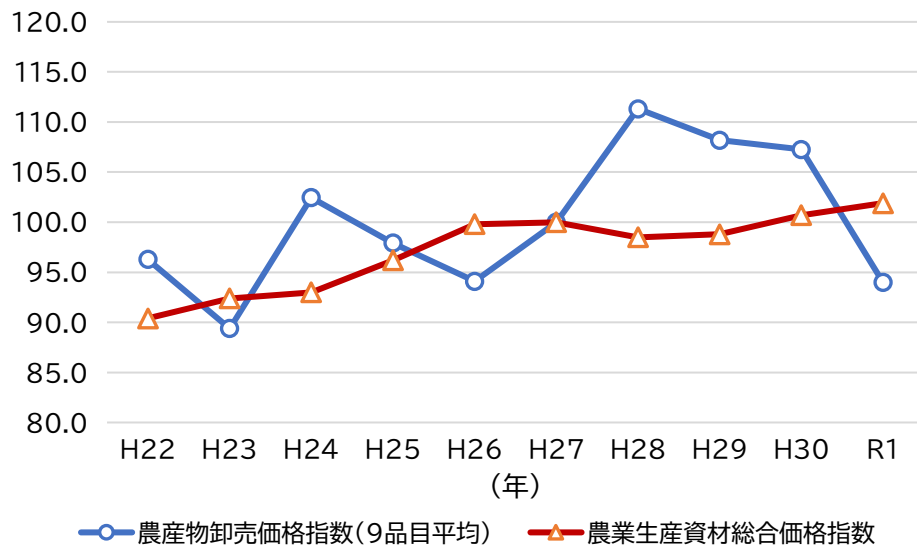


図 35 農産物卸売価格と農業生産資材の価格変動の比較(平成 27(2015)年基準)  
 (出典:農業生産資材価格指数・・・農林水産省「農業物価統計調査」  
 農産物卸売価格指数・・・岐阜市中央卸売市場)

**②気候変動(温暖化)による収量減などが懸念される。**

◆近年の地球温暖化の進行に伴う平均気温の上昇等により、農産物の生育障害や品質の低下、収量の減少などが懸念されています。

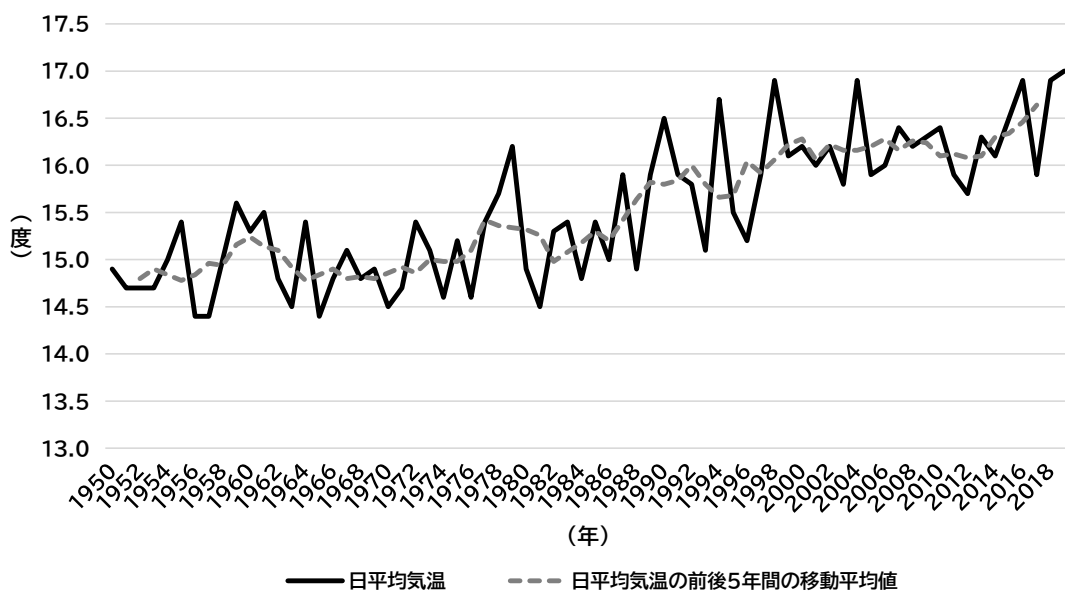


図 36 岐阜市の年間平均気温の推移 (出典:気象庁ホームページ)

### ③農機具等の生産資機材が高価で新規就農及び営農継続の障壁となっている。(再掲)

- ◆ワークショップでは、「農業資材・機械設備費が高額である」、「ハウス資材が高く導入しにくい」といった意見が挙げられ、農機具・農業資材が高価で調達が容易でないという問題が存在しています。
- ◆「新規就農者が農機具・設備を整えるのが困難」、「定年帰農したくても農機具が揃っていない」という意見も挙げられ、新たな農機具・農業資材の調達が困難であるため、意欲はあっても、資金の面で新たに就農することが難しい状況がうかがえます。

### ④市場における競争力の維持が必要である一方、新たな販路の開拓が求められている。

- ◆農家アンケートでは、農産物の主な販売先として、6割以上が農協(農業協同組合)となっており、市場における競争力が維持されています。また、直売所への出荷や庭先販売は1割以下となっています。
- ◆農家アンケートでは、今後の農業経営において、販売面で新たに組み込んでみたい項目として「新たな販路の確保」に最も多くの回答が集まっています。また、「規模を拡大したい」など、今後の営農に対して積極的な回答者ほど、販路開拓に取り組んでみたいと考えている割合が高いことがわかります。
- ◆懇話会における生産者からの意見として、生産者が共選出荷に頼り過ぎることで販売への意識が停滞し、農産物の品質や経営力が向上していかないといった点に対する懸念が上がっています。
- ◆懇話会では、自主流通などの新たな販売の取組がなかなか進まない要因として、「農業者は常に現場に張り付いていなければならない、販売促進活動や PR まで手が回らない」といった現状が指摘されており、流通・販売についてのマネジメントが期待されています。
- ◆生育は十分であるものの、形状などが規格に合わず廃棄される農産物(出荷ロス)があるため、これらを6次産業化等、加工用へ転用することで収益の確保を狙うという戦略が考えられます。
- ◆今後は、共選出荷による市場や消費者に対するブランド力の維持を図りつつ、本市の立地特性を活かした直売所や道の駅、観光農園などの新たな流通販路の開拓、学校給食での地元農産物の活用や飲食店等との連携といった地産地消の推進など、多様な販路の展開への期待が高まっています。

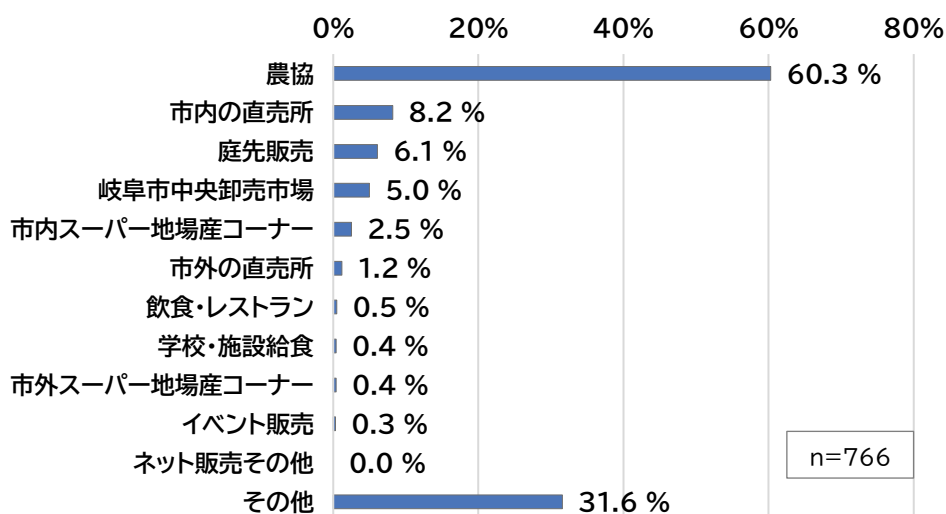


図 37 農産物の主な販売先 (出典:農家アンケート)

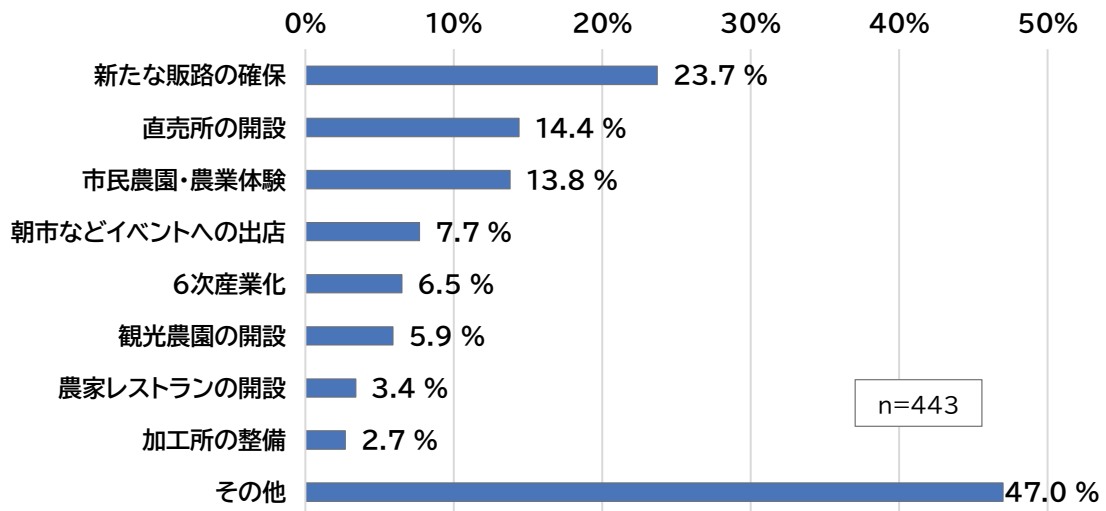


図 38 販売面で新たに取り組みたいこと（出典：農家アンケート）

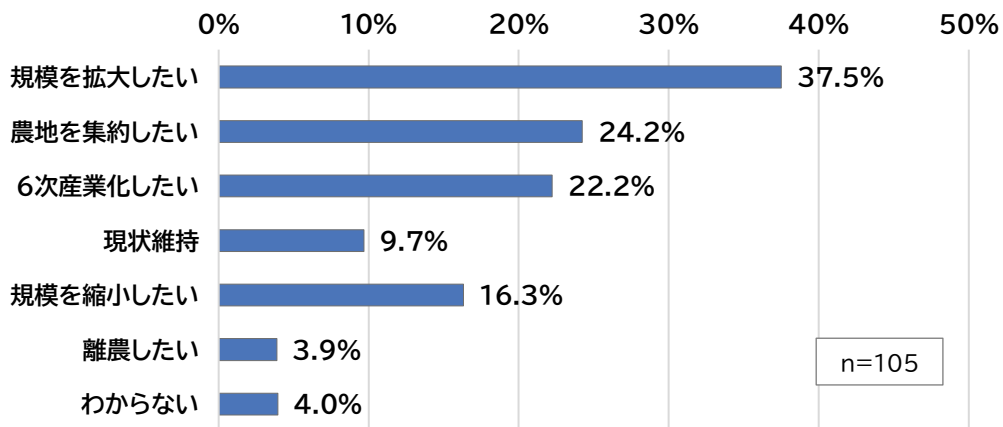


図 39 農業経営の意向区分別の「新たな販路の確保」に対する意識（出典：農家アンケート）



図 40 おんさい広場鷺山（出典：JA ぎふホームページ <https://www.jagifu.or.jp/>）

### ⑤GAPや生産管理制度の認証の取組が進んでいない。

- ◆岐阜県が中心となって、GAPの認証取得やぎふクリーン農業表示制度などの生産管理の取組を推進しているものの、ワークショップでは、生産者からは「(販売面での)メリットがない」、「単価は変わらない」といった声が聞かれます。
- ◆GAPについては、本質的な目的である食品安全、環境保全、労働安全の確保により、結果的に農産物の競争力強化、農業経営の改善につながるという本来の目的が十分生産者に理解されていない傾向がうかがえるため、新たに岐阜県が取り組む「ぎふ清流 GAP 評価制度」なども含め、制度に対する理解を進める必要があります。

### ⑥観光農園を推進したい意向は強いが、取組は進んでいない。

- ◆農家アンケートによると、農産物の新たな販路拡大や生産者の収益確保に向けて、観光農園を推進したいという意向をもつ生産者はいるものの、そうした活動に割ける時間を見出しにくいことから、取組は十分には進んでいない状況となっています。
- ◆ワークショップでは、参加者から、農業振興のための対策として、本市の都市近郊農業の特性を活かして、いちごやぶどう等の摘み取り体験、農作業体験などの観光農園の推進に取り組むことが意見として挙げられています。

### ⑦特産農作物の産地化を進めているが課題が多い。

- ◆本市では、薬用作物など特産農作物の産地化を進めており、メーカーが必要とする量を安定的に供給する体制の整備などの課題に取り組んでいます。



図 41 薬用作物の栽培の様子（岐阜市）

## 【消費者側の視点】

①直売所など本市産農産物の購入場所はあるが、主な市民の農産物購入先はスーパーマーケットが中心となっている。

- ◆市政モニターアンケートでは、8割以上の消費者が「近隣で岐阜市産農産物を購入できる場所が存在する」と回答していますが、農産物の購入場所としては「スーパーマーケット」が中心であり、直売所での購入頻度は全回答者の半分程度となっています。
- ◆スーパーマーケットには、地元産農産物に限らず、季節を問わず必要な農産物を購入できるという利点があり、一方で直売所には、種類や販売量は少なくとも、地元産の新鮮な旬の農産物を購入できるという利点があります。こうしたそれぞれの利点と消費者の「使い分け」を意識した販売方法の検討が必要と考えられます。

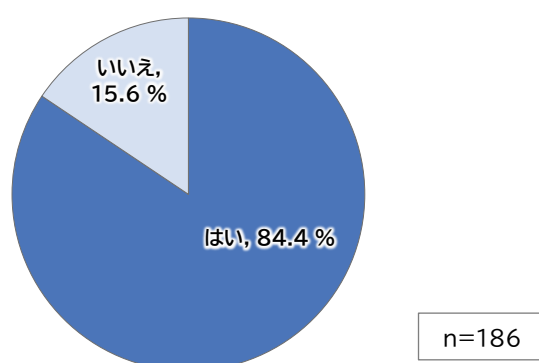


図 42 近くに岐阜市産農産物を購入できる場所の有無（出典：市政モニターアンケート）

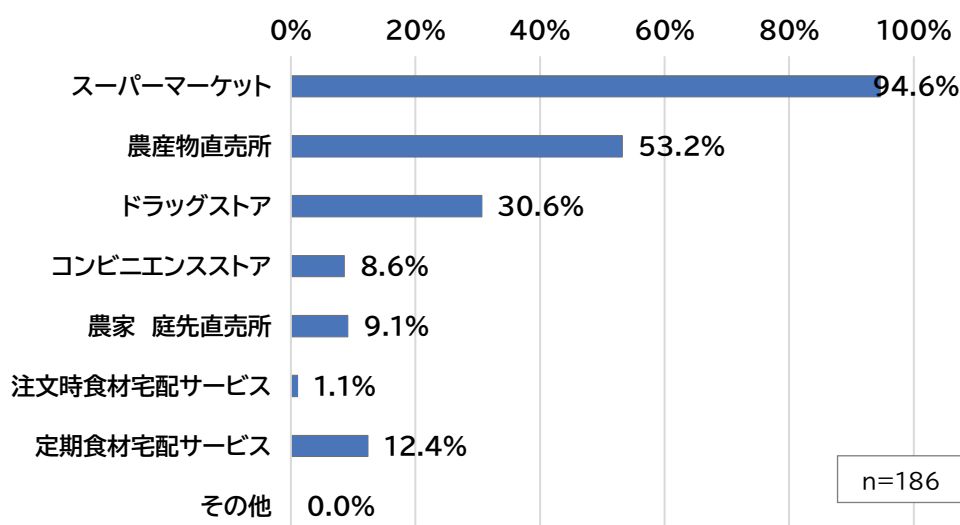


図 43 農産物や食品の購入場所（出典：市政モニターアンケート）

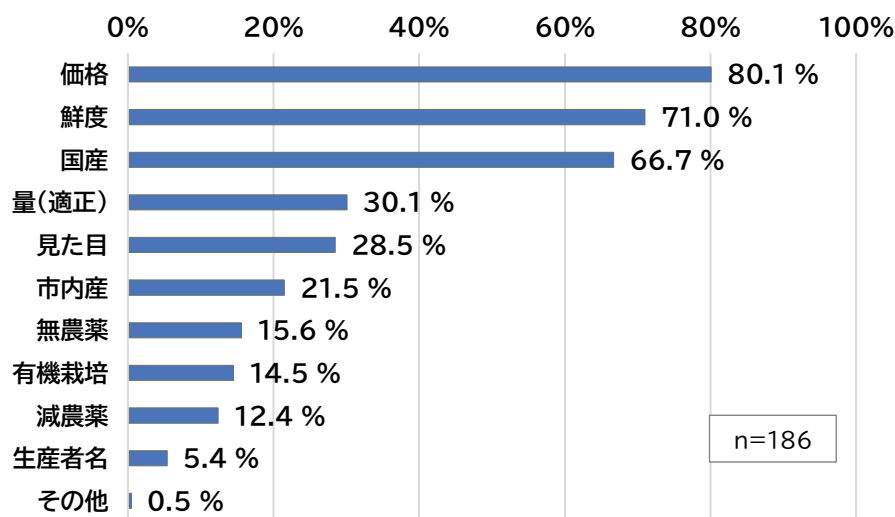


図 44 農産物を購入する際に重視していること（出典：市政モニターアンケート）

## ②職業としての農業への関心は低い、趣味としての農作業への関心は高い。

- ◆市政モニターアンケートでは、非農家である市民が求める農業への関わり方として、「農地を確保して農産物の生産・販売をしたい(就農したい)」は1.6%であるのに対し、「家庭菜園を楽しみたい」が44.1%と最も多く、職業としての農業への関心は低いものの、趣味としての農作業への関心は高い傾向がうかがえます。
- ◆岐阜市健康ふれあい農園の利用状況においては、有料貸付区画の利用率は減少していますが、収穫体験の利用者は一定の水準で推移しており、平成26(2014)年以降は徐々に増加している傾向にあります。

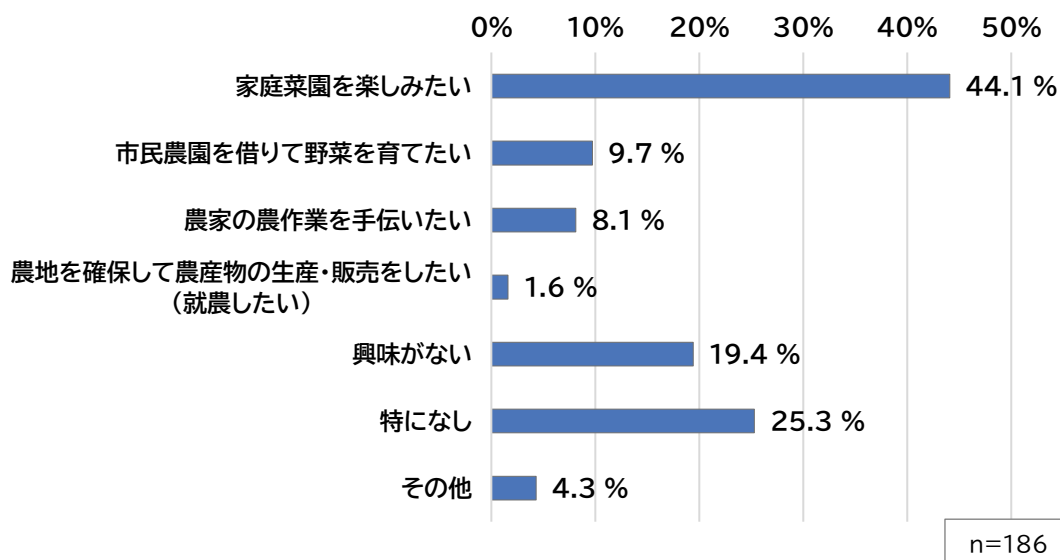


図 45 農業への参加意向（出典：市政モニターアンケート）

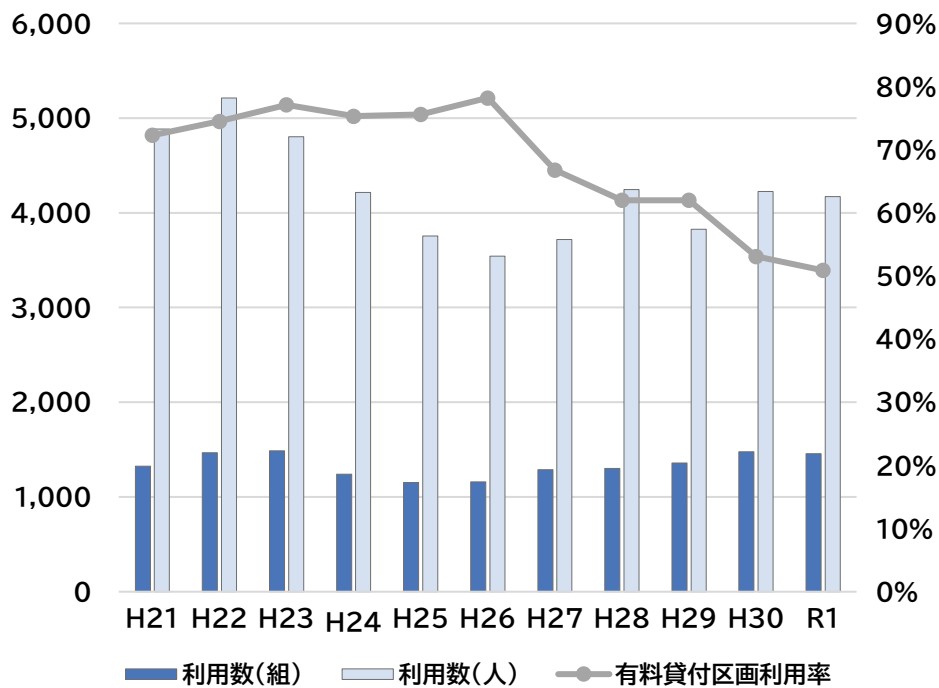


図 46 岐阜市健康ふれあい農園の収穫体験利用状況（岐阜市作成）

### ③農業振興の取組に対する認知度と主体的な参加意識が一致していない。

◆市政モニターアンケートでは、本市の農業にふれられるイベントである「岐阜市農業まつり」については、6割程度が「知っている」と回答しているものの、「来場したことがない」との回答が6割以上あり、認知度と主体的な参加意識は一致していないことがうかがえます。

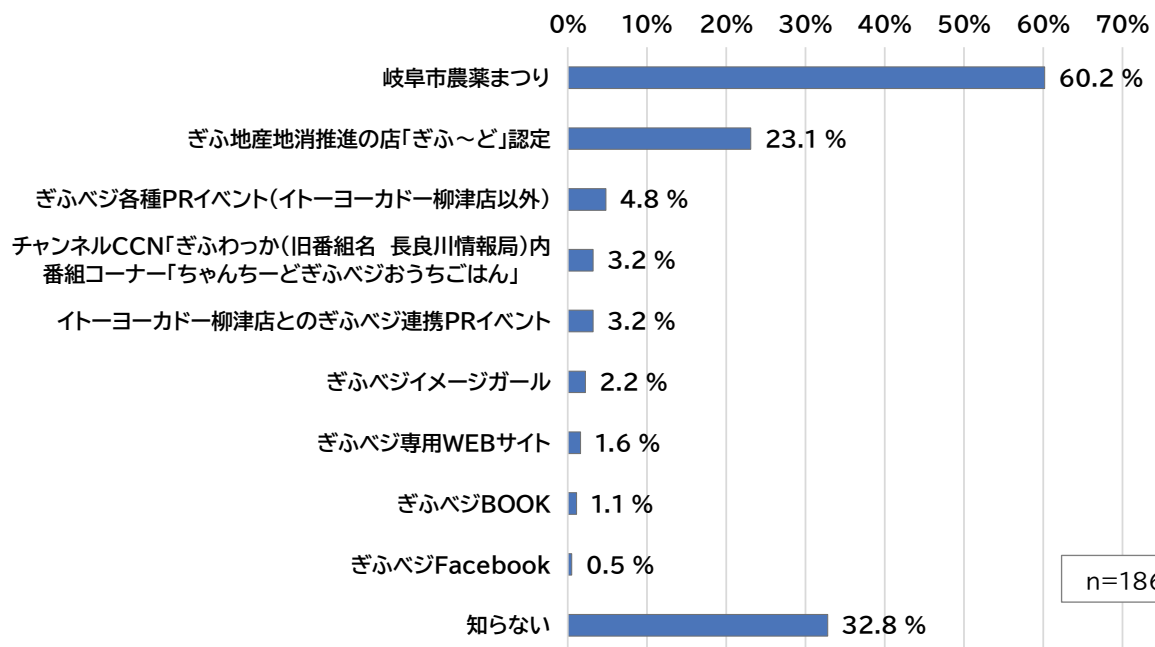


図 47 「地産地消」「ぎふベジ」の取組の認知度（出典：市政モニターアンケート）

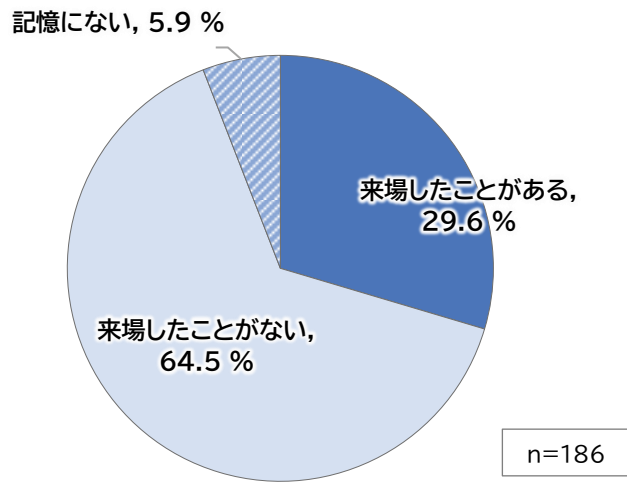


図 48 岐阜市農業まつりへの来場経験（出典：市政モニターアンケート）



④農産物のブランド化が求められているが、農産物 PR の取組の認知度は高くない。

- ◆ 市政モニターアンケートでは、農業振興を図る上で有効な取組として、「農産物のブランド化」を挙げる割合が最も高くなっています。
- ◆ その一方で、本市が農産物のPRとして取り組んでいる「ぎふベジ」について、市政モニターアンケートでは、ぎふベジを「知らない」とする回答が半数以上となっており、ブランド化によって農産物の付加価値を向上させるまでには至っていません。

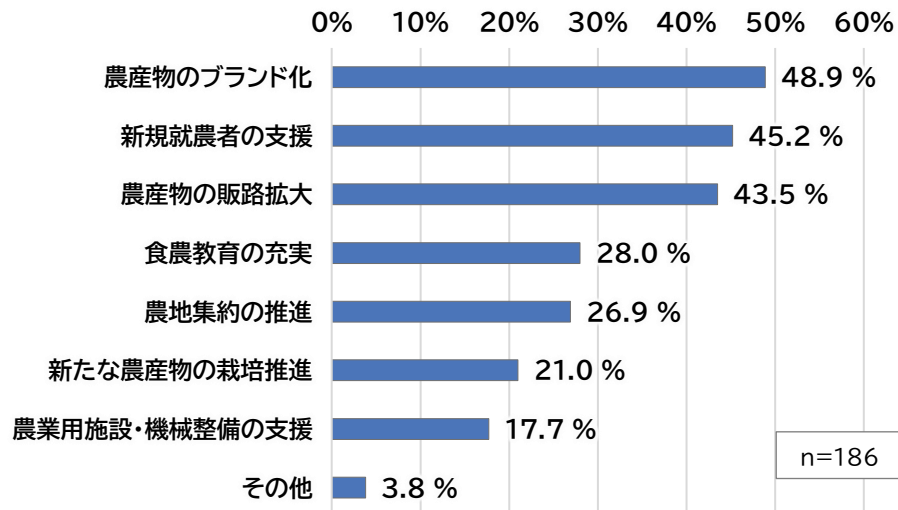


図 49 農業振興を図る上で有効だと思う取組（出典：市政モニターアンケート）

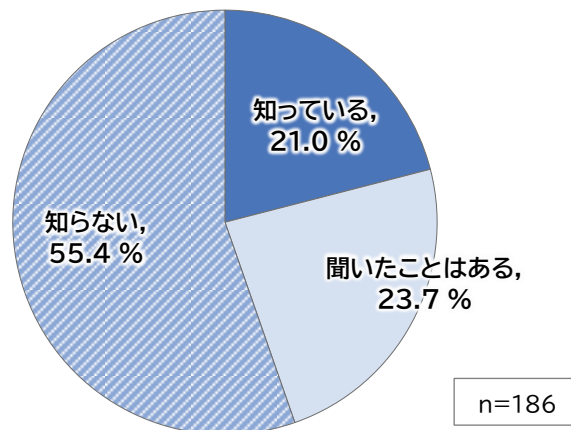


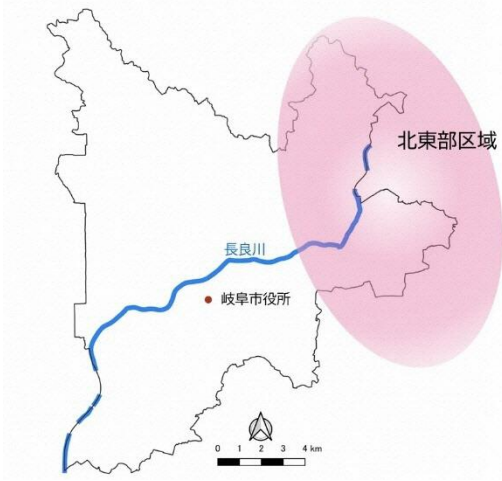
図 50 「ぎふベジ」の認知度（出典：市政モニターアンケート）

## 3-2 区域ごとの現状と課題

本市で営まれる多様な営農形態を考慮し、5つの区域に分けて区域ごとの現状と課題を整理します。


### ① 北東部区域

#### 【区域概況】

<p>区域の位置</p>	
<p>地勢・社会特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内北東部に位置し、丘陵に囲まれた平坦部に田園風景が広がる、自然が豊かな地域</li> <li>・ 市街化調整区域の割合が高い。また、農業集落や幹線道路沿い、戦後に開発された住宅団地などが形成され、市街化区域に指定されている。</li> <li>・ 東海環状自動車道岐阜三輪スマートインターチェンジの開通や、国道156号バイパスの整備により、他地域へのアクセスが向上している。</li> </ul>
<p>農業の特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平坦部には、農業振興地域内農用地区域に指定されている一団の農地が広がっており、法人経営の担い手や、中心経営体に位置づけられている個人農家により、水田利用を中心とした農業経営が行われている。</li> <li>・ 施設野菜(いちご)を栽培する新規就農者が点在している。</li> </ul>
<p>農家に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手を中心に農地の利用集積が進む一方、農繁期の人手不足など、担い手にオーバーワークが生じている。</li> <li>・ 規模拡大に伴って道路沿いや畦畔の除草といった管理作業も増大しており、今後の規模拡大を進める上での課題となっている。</li> </ul>
<p>農地の減少・保全に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手への農地集積が進む中で、農業機械の大型化に対して水田の区画や圃場が小さかったり、畦畔があったりすることで、作業効率が向上していない。</li> <li>・ 悪条件の農地の借り手がいない。</li> <li>・ 市街化区域内にも農地(水田)が残っているが、区画が狭小であったり、宅地に囲まれていたりするなど、農作業がしにくい。</li> </ul>
<p>農業の収益性に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動(温暖化)により、収量の減少や生育不良などの影響が懸念される。</li> <li>・ 農業生産資材の価格が大きな上下の変動がなく徐々に値上がっているのに対し、農産物の価格は安定していないため、農産物の価格と生産者のコスト意識との釣り合いが取れていない。</li> <li>・ 岐阜三輪スマートインターチェンジ周辺では交通利便性が向上したことで、農産物の直売所の整備など、販売機会の拡大が期待されている。</li> </ul>

## ② 北西部区域


### 【区域概況】

<p>区域の位置</p>	
<p>地勢・社会特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内北西部に位置し、北部の丘陵部から中南部の平坦部まで、地形の起伏に富んだ自然環境に恵まれた地域</li> <li>・ 農村集落とその周辺農地を中心に市街化調整区域が広がっており、既成市街地や幹線道路沿いなどが市街化区域に指定されている。</li> <li>・ 岐阜薬科大学、岐阜大学周辺では東海環状自動車道（仮称）岐阜インターチェンジの開通を控えており、岐阜薬科大学、岐阜大学を中心としたライフサイエンス拠点の整備が検討されている。</li> </ul>
<p>農業の特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平坦部には、農業振興地域農用地区域に指定されている一団の農地が広がっており、法人経営の担い手や、中心経営体に位置づけられている個人農家により、水田利用を中心とした農業経営が行われている。</li> <li>・ 休耕田を活用し、担い手による露地野菜の栽培が各所で行われており、北部区域の担い手が出作していることも多い。</li> <li>・ 合渡地区には、JA全農岐阜のいちご新規就農者研修所が立地しており、周辺で就農している者も多い。</li> <li>・ 網代地区を中心に、市内でも多くの畜産農家が営農している。</li> <li>・ 七郷地区を中心に、薬用作物の栽培に取り組んでいる。</li> <li>・ 方県地区に、本市の健康ふれあい農園が開設されており、市民が農業にふれる機会を提供している。</li> <li>・ 区域内に温室団地が整備されるなど、花き類の栽培が盛んである。</li> <li>・ 本巣市、瑞穂市、大野町へと連なる柿産地の一角を占めている。</li> <li>・ 露地野菜を栽培する新規就農者が多い。</li> </ul>
<p>農家に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手が中心となって地域の農地利用が進められているが、後継者不足が懸念されている。</li> <li>・ 農繁期に労働力確保に苦勞している。</li> <li>・ 新規就農する際に、まとまった規模の農地(40a)を確保することが課題となっている。</li> </ul>

<p>農地の保全に関する 現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丘陵部にある農地は受け手がおらず、農地の維持・管理が困難になっている。</li> <li>・ 水田区画の規模が小さく、大型の農業機械の使用や、ICT、IoT 技術の導入に対応していない。</li> </ul>
<p>農業の収益性に関する 現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用施設や資材が高価で、規模拡大のための設備投資に踏み切りづらい。</li> <li>・ 気候変動(温暖化)により、収量の減少や生育不良などの影響が懸念される。</li> </ul>

### ③ 北部区域

#### 【区域概況】

<p>区域の位置</p>	
<p>地勢・社会特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内北部に位置し、平坦な地形に形成された住宅地が広がる一方、丘陵地に囲まれた農地が広がっている地域</li> <li>・ 平坦部に形成された住宅地が市街化区域に指定されており、市街化調整区域には、農村集落や連坦した農地が存在している。</li> </ul>
<p>農業の特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島、則武、鷺山地区を中心に、砂質土壌の農地を活用した露地野菜の栽培が行われている。また、家族経営協定を締結している世帯が多く、農業経営に対する参画意識が高い。</li> <li>・ 常磐地区では、法人化した集落営農組織への農地集積が進んでおり、水田利用を中心とした農業経営が行われているほか、転作田などを活用した柿の栽培が行われ、本巣市、瑞穂市、大野町へと連なる柿産地の一角を占めている。</li> <li>・ 長良地区では、ぶどう栽培が盛んで、幹線道路沿いの立地を活かした直売所や観光農園がまとまって設置されている。</li> </ul>
<p>農家に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常磐地区では、担い手を中心となって地域の農地利用が進められているが、後継者不足が懸念されている。</li> <li>・ 農業従事者の高齢化が進んでおり、特に柿農家においてその傾向が顕著である。</li> </ul>
<p>農地の保全に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常磐地区では、担い手を中心となって農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化が進められている。</li> <li>・ 用排水機能を強化するための土地改良事業の実施に向けて取り組んでいる。</li> <li>・ 露地野菜の栽培に適した砂質土壌の農地の多くは市街化区域内に存在しているが、住宅地化が進んでいることで営農環境が悪化している。</li> <li>・ 鷺山地区の一団の農地では、区域内の道路幅員が狭く、排水機能が十分でないなど、営農を継続していく上で困難な条件が多い。</li> </ul>
<p>農業の収益性に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域内農地の固定資産税が高く、農業経営に大きな負担となっている。</li> <li>・ 気候変動(温暖化)により、収量の減少や生育不良などの影響が懸念される。</li> </ul>


## ④ 南西部区域

### 【区域概況】

<p>区域の位置</p>	
<p>地勢・社会特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内南西部に位置し、平坦な地形で住宅地と農地が混在している地域</li> <li>・ 東西に横断する国道や、岐阜県庁やJR西岐阜駅周辺を中心に市街地化が進んでいる一方、南部には市街化調整区域が広がっている。</li> <li>・ 岐阜流通業務団地が立地し、産業・流通の拠点として機能しており、今後も企業誘致等による土地利用が求められている。</li> </ul>
<p>農業の特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域内では、住宅地と混住化が進んだ農地で水田利用の農業経営が行われているが、担い手となる農業者はごく僅かである。</li> <li>・ かつては長良川の河川敷で牛の放牧が行われるなど畜産が盛んであったが、現在では数軒が残っているのみである。</li> <li>・ 農業振興地域内では、集落営農組織や中心経営体に位置づけられている個人農家により、水田利用を中心とした農業経営や、農業用施設でのいちごや花きの栽培が行われている。</li> </ul>
<p>農家に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地を集積・集約化した効率的な農業経営が困難な状況であると共に、農業機械の更新への投資が鈍い。機械が故障したらそこで離農する、という意向の農家が多い。</li> <li>・ 市街化区域内の水田を維持・管理できる担い手が僅かしかいない。</li> </ul>
<p>農地の保全に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲が宅地化した農地が増えており、出入りが困難になっている農地も多い。</li> <li>・ 農地と宅地が混在しているため、農地を集約化することが困難である。</li> <li>・ 狭小な水田の区画を整理して、拡大することができない。</li> </ul>
<p>農業の収益性に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域内農地の固定資産税が高く、農業経営に大きな負担となっている。</li> <li>・ 交通利便性が高い点を活かした、観光農園の可能性に期待する声もある。</li> <li>・ 気候変動(温暖化)により、収量の減少や生育不良などの影響が懸念される。</li> </ul>

## ⑤ 南東部区域

### 【区域概況】

<p>区域の位置</p>	
<p>地勢・社会特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内南東部に位置し、丘陵地と平坦地とが混在した地域</li> <li>・ 幹線道路沿いや平坦地に形成された住宅地が市街化区域に指定されており、市街地に囲まれる形で市街化調整区域が存在している。</li> <li>・ 市街化調整区域をJR高山線が横断し、同区域内に位置する長森駅を核とした地域の発展を求める声が上がってきている。</li> <li>・ 農業振興地域内の農地は、境川流域における遊水機能を有している。</li> </ul>
<p>農業の特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域内の農地では、中心経営体に位置づけられている担い手により、水田利用を中心とした農業経営が行われているが、経営体の数は他の区域ほど多くはない。</li> <li>・ 区域内に、野菜の加工販売を中心的に行っている農業法人が立地している。</li> </ul>
<p>農家に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落営農組織など、地域に根差した担い手が育っておらず、区域内に農地を引き受ける担い手がいない。</li> </ul>
<p>農地の保全に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭小な区画の水田が多く、作業効率が悪いため、圃場整備を期待する声がある。</li> </ul>
<p>農業の収益性に関する現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域内農地の固定資産税が高く、農業経営に大きな負担となっている。</li> <li>・ 農業振興地域内での農業経営であっても、農地の集積・集約化が進んでいないため作業効率が悪く、収益性が向上していない。</li> <li>・ 気候変動(温暖化)により、収量の減少や生育不良などの影響が懸念される。</li> </ul>

## 第4章 岐阜市農業の目指す将来像と施策の方向性

本市の農業について、人(農家)、環境(農地)、経営(収益性)の3つの視点での課題を整理しました。

これまで見てきたように、農家の減少に関しては、担い手や農業後継者の不足による農地の維持・管理が困難であることや、繁忙期の労働力不足と農機具・農業資材の調達や施設等の整備が容易でないという生産資源に関する課題、また新規就農にあたっての課題、さらには市街化区域での営農環境の課題があります。今後の営農継続のための新たな取組が求められています。

農地の保全に関しては、水利施設の維持管理や施設更新のコスト、生産基盤の未整備、土地改良が進まない状況、農地売却の意向が高いことや、施設園芸の規模拡大が進みにくい、農地の借り手がいないこと、市街化区域内農地での税負担などの課題があります。

さらに、農業の収益性に関しては、農産物価格の低迷、気候変動への対応、生産資材価格が高価であること、農産物の付加価値向上が進まないことや、観光農園等の新たな取組が進まないことなどが挙げられます。

一方で、農業には、食料の供給から、産業としての農業と関連産業の市場形成による経済効果、また国土の保全や水源の涵養、防災の機能も有しています。それだけではなく、良好な景観や豊かな文化の形成、さらには余暇・交流活動の場としての社会的意義も有しています。

これらの多くは、本市の多様な農業にもあてはまり、これらが維持されることは、これからも本市のまちづくりを支える重要な基盤となるものと考えます。

本市の農業の役割と、農業を持続することの必要性の認識のもと、本市農業の多様な地理的特性や営農形態を活かすという視点で、本市農業をとりまく課題の解決と新たな展開を作り出すため、以下のように基本理念と将来像を展望します。

### 4-1 基本理念

#### 「多様性ある農業の持続的発展」

現在の本市では、県庁所在地でありながら、農業振興地域での水田農業をはじめ、市街化区域内農地での園芸農業や、市街化区域の近接地域における水田農業、いちごや花きの栽培等といった施設園芸農業、牛・豚や鶏などを飼養する畜産業など、実に多様な農業経営が展開されており、その担い手も、地域の中心となり規模拡大を進める営農組織や個人農家、あるいは家族経営の中小規模な農家など、多岐にわたります。

こうした多様性を活かし、中核市である本市の都市基盤を背景とした持続的な農業の発展を目指していくことを基本理念とします。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標として SDGsが国連サミットにて採択され、行政・企業・市民のそれぞれの立場から SDGsを意識した取組を展開することが期待されています。本市においても、農業を持続的なものとし、農業経営者の維持と、農地の減少へ対処につなげるため、SDGsを踏まえた方向性の提示を行います。

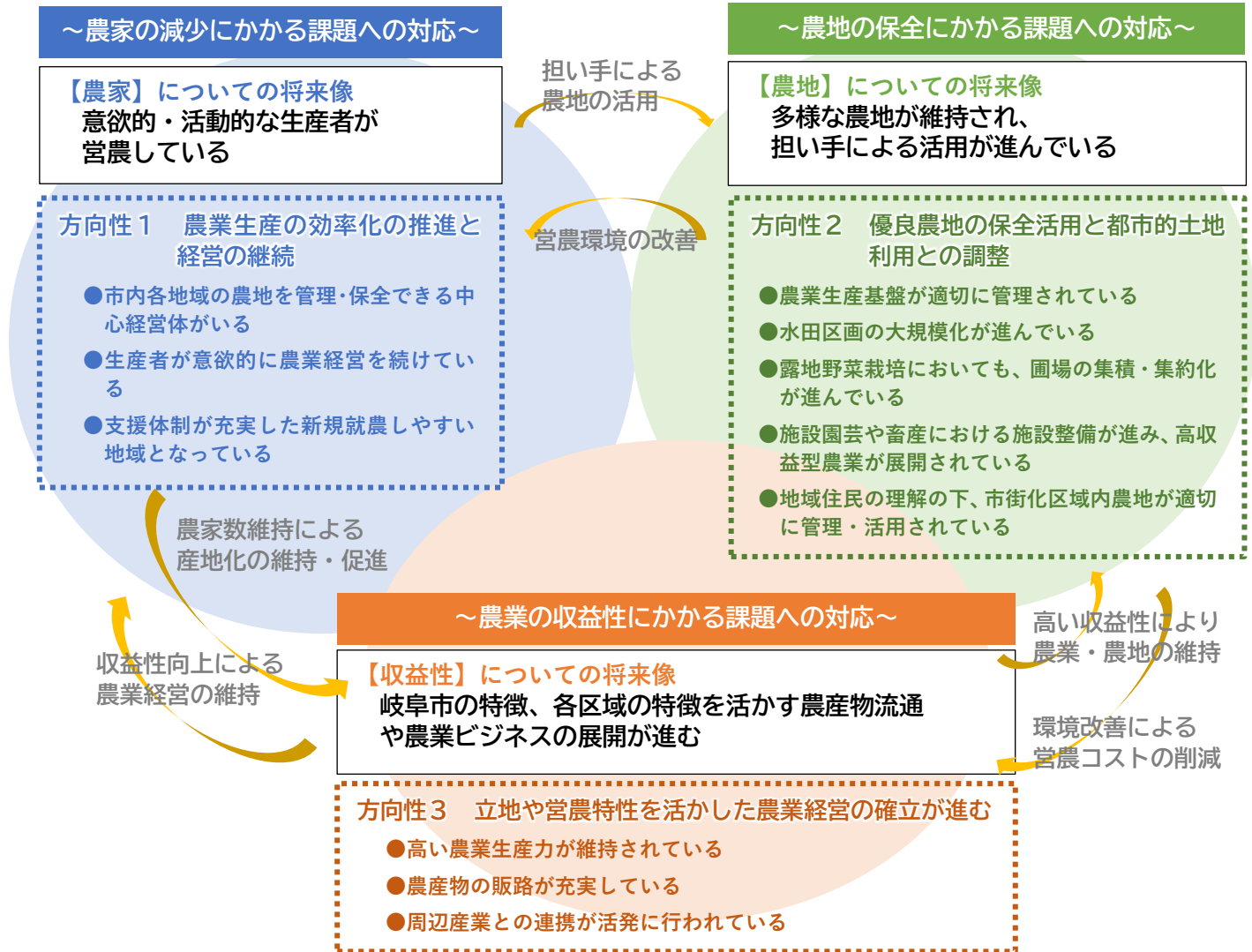


## 4-2 将来像

上記の基本理念に基づき、農業振興に必要である3つの要素(「農家」「農地」「収益性)」について、本市の農業が目指す将来像を設定します。

また、3つの将来像の実現を目指して取り組むべき方向性を明確にします。

### <将来像・方向性のイメージ>



## 【農家】についての将来像

### 意欲的・活動的な生産者が営農している

基本理念に基づいた、農家の減少への対応として、「意欲的・活動的な生産者が営農している」将来像を具体的に示します。

#### ○市内各地域の農地を管理・保全できる中心経営体がいる

- ・ 大規模経営農家、集落営農や農業法人、拡大意向を持つ認定農業者が各地域に存在し、各地域の人・農地プランに位置づけられた中心経営体として、効率的かつ安定的な農業経営を行っています。
- ・ 後継者や雇用就農者を受け入れ、農地所有者からの農地を貸したい意向に柔軟に対応するなど、地域の農業を牽引しています。
- ・ 地域農政活動が活性化したことにより、中心経営体への農地の集積・集約化が効率的に行われています。



#### ○生産者が意欲的に農業経営を続けている

- ・ 市内の農家の大半を占める中小規模な家族農業が、郊外部の農業振興地域においても市街化区域内農地においても、持続的に経営を続けています。専業・兼業、若手から高齢者まで多様な農業経営者として、意欲的に農業を担っています。
- ・ 中小規模の農業者であっても、関係機関の指導や支援を受けながら意欲を持って農業経営を継続し、地域の農地の維持・活用を図り、特産農作物の産地を支えるなど、本市の農業を幅広い立場で支えています。



#### ○支援体制が充実した新規就農しやすい地域となっている

- ・ 新規就農者や若手農業者への支援体制が充実し、相談相手となる農業経営者が市内各地域にいます。
- ・ 県都岐阜市としての住みやすさを背景に、農家子弟による定年帰農、法人へ雇用就農する若者、半農半Xで農業をはじめ移住者などが生まれ、多様な方が活躍できる農業のまちになっています。
- ・ 福祉事業所との連携が進み(農福連携)、補助労働力の支援が受けられやすい環境が整いつつあります。



## 【農地】についての将来像

### 多様な農地が維持され、担い手による活用が進んでいる

基本理念に基づいた、農地の保全への対応として、「多様な農地が維持され、担い手による活用が進んでいる」将来像を具体的に示します。

#### ○農業生産基盤が適切に管理されている

- ・ 水利施設など、農業生産基盤のあり方が見直され、実質化された人・農地プランの実行や、多面的機能支払交付金の活動などを通じて地域の協力が得られやすくなり、施設の維持管理が適切に行われるようになっていきます。
- ・ 圃場区画の整備や用水の整備が適切に進み、持続可能な状態で維持されています。中間地域においても農業基盤や鳥獣害の対策がなされており、豊かな田園風景が維持されています。



#### ○水田区画の大規模化が進んでいる

- ・ 平場の水田地域では担い手への農地の集積・集約化が進み、大型機械の導入が進むなど、大規模で効率的な農業が営まれています。
- ・ 農地中間管理事業を活用し、連坦した圃場については農地所有者の理解を得て、畦畔の除去による大区画化に取り組むなど、中心経営体が営農しやすい区画の整理が進んでいます。



#### ○露地野菜栽培においても、圃場の集積・集約化が進んでいる

- ・ 市街化調整区域、農業振興地域を中心に露地野菜を栽培する担い手についても、水田利用を行う中心経営体との農地利用の調整が進み、まとまった圃場の確保が容易になり、規模拡大と作業の効率化が進んでいます。



#### ○施設園芸や畜産における施設整備が進み、高収益型農業が展開されている

- ・ 施設園芸や畜産の施設整備が進み、生産性の高い高収益型の農業が展開しています。

#### ○地域住民の理解の下、市街化区域内農地が適切に管理・活用されている

- ・ 市街化区域内に残る農地が適切に維持・活用されています。とりわけ、砂質土壌の畑ではえだまめやほうれんそうの産地として活用されています。
- ・ 市街化区域内農地は、まちの景観形成などの面で機能を発揮し、快適な生活環境にも寄与する空地としてだけでなく、都市内緑地として農地の役割が再評価され、市民の理解が得られています。



## 【収益性】についての将来像

### 岐阜市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む

基本理念に基づいた、農業の収益性の問題への対応として、「岐阜市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む」将来像を具体的に示します。

#### ○高い農業生産力が維持されている

- ・ 本市を代表する農産物である米、えだまめ、ほうれんそう、だいこん、いちご、柿、ぶどう、花きや肉牛などの生産力が維持されています。
- ・ さらに、スマート農業の導入により農作業の効率化や農産物の品質向上が進み、収益性が上がっています。



#### ○農産物の販路が充実している

- ・ 市内の直売所、地元での市内産農産物の流通が強化されており、市民が市内産農産物を消費する機会が格段に増えています。
- ・ こだわりの品として市外、県外への流通も強化され、本市産農産物の価値が高まっています。
- ・ 体験農園など、消費者が農業にふれ合える施設や機会が充実し、地産地消や食農教育への理解が進んでいます。



#### ○周辺産業との連携が活発に行われている

- ・ 岐阜市中央卸売市場など本市の特徴的な産業、商業や観光との連携が進み、農業を通じた新たな価値の創出が進んでいます。



## 第5章 農業振興施策・取組

3つの将来像の実現のために取り組むべき方向性について、施策の方針や具体的な施策の例を体系的に整理します。

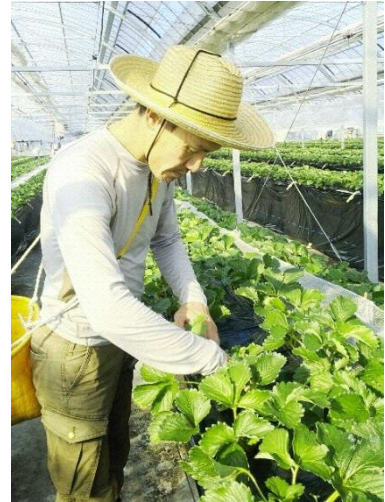
### <施策体系図>

<p>方向性</p> <p><b>【農家】</b></p> <p>農業生産の効率化の推進と経営の継続</p>	<p>施策の方針</p> <p><b>【農家1】</b> 中心経営体による効率的な農業経営への支援</p> <p><b>【農家2】</b> 継続的な農業経営への支援</p> <p><b>【農家3】</b> 新たな担い手の確保・育成</p>	<p>施策の例</p> <p>① 営農区域に関わらない新たな支援体制の整備 ② 地域農政による営農支援の活性化 ③ 集落営農、法人化の推進支援</p> <p>① 農業後継者への支援体制の整備 ② 地域農政による営農支援の活性化 ③ 経営指導を行える機関との連携強化</p> <p>① 関係機関との連携による新規就農者支援策の強化 ② 多様な担い手確保に向けたプロモーションの展開</p>
<p>方向性</p> <p><b>【農地】</b></p> <p>優良農地の保全活用と都市的土地利用との調整</p>	<p>施策の方針</p> <p><b>【農地1】</b> 農用地・優良農地の保全・活用</p> <p><b>【農地2】</b> 農業生産基盤の整備</p> <p><b>【農地3】</b> 都市的土地利用との調整</p>	<p>施策の例</p> <p>① 実質化された人・農地プランの実行 ② 農地の集積・集約化の推進 ③ 集落による農地の保全・管理活動の促進 ④ 高付加価値農業の農地活用支援</p> <p>① 生産基盤の整備 ② 生産基盤の適正な維持・管理 ③ 鳥獣害対策</p> <p>① 市街化区域内農地の活用 ② 周辺環境の配慮のための対策への支援 ③ 市民理解の促進支援 ④ 諸計画との調整</p>
<p>方向性</p> <p><b>【収益性】</b></p> <p>立地や営農の特性に応じた農業経営の確立</p>	<p>施策の方針</p> <p><b>【収益性1】</b> 農業生産力の向上</p> <p><b>【収益性2】</b> 農産物販売拡大の支援</p> <p><b>【収益性3】</b> 農業関連施設の整備検討</p> <p><b>【収益性4】</b> 周辺産業・インフラ整備との連携促進</p>	<p>施策の例</p> <p>① 特産農産物の生産支援 ② 認証取得支援 ③ スマート農業の推進・デジタル技術の活用 ④ 高付加価値農業への取組の支援</p> <p>① 販路形成・拡大支援 ② 特産農産物のブランド力向上の推進 ③ 6次産業化への取組の支援</p> <p>① 市場機能との連携強化 ② 農産物直売機能の拡充 ③ 体験施設の整備</p> <p>① 商業・観光との連携 ② 消費者理解促進・食農教育の推進</p>

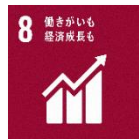
## 5-1 【農家】についての方向性 農業生産の効率化の推進と経営の継続

本市の多様な農業者が持続的に農業を営むことができるよう支援を行います。

中心経営体の効率的かつ安定的な農業経営を支援するとともに、農業者が多様な形で農業経営を持続するための営農支援、さらに新たな担い手の確保・育成を図ることに取り組みます。



### 《関連する SDGs のゴール》



### 【成果目標】

成果目標	指標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 12 年度)
担い手農業者の 安定的な農業経営の維持	認定農業者数 《農業者減少の中でも、現状を維持する》	148 件 (令和元年度)	150 件
	人・農地プランにおける中心経営体数 《現状を維持する》	延べ 210 件 (令和元年度)	延べ 210 件
新規就農者の増加	青年等就農計画の認定数 《年 1~3 名程度の就農者を確保する》	2名 (令和元年度)	20 名 (令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間)

## 5-1-1 中心経営体による効率的な農業経営への支援

本市の農業を中心的に担う、経営規模の大きな農業経営体や、今後規模拡大を目指す農業者を支援します。

また、農業振興地域を中心に営農する農業者だけでなく、市街化区域内農地で地域の中心経営体として営農する農業者への支援体制の整備を図ります。

### ① 営農区域に関わらない新たな支援体制の整備

- ・本市農業を牽引する農家として、経営規模が大きな農家、規模拡大を目指す農家への支援を引き続き実施すると共に、市街化区域内農地において中心経営体となっている担い手など、地域営農を支える貴重な存在でありながら、今まで支援対象になりにくかった地域の農業者への支援体制を整備します。

### ② 地域農政による営農支援の活性化

- ・実質化された人・農地プランにおける中心経営体の情報を地域で共有することで、中心経営体への農地の集積・集約化を推進します。
- ・実質化された人・農地プランに基づき、地域の共同活動による農地の保全・管理への取組を促すことで営農環境の維持・改善を図り、担い手による効率的かつ安定的な農業経営の実践を支援します。

### ③ 集落営農の活性化、法人化の推進

- ・地域農業の担い手を確保するため、集落営農の活性化や、農業経営の法人化の推進など、支援ニーズの掘り起こしを行い、関係機関による支援体制を整備することで、持続的な農業経営を目指す活動を支援します。

#### 【ロードマップ】

施策	1～3年目(短期)	4～6年目(中期)	7～10年目(長期)
① 営農区域に関わらない新たな支援体制の整備	○経営規模の大きな農家・規模拡大を目指す農家支援体制整備		
		○体制の運用	
			○体制の運用改善
	○これまで支援対象になりにくかった地域の農業者支援体制整備		
	○体制の運用		
			○体制の運用改善
② 地域農政による営農支援の活性化	○実質化した人・農地プランの共有		
		○地域における支援の実施	
			○支援内容の検討・改善
③ 集落営農、法人化の推進	○支援体制整備・ニーズの掘り起こし		
		○制度・体制の運用	
			○制度・体制の運用改善

## 5-1-2 継続的な農業経営への支援

本市農家の大多数を占める、中小規模の農家が経営を継続できるよう、支援体制の整備を進めます。

### ① 農業後継者への支援体制の整備

- ・本市の農家のうち大多数を占める、中小規模の農家が経営を持続できることが、本市の農業生産の裾野を広げることになり、農地の維持活用に必要不可欠であると考えます。
- ・現在行われている新規就農を中心とした就農支援策に加え、既存の農業経営体の後継者確保や経営継承に対する支援体制を整備することで、その経営体で培われてきた技術や理念の継承を円滑にし、地域営農の担い手の減少を抑制します。

### ② 地域農政による営農支援の活性化【再掲】

- ・実質化された人・農地プランにおける中心経営体の情報を地域で共有することで、中心経営体への農地の集積・集約化を推進します。
- ・実質化された人・農地プランに基づき、地域の共同活動による農地の保全・管理への取組を促すことで営農環境の維持・改善を図り、担い手による効率的かつ安定的な農業経営の実践を支援します。

### ③ 経営指導を行える機関との連携強化

- ・農業経営の持続化・安定化に向けて、専門家や実践者からの支援・指導を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、支援事業を活用しやすい環境を整備します。

#### 【ロードマップ】

施策	1～3年目(短期)	4～6年目(中期)	7～10年目(長期)
① 農業後継者への支援体制の整備	○農業後継者確保・経営継承支援体制の整備		
	○現行の就農支援策の活用推進および新たな支援体制の活用推進		○施策・体制の見直し
② 地域農政による営農支援の活性化【再掲】	○実質化した人・農地プランの共有	○地域における支援の実施	
			○支援内容の検討・改善
③ 経営指導を行える機関との連携強化	○専門家・実践支援・指導体制の構築	○専門家・実践支援・指導体制の実践	
			○施策の見直し



### 5-1-3 新たな担い手の確保・育成

今後の本市農業の担い手を確保・育成するための取組を推進します。農家子弟、農業後継者だけでなく、非農家からの就農や多様な就農を推進します。

#### ① 関係機関との連携による新規就農者支援策の強化

- ・新規就農者や農業後継者の確保・育成のため、相談から就農までを継続的に支援できるよう、岐阜地域就農支援協議会をはじめとする関係機関との連携を強化し、農地の確保、技術指導、資金調達および居住環境の確保についての支援を実施し、支援事業を活用しやすい支援体制を整備します。

#### ② 多様な担い手確保に向けたプロモーションの展開

- ・次世代の担い手として、農家子弟を中心とした後継者育成だけでなく、定年帰農や小規模な起農による経営体の育成、法人等組織での雇用就農などによる農業従事者の確保といった、多様な人材の受け入れを目指し、市外県外に向けたPRに取り組みます。
- ・新たな担い手を確保するための環境づくりとして、県と協力して農福連携の取組を支援します。

#### 【ロードマップ】

施策	1～3年目(短期)	4～6年目(中期)	7～10年目(長期)
① 関係機関との連携による新規就農者支援策の強化	○岐阜地域就農支援協議会等との連携推進、支援体制の充実		
② 多様な担い手確保に向けたプロモーションの展開	○関係機関との連携による多様な農業人材募集の仕組み構築		
	○農福連携推進の仕組み構築		○施策の見直し
	○多様な担い手確保のためのプロモーションの推進		

## 5-2 【農地】についての方向性 優良農地の保全活用と都市的土地利用との調整

平場での水田地帯をはじめ、中間地域、市街化区域内農地などの多様な農地の維持と、担い手による農地の活用を図る支援を行います。

農用地・優良農地の保全のための取組推進、生産基盤の整備・適正な維持管理および市街化区域内農地の活用を推進します。



### 《関連する SDGs のゴール》



### 【成果目標】

成果目標	指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
担い手への農地の集積	担い手への農地利用集積率 《集積率の倍増を図る》	21.6% (令和元年度)	50%
適切な農地の維持管理の推進	多面的機能支払交付金の活動面積 《活動面積の維持を図る》	822.59ha (令和元年度)	823ha
適切な農業基盤の整備	遊休農地面積 《遊休農地面積の増加を抑える》	24.7ha (令和元年度)	25.0ha

## 5-2-1 農用地・優良農地の保全・活用

将来にわたって保全すべき優良農地の保全に向けた施策に取り組みます。

### ① 実質化された人・農地プランの実行

- ・農業委員会委員等が中心となり、各地域で実質化された人・農地プランを実行することで、地域における中心経営体の確保と、中心経営体への農地の集積・集約化を進めます。
- ・人・農地プランの進捗状況について確認し、プランで定めた中心経営体への農地の集積・集約化が思うように進んでいない場合には対策を検討するなど、検証を行います。

### ② 農地の集積・集約化の推進

- ・地域の農地を保全・活用していく担い手を確保するため、農作業の効率化と収益性の向上を目的として、農地中間管理事業を活用した更なる農地の集積・集約化に取り組みます。
- ・農地の集積・集約化の動向を把握し、確保すべき農用地の目標や、農地集積率の目標といった政策的な指標を実効的な数値に見直します。

### ③ 集落による農地の保全・管理活動の促進

- ・実質化された人・農地プランを実行することにより活性化した地域の活動を持続させるため、国の多面的機能支払交付金の活用を促すなど、地域の共同活動による農地の保全と管理を支援します。

### ④ 高付加価値農業の農地活用支援

- ・農業の生産性及び収益性の向上を図るため、付加価値の高い農業経営への取組を支援します。具体的には、高付加価値農業への作目転換、営農形態の転換のための農地活用の推進を支援します。

#### 【ロードマップ】

施策	1～3年目(短期)	4～6年目(中期)	7～10年目(長期)
① 実質化された人・農地プランの実行	○人・農地プランの実行、検証		
② 農地の集積・集約化の推進	○農業振興地域内農用地区域の実態把握等		
	○担い手への農地の集積・集約化の推進		
		○施策の見直し	
③ 集落による農地の保全・管理活動の促進	○地域での農地の保全・管理活動の推進		
		○活動内容の見直し	
④ 高付加価値農業の農地活用支援	○高付加価値農業経営の研究		
	○高付加価値農業経営(作目転換、営農形態の転換、多角化・複合化等)に向けた支援推進		

## 5-2-2 農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備や鳥獣害対策等により、持続的に営農できる環境をつくります。

### ① 生産基盤の整備

・農地中間管理事業と関連させた畦畔除去など水田区画の整備や、水利施設の整備、面的な土地改良事業などの中から、費用対効果の高い施策を検討し、生産の効率化等に寄与する生産基盤の整備を推進します。

### ② 生産基盤の適正な維持・管理

・適切な日常管理と機能診断評価・劣化予測等の生産基盤機能診断調査に基づき、データベースの整備や農業水利施設等の保全にかかる計画を策定の上、国の多面的機能支払交付金も活用し、農業用排水路等の適切な更新・保安全管理を行います。

### ③ 鳥獣害対策

・山地に隣接した地域において、対策の実施体制を整備、地域環境の点検を行い、地域農政や農業者による活動や必要となる設備の設置への支援など、鳥獣害対策に取り組みます。

#### 【ロードマップ】

施策	1～3年目(短期)	4～6年目(中期)	7～10年目(長期)
① 生産基盤の整備	○生産基盤の整備(圃場区画整備・土地改良の整備)推進		
② 生産基盤の適正な維持・管理	○生産基盤機能診断調査・データベースの整備、農業水利施設等の保全計画策定		○生産基盤保全対策の見直し
	○生産基盤の保全・管理		
③ 鳥獣害対策	○対策の実施体制整備		
	○地域環境の点検		
	○鳥獣捕獲・設備設置・管理等の実施推進		

## 5-2-3 都市的土地利用との調整

市街化区域内においては、農地の活用に向けた取組を推進します。

農業振興地域においては、諸計画との調整を図り、良好な営農環境を維持します。

### ① 市街化区域内農地の活用

- ・本市における市街化区域内農地の内、長良川流域の砂質土壌の畑地は、本市の特産農作物であるえだまめやほうれんそう、だいこんといった露地野菜の栽培に適しており、本市農業にとって重要な役割を持つ農地であり、また、市街化区域内の各所に点在する農地は、農地の多面的機能を発揮しています。
- ・そのため、市街化区域内農地の保全活用の方針を整理し、都市計画制度(生産緑地制度等)との調整を検討するなど、特産農作物の産地の確保に向けた取組を推進します。

### ② 周辺環境の配慮のための対策への支援

- ・市街化区域内で営農するにあたって課題となっている、農作業に伴って生じる騒音や粉じんといった、隣接する住宅地等への影響に配慮した設備投資などの取組への支援を検討します。

### ③ 市民理解の促進支援

- ・市街化区域内農地を維持し、活用するにあたっては、地域住民の営農への理解が必要であるため、農業者や地域農政が自治組織と連携するなど、市街化区域内農地の価値や農業に対する理解が得られやすい環境づくりを検討します。
- ・生産者と消費者が交流する機会の創出や、地域住民が農業を体験できる施設の拡充を検討します。

### ④ 諸計画との調整

- ・ぎふし未来地図や岐阜市都市計画マスタープランなどに示されている都市的な土地利用については、法令の基準を遵守し、設置しようとする都市機能が必要とする規模と、一団の農地における良好な営農環境の維持との総合的な調整を行います。

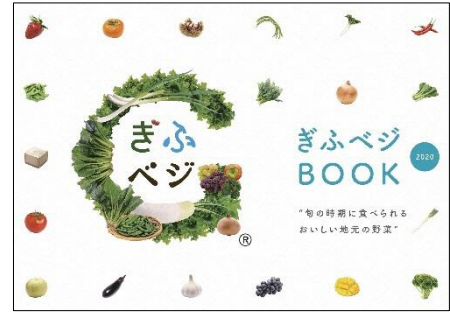
#### 【ロードマップ】

施策	1～3年目(短期)	4～6年目(中期)	7～10年目(長期)
① 市街化区域内農地の活用	○市街化区域内農地の保全活用方針の整理 (生産緑地指定などの検討)・合意形成	○市街化区域内農地の都市的土地利用との調整	
② 周辺環境の配慮のための対策への支援	○設備投資の支援の仕組み構築	○設備投資の支援推進	○施策の見直し
③ 市民理解の促進支援	○市民理解の促進	○市民農園・体験農園等の整備・運営方針検討	○市民農園・体験農園等整備の推進支援
④ 諸計画との調整	○農業振興地域内農用地区域の実態把握等	○都市機能の設置と良好な営農環境の維持のための総合的な調整	

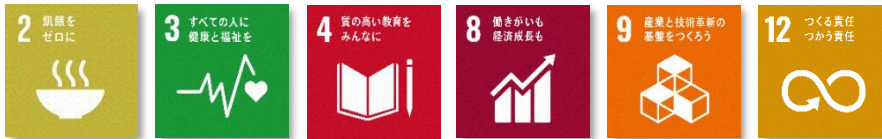
### 5-3 【収益性】についての方向性 立地や営農の特性に応じた農業経営の確立

本市の特徴、各区域の特徴を活かした農産物流通や農業ビジネスの推進を図ります。

農業生産力向上を図るとともに、農産物販売拡大や農業関連施設の整備、さらに周辺産業・インフラ整備との連携促進に取り組みます。



#### 《関連するSDGsのゴール》



#### 【成果目標】

成果目標	指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
農産物の安全確保と労働安全や経営管理の適正化	GAP(ぎふ清流 GAP 評価制度など)の取組実施率 (農業者アンケートにて把握) 《安全確保、労働安全、経営管理の適正化などの取組の実施率を高める》	—	50%
農産物のブランド力の向上	ぎふベジの認知度 (市政モニターアンケートにて把握) 《認知の割合を高める》	知っている: 21.0%	知っている:50.0%
周辺産業との連携促進	小学校における食農教育の実践率 《100%の実施率を維持する》	100% (令和元年度)	100%

## 5-3-1 農業生産力の向上

特産農作物の産地化に向けた生産支援や営農環境の改善、生産性向上等のためのスマート農業の推進や付加価値の高い農業経営を支援します。

### ① 特産農作物の生産支援

- ・本市を代表する特産農産物の産地化をさらに進めるために、各農産物の生産拡大・品質向上に取り組む農業者に対する補助事業などの支援策を引き続き実施します。
- ・気候変動に対応する品目等の研究に関する情報を県など関係機関と共有し、農業者への積極的な情報提供に努めます。

### ② 認証取得支援

- ・農産物の安全確保と労働安全や経営管理の適正化に向け、各種 GAP の認証取得、ぎふ清流 GAP 評価制度に取り組む農業者への支援を行います。

### ③ スマート農業の推進・デジタル技術の活用

- ・農作業の効率化・省力化や高収量・安定生産などのため、本市の農業経営に活用できるスマート農業技術の検討や、県・企業等と連携した共同研究などを推進するため、農業者への積極的な情報提供を行います。
- ・熟練農業者が持つ高度な生産技術の記録や、記録された情報を活用した栽培技術の継承のための研修、生産現場だけでなく労務管理や流通・販売での情報連携といった、デジタル技術を活用できる環境整備を支援します。

### ④ 高付加価値農業への取組の支援

- ・農業の生産性及び収益性の向上を図るため、付加価値の高い農業経営への取組を支援します。具体的には、環境制御をより精密に行える施設等の導入による周年栽培や時期をずらした栽培、気候変動に対応する新たな品目や品種の導入といった新たな営農作目や営農形態への転換、生産と加工や体験なども組み合わせた農業経営の多角化・複合化(6次産業化)に取り組む農業者への指導や資金調達など、支援体制を構築します。

### 【ロードマップ】

施策	1~3年目(短期)	4~6年目(中期)	7~10年目(長期)
① 特産品の生産支援	○支援施策の運用改善・検証		
	○支援施策の運用		
			○施策の見直し
② 認証取得支援	○認証取得支援		
	○支援体制の改善	○制度運用	
			○施策の見直し
③ スマート農業の推進・デジタル技術の活用	○農業者への情報提供推進		
	○企業等との連携・共同研究の推進		
			○施策の見直し
④ 高付加価値農業への取組の支援	○高付加価値農業経営の研究		
	○高付加価値農業経営指導・相談体制の構築・運用		
			○施策の見直し

## 5-3-2 農産物販売拡大の支援

本市の特産農産物の販売拡大に向けて、販路形成の支援や、ブランド力向上の推進を図ります。

### ① 販路形成・拡大支援

- ・直売機能の強化や地域内流通のための集出荷体制の構築の取組や、農業者による商談会等の参加を支援することにより、農産物販路の多様化、販売の拡大を推進します。
- ・市内におけるインターチェンジの整備など、物流環境の変化に対応し、農産物の物流の新たな集出荷体制・仕組みづくりを推進します。

### ② 特産農産物のブランド力向上の推進

- ・特産農産物について、品目ごとのターゲットを考慮し、あり方を点検しながら推進し、ブランド力の更なる向上に努めます。
- ・周辺市町との広域事業連携により、ぎふベジブランド発信事業や、ぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」の認定事業を進め、「旬の時期に食べられるおいしい地元の野菜」の振興と地産地消の推進に取り組みます。

### ③ 6次産業化への取組の支援

- ・6次産業化に取り組もうとする農業者や、農業者で構成される組織・団体、行政機関等が連携し、生産・加工・販売に係る情報やノウハウを共有することで、6次産業化への取組の活性化を図ります。
- ・商品開発にあたっては、岐阜県6次産業化サポートセンター等の専門家から意見を聴いて消費者のニーズを的確に把握するなど、農業者の特性を活かした商品開発や販売事業を支援します。

#### 【ロードマップ】

施策	1～3年目(短期)	4～6年目(中期)	7～10年目(長期)
① 販路形成・拡大支援	○集出荷体制の検討(ニーズ調査など)		
	○農業者による販路形成の推進支援		
② 特産農産物のブランド力向上の推進	○ぎふベジブランド発信事業、ぎふ〜ど認定の推進		
	○ブランド戦略再構築	○新たな支援策の必要性検討	
③ 6次産業化への取組の支援	○農業者による新たな商品開発・販売事業の支援		



### 5-3-3 農業関連施設の整備検討

農業者の農業経営安定化と市民や消費者の農業理解促進のため、農業に関する各種施設との連携や新たな機能整備を推進します。

#### ① 市場機能との連携強化

・卸売市場との連携強化により、本市の特産農産物の価値向上に努めます。市場の目利きである仲卸業者と生産者の情報交流の仕掛けづくりなど、農産物品質向上に向けた取組、市場の機能を活かしたオンライン販路や新たな集出荷体制の構築、流通にあたってのコスト削減策、市場内の民間事業者による加工・流通施設との連携などについて検討・推進します。

#### ② 農産物直売機能の拡充

・市内での農産物直売を拡大するため、新たな農産物直売の仕組みづくりを支援します。中心市街地での農産物直売販売の他、スーパーマーケットでの地場農産物の販売を行う流通事業者や、地場農産物の宅配サービスを展開する事業者との連携など、多角的に直売機能の拡充を支援します。

#### ③ 体験施設の整備

・市民の農業や農地に対する理解を促進し、農産物の消費拡大を図るため、生産者と消費者が交流する機会の創出や、市民が農業を体験できる施設の拡充を検討します。

#### 【ロードマップ】

施策	1～3年目(短期)	4～6年目(中期)	7～10年目(長期)
① 市場機能との連携強化	○市場機能との連携策の研究、推進施策の検討		
		○推進施策の実施	
② 農産物直売拠点の整備 検討・直売機能の拡充	○直売機能の拡充検討		
		○農産物直売推進の支援	
③ 体験施設の整備	○市民農園・体験農園等の整備・運営方針検討		
		○市民農園・体験農園等整備の推進支援	

## 5-3-4 周辺産業・インフラ整備との連携促進

農業者の農業経営安定化のため、本市の集積する商業機能や多様な観光資源を活かした取組を推進します。

### ① 商業・観光との連携

- ・県都としての商業集積や、豊かな自然や歴史文化を背景に持つ様々な観光資源を活用し、農業・農産物の新たな価値創造に取り組みます。
- ・地域の商店街や商業者へ、特産農産物の活用を働き掛け、連携を強化するとともに、観光事業者とも連携し、当地の農業の価値を伝える農業体験や食体験に素材を積極的に提供します。
- ・飲食業と連携し、ぎふ〜ど MAP の周知等により、本市で育まれた食材を活用した魅力の醸成を図ります。

### ② 消費者理解促進・食農教育の推進

- ・市民・消費者の農業理解促進のため、市民、特に教育機関と連携した子ども達への食農教育の充実に取り組みます。

#### 【ロードマップ】

施策	1~3年目(短期)	4~6年目(中期)	7~10年目(長期)
① 商業・観光との連携	○商業・観光との連携方策の研究、支援策・連携事業構築		
	○連携策の推進、支援策の運用		
② 消費者理解促進・食農教育の推進	○消費者理解促進・食農教育の推進		

## 第6章 区域別計画

### 6-1 北東部区域

#### 【アクションプラン概要】

農地の利用集積が進む地域において、圃場での管理作業を支える集落活動の活性化や、新たな直売機能、流通販路形成に取り組みます。

#### 【実施内容】

テーマ	担い手への農地の集積・集約化を支える集落活動の活性化
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平坦部において中心経営体に位置付けられている担い手への農地の集積・集約化に取り組み、水稻生産の大規模化が進んでいるが、農繁期には担い手がオーバーワークとなる状況が発生している。</li> <li>・ 農地の集積・集約化を進めるためには、担い手における労働力の確保、省力化が急務となっている。</li> <li>・ 経営面積の拡大に伴って畦畔の除草など管理作業が増大している。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地中間管理事業に関連した畦畔除去による水田区画の整備など、圃場整備に向けた地域の理解の醸成と、事業の推進</li> <li>○多面的機能支払交付金の活用など、共同活動により農地の保全に取り組む地域の支援の強化</li> <li>○省力化や安全性の確保等に必要な技術導入の検討・実証</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-2-1 ④ 集落による農地の保全・管理活動の促進</li> <li>5-2-2 ① 生産基盤の整備</li> <li>5-3-1 ③ スマート農業の推進・デジタル技術の活用</li> </ul>
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の担い手への農地の集積・集約化により、営農しやすい区画の整理、スマート農業の導入などにより効率的かつ安定的な農業経営が実現する。</li> <li>◇地域農政活動の活性化など、地域の協力が得られるようになり、施設の維持管理が適切に行われることで、豊かな田園風景が維持される。</li> </ul>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<p>【農家】についての将来像：意欲的・活動的な生産者が営農している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内各地域の農地を管理保全できる中心経営体がある</li> </ul>

テーマ	地産地消の推進
現状と課題	・ 当区域で整備されたスマートインターチェンジにより他地域へのアクセスが向上しており、当区域への来訪者の増加が期待できる。
取組内容	○農業の6次産業化を見据えた、地域における農産物の直売・加工施設及び販売方法についての検討 ○直売・加工施設及び区域外に向けた集出荷の仕組みの検討 ○農業体験など区域外の住民との交流の取組検討 ○検討結果を踏まえた直売・加工施設及び交流の取組の事業化支援
関連する施策の例	5-3-2① 販路形成・拡大支援 5-3-3② 農産物直売機能の拡充 5-3-3③ 体験施設の整備
目指す将来像	◇区域の農産物の生産と集出荷体制が強化され、担い手も生産者が意欲的に農業経営を行える環境となる。 ◇体験農園などへの来訪者が増加し、消費者が農業にふれ合える施設や機会が充実し、地産地消や食農教育への理解が推進される。
関連する将来像 (第4章4-2より)	【収益性】についての将来像:本市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む ○農産物の販路が充実している ○周辺産業との連携が活発に行われている

## 6-2 北西部区域

### 【アクションプラン概要】

露地野菜の団地化による農業収益の確保や、新規就農者の定着に向けて取り組みます。

### 【実施内容】

テーマ	露地野菜の団地化に向けた担い手間の調整の推進
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手による水田利用を中心とした農業経営が行われている傍ら、乾田化した水田を利用した露地野菜の栽培など多様な水田の利活用が広範囲で行われている。</li> <li>・ 地域の農業経営の安定化に向けて、これら露地野菜の団地化・収益の確保が必要である。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地利用最適化推進委員等が仲介し、担い手間で農地の利用調整を行うことで、露地野菜の団地化を推進</li> <li>○露地野菜栽培の収益確保に向けた品目の選定や販路の検討など、地域での研究活動の支援</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-2-1③ 農地の集積・集約化の推進</li> <li>5-2-1⑤ 高付加価値農業の農地活用支援</li> <li>5-3-1④ 高付加価値農業への取組の支援</li> </ul>
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇露地野菜を栽培する担い手へのまとまった圃場の確保により、規模拡大と作業の効率化が進む。</li> <li>◇消費ニーズや気候変動に対応する新たな品目・品種の導入などによる収益性向上が進む。</li> </ul>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<p>【農地】についての将来像:多様な農地が維持され、担い手による活用が進んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業生産基盤が適切に管理されている</li> <li>○露地野菜栽培においても、圃場の集積・集約化が進んでいる</li> <li>○施設園芸や畜産における施設整備が進み、高収益型農業が展開されている</li> </ul>

テーマ	新規就農者の定着
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合渡地区には、JA 全農岐阜のいちご新規就農者研修所が立地しており、研修所周辺で就農している者も多い。</li> <li>・黒野地区、西郷地区で露地野菜を栽培している担い手の元で栽培技術を学び、当区域で就農している者も多くいる。</li> <li>・ただし、新規就農者の経営には不安定な材料も多く、経営が安定するまでの、生産技術や販路、生活といった多方面からの支援が必要である。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携した、栽培技術の指導や経営支援の体制構築</li> <li>○地域農業者との情報交換の機会、農業研修等の情報提供支援</li> <li>○生産規模拡大に向けた農地の確保や、居住環境の改善に向けた支援</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1-3① 関係機関との連携による新規就農者支援策の強化</li> <li>5-1-2① 農業後継者への支援体制の整備</li> </ul>
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇新規就農者や若手農業者への支援体制が充実し、相談相手となる農業経営者が市内各地域にいる。</li> <li>◇県都としての住みややすさを背景に、農家子弟による定年帰農、法人へ雇用就農する若者、半農半Xで農業をはじめの移住者などが生まれ、多様な方が活躍できる農業のまちになっている。</li> </ul>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<p>【農家】についての将来像:意欲的・活動的な生産者が営農している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援体制が充実した新規就農しやすい地域となっている</li> </ul>

テーマ	農産物流通拠点化の推進
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当区域で整備されるインターチェンジにより他地域へのアクセスの向上が見込まれ、農産物流通の状況変化が期待できる。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農産物集出荷の新たな体制及び仕組みの可能性の検討</li> <li>○当区域における農産物流通拠点の整備の可能性の検討</li> <li>○検討結果を踏まえた新たな物流システムの運用の支援</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-3-2① 販路形成・拡大支援</li> <li>5-3-3① 市場機能との連携強化</li> <li>5-3-3② 農産物直売機能の拡充</li> </ul>
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇農産物の流通が強化され、市内だけでなく、こだわりの品として市外、県外への流通も強化され、本市産農産物の価値を高める。</li> <li>◇交通利便性の向上により他産業との連携が進み、農業を通じた新たな価値の創出が進む。</li> </ul>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<p>【収益性】についての将来像:本市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農産物の販路が充実している</li> <li>○周辺産業との連携が活発に行われている</li> </ul>

## 6-3 北部区域

### 【アクションプラン概要】

特産農作物の産地保全や柿農業の再興に向けた取組、農業後継者への支援に取り組みます。

### 【実施内容】

テーマ	特産農作物の産地の保全策の検討
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島、則武、鷺山地区の砂質土壌の畑は、えだまめやほうれんそう、だいこんといった露地野菜の産地として活用されているが、市街化区域内であるため、固定資産税などの税負担が課題となっている。</li> <li>・ 常磐地区では古くから柿生産が盛んであったが、近年生産者の高齢化などにより柿畑の担い手が不足し、生産力が低下している。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域内農地での営農実態の把握と、都市計画制度(生産緑地制度等)との調整による特産農産物の産地保全策の推進</li> <li>○柿生産の再興を図るため、柿の流通販売の現状と低利用柿畑等の状況を整理し、柿農業の今後のあり方と振興策についての検討</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-2-3① 市街化区域内農地の活用</li> <li>5-2-3④ 諸計画との調整</li> <li>5-3-1① 特産品の生産支援</li> <li>5-3-2① 販路形成・拡大支援</li> <li>5-3-2② 特産農産物のブランド力向上の推進</li> </ul>
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市街化区域内に残る農地が適切に維持・活用されている。</li> <li>◇特産品の柿の生産力が維持されており、市内外への流通が強化されている。</li> </ul>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農地】についての将来像:多様な農地が維持され、担い手による活用が進んでいる</li> <li>○地域住民の理解の下、市街化区域内農地が適切に管理・活用されている</li> <li>【収益性】についての将来像:本市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む</li> <li>○高い農業生産力が維持されている</li> <li>○農産物の販路が充実している</li> </ul>

テーマ	農業後継者への支援
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内でも後継者のいる認定農業者が多い区域であり、特産農作物の産地を維持していくため、農業経営が円滑に継承されることが重要。</li> <li>・市街化区域内農地が散在しており、農業経営を継続するためには、身近な消費者である近隣住民への理解促進など、良好な営農環境づくりが重要。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業後継者への経営継承に向けた相談体制の整備</li> <li>○経営継承に対する支援体制の整備</li> <li>○市民理解向上に向けた市街化区域内農地での農業の情報発信強化</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1-2① 農業後継者への支援体制の整備</li> <li>5-2-3① 市街化区域内農地の活用</li> <li>5-2-3③ 市民理解の促進支援</li> <li>5-3-4② 消費者理解促進・食農教育の推進</li> </ul>
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市街化区域内に残る農地が適切に維持・活用されている。</li> <li>◇認定農業者が地域に存在し、人・農地プランに位置づけられた中心経営体として、効率的かつ安定的な農業経営を行っている。</li> </ul>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農家】についての将来像:意欲的・活動的な生産者が営農している</li> <li>○支援体制が充実した新規就農しやすい地域となっている</li> <li>【農地】についての将来像:多様な農地が維持され、担い手による活用が進んでいる</li> <li>○地域住民の理解の下、市街化区域内農地が適切に管理・活用されている</li> <li>【収益性】についての将来像:本市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む</li> <li>○周辺産業との連携が活発に行われている</li> </ul>

テーマ	圃場整備の推進
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常磐地区では、法人化した集落営農組織への農地集積が進んでおり、水田利用を中心とした農業経営が行われているほか、転作田などを活用した柿の栽培が行われている。</li> <li>・用排水機能を強化するための土地改良事業の実施に向けて取り組んでいる。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下城田寺地区での県営経営体基盤整備事業の事業化促進</li> <li>○土地改良事業とあわせて、農地維持活動、農業基盤の長寿命化のための活動促進</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-2-1④ 集落による農地の保全・管理活動の促進</li> <li>5-2-2① 生産基盤の整備</li> <li>5-3-1③ スマート農業の推進・デジタル技術の活用</li> </ul>
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の担い手への農地の集積・集約化により、営農しやすい区画の整理、スマート農業の導入などにより効率的かつ安定的な農業経営が実現する。</li> <li>◇地域農政活動の活性化など、地域の協力が得られるようになり、施設の維持管理が適切に行われることで、豊かな田園風景が維持される。</li> </ul>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農地】についての将来像:多様な農地が維持され、担い手による活用が進んでいる</li> <li>○農業生産基盤が適切に管理されている</li> <li>○水田区画の大規模化が進んでいる</li> <li>【収益性】についての将来像:本市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む</li> <li>○高い農業生産力が維持されている</li> </ul>



## 6-4 南西部区域

### 【アクションプラン概要】

高収益型作物への転換や田畑転換に取り組みます。

### 【実施内容】

テーマ	高収益型作物の導入による複合経営推進
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当区域では水田利用の農業経営が主体で、施設での花きやいちごの生産が散見される。</li> <li>・ 市街化区域内には小規模な水田が残存しているが、農地及び農業用水路等の維持・管理の負担感が高い。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収益性の高い品目との複合化や農業経営の多角化に向け、施設園芸を導入することの効果及び可能性の検討</li> <li>○水田の乾田化、あるいは畑地化による露地野菜の栽培による収益性向上の検討</li> <li>○生産及び流通販売にかかる技術導入の支援</li> </ul>
関連する施策の例	<p>5-1-2③ 経営指導を行える機関との連携強化</p> <p>5-3-1④ 高付加価値農業への取組の支援</p> <p>5-3-2① 販路形成・拡大支援</p>
目指す将来像	<p>◇施設園芸や畜産の施設整備が進み、生産性の高い高収益型の農業が展開している。</p> <p>◇農産物の市外、県外への流通も強化され、本市産農産物の価値が高まっている。</p>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<p>【農家】についての将来像：意欲的・活動的な生産者が営農している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産者が意欲的に農業経営を続けている</li> </ul> <p>【収益性】についての将来像：本市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高い農業生産力が維持されている</li> <li>○農産物の販路が充実している</li> </ul>

テーマ	流通拠点との連携推進
現状と課題	・ 当区域には流通業務団地が立地しており、他産業との連携が期待できる。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○流通業務団地に立地している企業等を対象に、農業との連携についての意向把握</li> <li>○収集した情報を元に、区域内の農業者及び本市の農業との連携の検討</li> <li>○企業と区域内の農業者等とのマッチングの推進</li> <li>○専門家による人的支援、新事業展開への資金的支援など、事業化に向けた支援</li> <li>○事業化した取組の地域内外への情報発信・共有</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1-2③ 経営指導を行える機関との連携強化</li> <li>5-3-3① 市場機能との連携強化</li> <li>5-3-4① 商業・観光との連携</li> </ul>
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇企業との連携のもとで、農業を通じた新たな価値の創出が進んでいる。</li> <li>◇農産物の市外、県外への流通も強化され、本市産農産物の価値が高まっている。</li> </ul>
関連する将来像 (第4章4-2より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農家】についての将来像:意欲的・活動的な生産者が営農している</li> <li>○生産者が意欲的に農業経営を続けている</li> <li>【収益性】についての将来像:本市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む</li> <li>○周辺産業との連携が活発に行われている</li> </ul>

## 6-5 南東部区域

### 【アクションプラン概要】

観光農業・体験農業の推進と、周辺市街地との調和がとれた営農環境づくりに取り組みます。

### 【実施内容】

テーマ	観光農園・体験農園の推進
現状と課題	・ 当区域は市街地と近接し、交通利便性が高いエリアである。
取組内容	○ 市民理解の向上に向け、市街化区域内農地等での観光的利用及び体験農園の設置についての可能性を検討 ○ 検討結果を元に、観光農園及び体験農園の設置に対する支援を実施
関連する施策の例	5-2-3① 市街化区域内農地の活用 5-3-3③ 体験施設の整備 5-3-4① 商業・観光との連携
目指す将来像	◇ 体験農園など、消費者が農業にふれ合える施設や機会が充実し、地産地消や食農教育への理解が進んでいる。 ◇ 商業や観光との連携が進み、農業を通じた新たな価値の創出が進んでいる。
関連する将来像 (第4章4-2より)	【収益性】についての将来像:本市の特徴、各区域の特徴を活かす農産物流通や農業ビジネスの展開が進む ○ 農産物の販路が充実している ○ 周辺産業との連携が活発に行われている

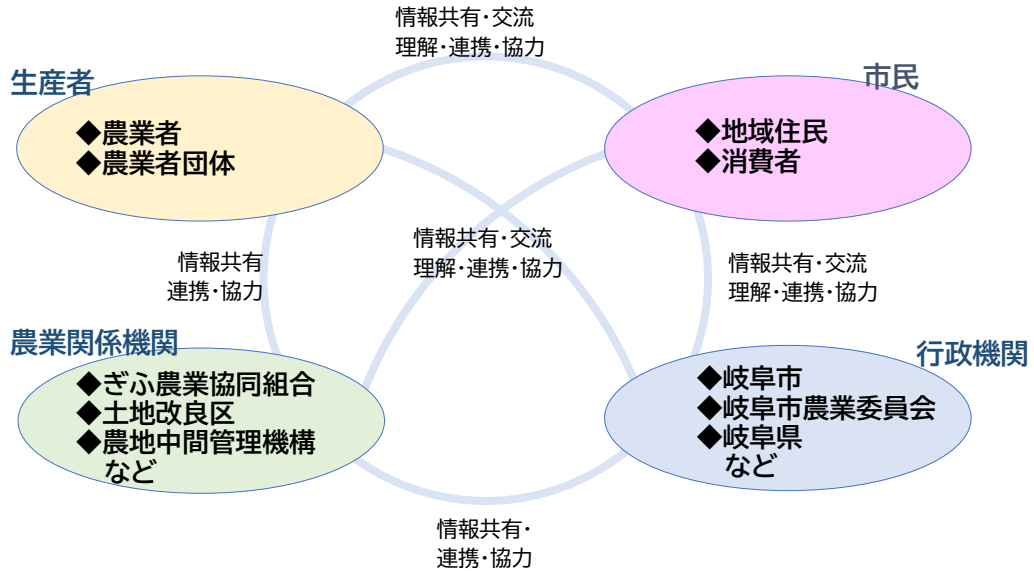
テーマ	生産基盤の保全・管理
現状と課題	・ 当区域の農地面積や中心経営体は、他区域に比べて少なく、営農規模の小さな農家の割合が高い。 ・ 農地所有者がそれぞれの農地を維持・管理しているが、負担感が大きい。
取組内容	○ 多面的機能支払交付金の活用地域の拡大 ○ 農業生産基盤の適切な維持・管理
関連する施策の例	5-1-1② 地域農政による営農支援の活性化 5-2-2① 生産基盤の整備 5-2-2② 生産基盤の適正な維持・管理
目指す将来像	◇ 中小規模の農業者であっても、関係機関の指導や支援を受けながら意欲を持って農業経営を継続し、地域の農地の維持・活用を図り、本市の農業を幅広い立場で支えている。 ◇ 圃場区画の整備や用水の整備が適切に進み、持続可能な状態で維持されている。
関連する将来像 (第4章4-2より)	【農家】についての将来像:意欲的・活動的な生産者が営農している ○ 市内各地域の農地を管理・保全できる中心経営体がいる 【農地】についての将来像:多様な農地が維持され、担い手による活用が進んでいる ○ 農業生産基盤が適切に管理されている ○ 水田区画の大規模化が進んでいる

テーマ	周辺市街地と調和がとれた営農環境づくり
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当区域は、市街地と近接していることに加え、農業振興地域内農用地区域に JR 高山線長森駅が存在している。</li> <li>・ 長森駅については、市民生活の利便性向上に資するものとして地域住民からの期待が高まっている。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺環境への配慮のための対策への支援</li> <li>○ 農地の価値や農業に対する理解を得るための生産者と消費者の交流機会創出</li> </ul>
関連する施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-2-3 ② 周辺環境の配慮のための対策への支援</li> <li>5-2-3 ③ 市民理解の促進支援</li> <li>5-2-4 ④ 諸計画との調整</li> </ul>
目指す将来像	◇ 農地がまちの景観形成などの面で機能を発揮し、快適な生活環境にも寄与する空地としてだけでなく、都市内緑地としての役割が再評価され、市民の理解が得られている。
関連する将来像 (第4章4-2より)	<p>【農地】についての将来像: 多様な農地が維持され、担い手による活用が進んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業生産基盤が適切に管理されている</li> <li>○ 地域住民の理解の下、市街化区域内農地が適切に管理・活用されている</li> </ul>

# 第7章 ビジョンの推進に向けて

## 7-1 推進体制

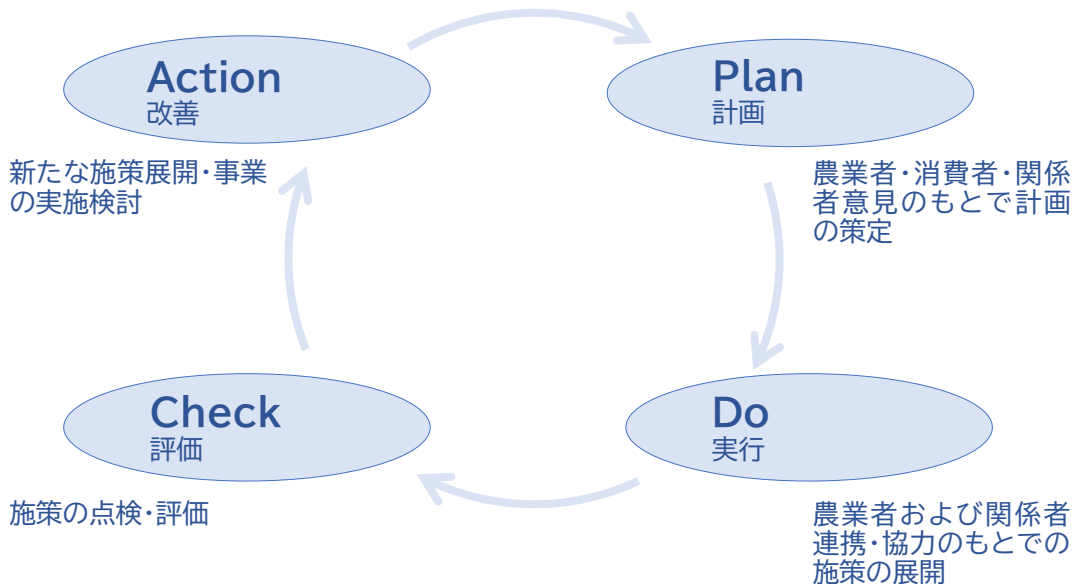
本市の農業を振興していくためには、農業者などの生産者、ぎふ農業協同組合、土地改良区などの農業関係機関、岐阜市農業委員会、本市などの行政機関や農業技術の開発に関わる機関などが中心となり、また、消費者である市民や地域住民の理解や関連組織との連携・協力のもとで事業を推進します。



## 7-2 ビジョンの進行管理

計画の推進にあたっては、施策が適切に実施されるよう、本市が中心となり計画全体のマネジメント、進捗状況の定期的な確認・検証を行います。確認・検証の内容については、農業者・農業団体をはじめ、関係組織との共有を図り、計画推進や新たな施策立案に役立てます。

さらに、農業をとりまく情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。PDCA サイクルによるマネジメントとして、概ね短期(1~3 年目)・中期(4~6 年目)・長期(7~10 年目)の 3 ターム毎での施策の検証・見直しおよび、大きな情勢の変化時には随時見直しを行います。



# 参考資料

## (1)用語解説

※括弧内は初出の掲載ページ数

### GAP(11)

“Good Agricultural Practice”(農業生産工程管理)の略称で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことを指します。

これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

### 家族経営協定(15)

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものを指します。協定を締結することにより、家族内農業従事者の各々の役割を明確にし、家族農業経営への参画意識や意欲を向上させることを目的としています。

家族経営協定を締結することで、主たる農業経営者以外の者(後継者など)でも、主たる農業経営者と連名で農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となることができます。

### 基幹的農業従事者(9)

農林業センサスで用いられている農業従事者の区分で、「自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者」を指します。なお、農家世帯の15歳以上の世帯員で、年間1日以上、自営農業に従事した者を「農業従事者」と言います。

		農業との関わり			農業には従事していない	世帯員	
		農業にのみ従事	農業とその他の両方に従事			原則として住居と生計を共にする者 (1) 基幹的農業従事者 自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者	(2) 農業就業人口 自営農業のみに従事した者又は自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者
			農業が主	その他が主			
ふだんの主な状態	主に仕事	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     基幹的農業従事者(1)                               農業従事者(3)                 </div>					
	その他(家事、通学等)						農業就業人口(2)

(出典:令和元年度 食料・農業・農村白書)

## 持続可能な開発目標(SDGs)(8)

平成27(2015)年9月の国連サミットによって採択された、環境、社会、経済の3つの側面のバランスがとれた社会の実現に向けた17のゴールと、課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から成る世界共通の目標です。

## 集落営農組織(15)

集落など、地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動を「集落営農」と言い、集落営農に取り組む組織を「集落営農組織」と言います。

活動の内容は、転作田の団地化や共同購入した機械の共同利用、担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じて多岐に渡っています。

## 食料・農業・農村基本法(1)

農業の発展と農業従事者の地位の向上を目的として作られた「農業基本法」を、平成 11(1999)年に大幅な見直しを行って制定された法律です。

この中では、農業・農村に期待される「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の十分な発揮」、その基盤となる「農業の持続的な発展」と「農村の振興」の 4 つの基本理念が掲げられ、食料・農業・農村分野において講じていくべき政策体系が明らかにされています。

## ストックマネジメント(10)

各種の施設・設備について、機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系を言います。

## 生産緑地制度(12)

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るための制度を指します。生産緑地の指定を受けた農地は、指定から30年間は建築行為が制限され、農地として保全しなければなりません。固定資産税など税制上の優遇措置を受けることができます。平成30(2018)年より、三大都市圏の特定市以外の自治体にも適用が拡大されています。

また、生産緑地の指定を受けてから30年が経過しようとしている農地のうち、市町村が所有者等の意向を基に、農地として保全することが良好な都市環境のために有効であるとして指定した農地を「特定生産緑地」と言い、買取りの申出をすることができる時期が10年間延長されています。

## 生物多様性の主流化(12)

人と自然の共生を実現し、生物多様性に配慮した社会経済への転換を図るために、生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまで、様々な社会経済活動の中に組み込むことを言います。

## 相続税納税猶予(31)

農業を営んでいた被相続人から、農地等を相続や遺贈によって取得した相続人が、引き続き農業経営を行う場合などには、一定の要件の下に相続税の納税が猶予されます。(相続税納税猶予の特例)

納税猶予の特例の適用を受けた相続税が免除されるには、市街化調整区域の農地では終身、市街化区域の農地では20年間、引き続き農業経営を行うことが要件とされています。

## 多面的機能支払交付金(20)

地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動(組織をつくり市町村と協定を締結)を支援するための交付金を指し、「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」の2種類があります。

「農地維持支払交付金」は農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動を支援するために活用され、「資源向上支払交付金」は地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援するために活用されます。

## 中間地域(55)

農林統計の分析等の基礎資料として活用するため、市区町村及び旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により設定された、農業地域類型の一つです。

農業地域類型には、「都市的地域」「平地農業地域」「中間農業地域」「山間農業地域」の4分類があり、本文中の「中間地域」はこの内「中間農業地域」を指します。

4分類は、DID(人口中心地区)面積の割合で「都市的地域」、林野率などで「山間農業地域」を分類し、そのどちらにもあてはまらない地域を耕地率の高さなど農業的特性に応じて「平地農業地域」と「中間農業地域」に分けています。

本市の多くの地域は「都市的地域」「平地農業地域」に分類されていますが、北西部区域の一部が「中間農業地域」に分類されています。

## 中心経営体(1)

地域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業経営体のことを指します。

特に、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織は、地域の人・農地プランにおける中心経営体として位置付けられることで、農地の集積・集約化の受け手となるなど、地域における農業において中心的な役割を果たすことが期待されています。

## 都市農業振興基本計画(1)

都市農業振興基本法第9条に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定められた計画です。(平成28(2016)年5月13日閣議決定)

この計画では、都市農地を農業政策、都市政策の双方から再評価し、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」とすることを明確にしています。



## 認定新規就農者(14)

「認定新規就農者」とは、新たに農業経営を営もうとする者(新規就農者)が作成する計画(青年等就農計画)を市町村長に提出し、その認定を受けることにより、「認定新規就農者」となります。

本市では、認定農業者等の元で一年の農業研修を受けたこと、計画における5年後の農業所得目標額が160万円以上であることなどが認定を受ける条件となっています。

## 認定農業者(5)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画(農業経営改善計画)を作成し、市町村長の認定を受けた農業者を指します。

認定の有効期間は5年間で、期間満了後に再度計画を提出し、再認定を受けることで更に5年間、認定を継続することができます。認定を受けることで、各種の公的な補助や支援が受けられやすくなるという利点があります。

本市では、計画における5年後の農業所得目標額が400万円以上であることなどが認定を受ける条件となっています。

## 農業経営基盤強化促進法(9)

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを目的とした法律です。

## 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(17)

農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県知事が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する目標や、効率的かつ安定的な農業経営の指標、担い手への農用地の集積目標など農用地の利用関係の改善に関する事項などを定めるものです。

## 農業経営の法人化(14)

特に集落営農組織において、任意組織のままでは達成できない諸課題を解決するため、法人格を有する組織を設立する取組のことを指します。

集落営農組織が法人化することにより、農地についての利用権を設定できるようになったり、機械や設備投資のための財源確保を確保したり、融資を受けたりすることができるようになります。

(任意組織では、農地の作業を受託することでも借り受けることはできず、機械や設備投資のための融資を受けることができません。)

## 農業振興地域(1)、農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」の規定により、国が策定する「農用地等の確保に関する基本指針」に基づき、都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を定めることとされています。

「農業振興地域」とは、この「農業振興地域整備基本方針」に基づき、農業の振興を図る地域として都道府県知事が指定したもので、市街化区域は指定されません。

また、「農用地区域」とは、都道府県知事が指定した「農業振興地域」の区域内において市町村が定める「農業振興地域整備計画」により、農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域を指します。同区域での農地転用は禁止されています。

## 農業振興地域整備計画(21)

都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおよそ10年を対象期間として、当該地域の農業の振興を図るために必要な事項を記載した計画を指します。

「農用地利用計画」により「農用地区域」を定めるほか、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項などを定めます。

## 農業振興地域の整備に関する法律(16)

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律です。

## 農業の担い手(1)

「農業の担い手」とは、国の食料・農業・農村基本計画で「効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営(認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農)」とされており、農業生産の相当部分を担い、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することが期待されています。

## 農業の有する多面的機能(農業・農村の有する多面的機能)(1)

農業・農村は、米や野菜などの生産の場としての役割を果たしているのと同時に、農村で農業が継続して行われることにより、洪水や土砂崩れなどの防止、多様な生物の生活の場の提供などの恩恵をもたらしており、これを「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

## 農地中間管理事業(9)

後継者の不足や農地の分散などの理由により、耕作の継続が困難な農地の貸借を円滑に行うため、都道府県単位で設置される農地中間管理機構が農地を一括して借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付けを行い、農地の集積や耕作放棄地の解消を推進する事業のことを指します。

## 農地中間管理事業の推進に関する法律

農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、これにより農業の生産性の向上に資することを目的とした法律です。

## 農地の集積・集約化(9)

農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することを指します。

また農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることを指します。

## 農福連携(10)

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のことを言います。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながることを期待されています。

## 農林業センサス(9)

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

直近では、令和2(2020)年2月1日を基準日として調査を行っています。

## 半農半X(54)

「半農半X」とは、生業としての農業に従事しながら(半農)、一方で自分のやりたいことに時間を費やして(半X)生活するというライフスタイルのことを指します。

## 遊休農地(30)

「遊休農地」とは、「現に耕作されておらず、引き続き耕作されていないと見込まれる農地」(農地法第32条第1項第1号の農地)を指し、農業委員会が利用状況調査を行い、実態を把握しています。

これに対し、「耕作放棄地」は、農林業センサスにおいて「以前耕作していた農地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地」として農業者等が回答した農地を指します。

## 利用権設定等促進事業

市町村が農業委員会等の関係機関・団体と協力して、農用地の出し手の掘り起こし活動を行い、掘り起こされた農用地を効率的かつ安定的な農業経営に結び付けていくことにより、農用地の権利移動の円滑化と方向付けを図る事業です。

市町村が個々の権利移動を一つの計画(農地利用集積計画)にまとめ、農業委員会の決定を経て公告することで、個々の契約をとりかわすことなく、一挙に貸借等、農地の利用権を設定・移転し、または所有権を移転するなどの法的効力が発生します。

なお、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地の利用権の設定等が行われる場合には、農地法の賃貸借の法定更新の規定は適用されず、期間満了後に貸借関係が解消されます。

## (2)策定の経過

### 【令和2(2020)年】

6月	岐阜市農業振興ビジョンの策定に着手
7月10～27日	前年度ワークショップ参加者への意見照会(農業委員会委員、認定農業者等)
7月15日	第1回岐阜市農業振興ビジョン懇話会 ・基礎調査の実施結果を踏まえ、現状における課題等の整理について意見交換
8月31日	第2回岐阜市農業振興ビジョン懇話会 ・岐阜市農業振興ビジョン(中間案)について意見交換
10月5日	岐阜市農業委員会への意見照会
11月10日	岐阜市農業委員会からの回答
12月1日～1月4日	パブリックコメント手続の実施

### 【令和3(2021)年】

1月26日～2月8日	第3回岐阜市農業振興ビジョン懇話会(書面による会議) ・岐阜市農業振興ビジョン(案)について意見聴取
2月18日	岐阜市農業振興ビジョンの策定

### 岐阜市農業振興ビジョン懇話会 構成員名簿

	区分	団体名	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学応用生物科学部	准教授	梶川 千賀子	議長
2	行政機関	岐阜農林事務所	所長	川尻 達也	
3	農業関連団体	ぎふ農業協同組合	営農部長	小野 忠義	
4	青年農業者	ぎふ農業協同組合青年部	副会長	早川 款基	
5	消費者団体	生活協同組合コープぎふ	理事	伊藤 理佐	
6	生産者組織	岐阜市水田農業担い手協議会	会長	後藤 宗夫	
7	生産者組織	岐阜市園芸振興会	会長	市川 雅己	
8	青年農業者	岐阜市農業青年会議	会長	堀口 昇吾	
9	行政委員会	岐阜市農業委員会	会長	栗本 恒雄	
10	行政委員会	岐阜市農業委員会	会長職務 代理者	清水 健吉	

## 岐阜市農業振興ビジョン

令和3(2021)年2月

発行 岐阜市

編集 岐阜市 経済部経済政策課

〒500-8720 岐阜市神田町 1 丁目 11 番地

TEL 058-265-3896

ホームページ <https://www.city.gifu.lg.jp/>